

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)

(案)

2008年12月

総 務 省

1 制度の概要

総務省は、「新競争促進プログラム2010」(06年9月19日)において、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)の有効性について定期的に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用することとし、これを受け、07年4月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(以下「運用ガイドライン」という。)を策定・公表した。

また、08年3月27日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下「NGN答申」という。)を踏まえ、運用ガイドラインを改定し、本制度に基づく検証対象にアンバンドル機能の対象の妥当性を追加した。

2 今回の検証プロセス

上記1を受け総務省は、08年7月、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を実施し、13件の意見が提出された。さらに、同年8月、当該意見募集結果を公表するとともに再意見(リプライコメント)の募集を行い、11件の意見が提出された(同年10月、再意見募集の結果を公表)。

これらを踏まえ、寄せられた意見(76項目に整理)に対する総務省の考え方(参考資料)を別添のとおり取りまとめたが、これを基に今回の検証結果を以下のとおり整理した。

なお、本文中括弧書きで意見番号が付されているが、これは参考資料の意見番号に対応するものである。

3 検証結果

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ④参照)はないが、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、ブロードバンド市場における公正競争環境の整備等の図る観点から、速やかに情報通信審議会に諮問し、同審議会の審議を経た上で所要の措置を講じることとする。

ア 指定要件に関する検証

- (ア) 指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等をボトルネック性の判断に含めるべきかという論点(意見6～9)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

- (ア) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)、地域IP網及びひかり電話網等を指定の対象から除外すべきかという論点(意見10、11)について

これらの論点に係る設備については、08年3月のNGN答申において、指定の対象とすることが必要との考え方が示されたところであるが、今回の検証時点では、特段の状況の変化はないことから、その考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。

- (イ) イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光

ファイバについて第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見12~15)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。

(ウ) 屋内配線を第一種指定電気通信設備に指定すべきという論点(意見17)について

現在、NTT東西と接続事業者との間で屋内配線工事に係る協議が行われており、08年末までにNTT東西から報告が行われる予定であることから、その報告等を踏まえて屋内配線工事のルール化について必要に応じ検討する。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(ア) NGN、地域IP網及びひかり電話網に係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見19~23)について

これらの論点に係る機能については、08年3月のNGN答申においてアンバンドル機能の対象とすることが必要との考え方が示されたところであり、今回の検証時点では、同答申の考え方を変更すべき状況の変化はないことから、同答申の考え方を踏襲し、引き続きアンバンドル機能の対象とすることが適当である。

(イ) NGNの基本機能(回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能)の一部だけではなく、ISCで規定されるフィルタリング機能を用いてこれら機能を一体的にアンバンドルする方法を検証すべきという論点(意見24)について

まずはNTT東西と接続事業者等との間で協議を行うことが適当であり、当該協議の状況等を踏まえ、アンバンドルの要否など所要の措置を検討する。

(ウ) き線点から利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカップ接続料を新たに設定すべきという論点(意見26)について

まずは、NTT東西と接続事業者等との間で協議を行うことが適当であり、08年末までに行われる予定の当該協議状況の報告等を踏まえ、アンバンドルの要否を検討する。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

(ア) 固定電話と比較して高い水準にある携帯電話の接続料に対する規制を強化すべき、全ての携帯電話会社に同一の接続料を義務付けるべき等、携帯電話の接続料等に関する規制についての論点(意見28～31、65、74、75)について

固定電話と携帯電話は、ネットワーク構成等が異なることから接続料に差異が生じること自体は問題ではなく、また、各携帯事業者において、設備投資やネットワークの維持に係るコスト等が同一でないことにかんがみれば、すべての携帯電話事業者に同一の接続料を義務付けることは適当でない。

しかしながら、近時のトラヒックの増加・相互通信状況等の変化やMVNOの参入など移動通信分野の競争の状況や事業環境の変化を踏まえると、制度の運用面や内容について適時適切な検証を行い、適正な事業環境を整備していくことが必要と認識している。

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりであり、NTT東西に所要の措置を要請する事項、引き続き注視する事項、その他の事項に区分して列挙する。

ア NTT東西に所要の措置を要請する事項

(ア) NTT東西の116窓口及びウェブサイトにおいて、利用者が加入電話移転居の手続を行う際にフレッツ光サービスの営業活動が行われており、累次の競争ルールに反しているとの指摘(意見48)について

116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、加入者からの問い

合わせが無いにもかかわらず、活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行うことは、累次の活用業務の実施に当たり、NTT東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講じたこととした具体的措置の「営業面のファイアーウォール」等に抵触する。

このため、116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。

(イ) NTT東日本の「フレッツ・テレビ」サービスは、放送事業への参入が認められていないNTT東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘(意見63)について

現行のNTT法においてはNTT東日本が放送事業を営むことは認められておらず、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東日本は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じる必要がある。

このため、NTT法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について、NTT東日本に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省へ報告を求めるとともに、NTT 東日本による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。

(ウ) NTT東西の県域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘(意見37)について

NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。この点について、昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況について報告を

求めることとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく。

なお、昨年度の検証に基づき、本年2月18日、県域等子会社におけるNTT東西及びNTTドコモグループからそれぞれ受託した業務に係る情報の目的外利用の防止等について、周知・徹底すること等をNTT東西に対し要請し、NTT東西は、当該要請を受けて、適切な措置を講じていると報告したところであるが、NTT東西が当該措置を十分徹底しているかについて引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。

イ 引き続き注視する事項

(ア) NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を自社の営業に利用しているという指摘(意見32)について

昨年度の検証に基づき、本年2月18日、NTT東西に対して接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用の防止等について周知・徹底すること等を要請し、NTT東西は、当該要請を受け、適切な措置を講じていると報告したところであるが、NTT東西が当該措置を十分徹底しているかについて引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。

(イ) ドコモショップにおいて、NTTグループ他社商品の取扱いを禁止する措置が必要との指摘(意見33)について

昨年度の検証結果において、「あくまで販売代理店がNTT東日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず、引き続き注視していく」としたところであり、引き続き注視していく。

(ウ) NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供が自己の関連事業者と一体となった排他的な業務等に当たるとの指摘(意見34)について

本件において指摘されている「ホームU」等の事案は、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に直ちに該当するものとは認められないが、そのサービス提供の態様によっては市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく。

- (エ) 家電量販店で、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあるとの指摘(意見35、44、47)、OCNwith フレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)について

本件について、NTT東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、また、NTTコミュニケーションズは家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施しているとしており、当該代理店によるOCNの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していく。

NTTドコモは、量販店がNTTドコモの代理店契約とは別に、量販店自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していく。

- (オ) NTTファイナンスによるNTTグループカードの「おまとめキャッシュバックコース」(以下「特典」という。)が、NTTファイナンスを介したグループ各社の優先的取扱いに該当するとの指摘(意見38)について

当該特典は、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではないが、NTTファイナンスにおいて、自社のクレジットカード利用者に対し、NTTグループが提供する電気通信サービスのみを組み合わせた特典の提供が行われているものである。

このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものではないが、当該特典の提供方法(見直しの方向で検討されると聞いている)については、指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していく。

- (カ) ドライカップの新規工事と解除工事における工事設定可能日について公平性を確保すべきとの指摘(意見39)について

NTT東西からは、他事業者の工事もNTT東西自身の工事と同条件としてお

り、差別的な取扱いをしていないとの意見が示されたが、まずは接続事業者とNTT東西との間で協議を行うことが望ましく、当該協議の状況等を踏まえ、総務省においては必要に応じて所要の措置を検討することとする。

(キ) NTT東西及びNTTドコモの通信レイヤーにおける市場支配力がグループの連携等を活用して上位レイヤーへ不当に行使されていないか適時検証すべきとの指摘(意見41)について

本指摘は「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」等に該当する事案を具体的に指摘したものではないが、NTT東西又はNTTドコモが「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」を行っていると思われる場合には市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触するおそれがあることから、NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダーとの関係について引き続き注視していくとともに、総務省においてもコンテンツプロバイダー等に対する一元的な相談窓口の設置等の施策を検討していく。

(ク) NTT西日本のフレッツ光のウェブサイトには、電話番号から住宅の種別を判別してサービスを案内する機能があり、また、電話帳等で公表していないにもかかわらずNTT西日本の販売代理店からフレッツ光の電話勧誘やDMの送付が行われていることから、NTT西日本が加入電話の顧客情報を利用して営業活動を行っているおそれがあるとの指摘(意見49、50)について

加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動は、累次の活用業務の認可条件である「加入者情報の流用防止」等に抵触することから、NTT西日本の営業活動の適正性について引き続き注視していく。

(ケ) IPv6マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西とISPとの間で行われている協議が公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要との意見(意見52)について

IPv6への移行に伴う諸課題について、NTT東西はISP事業者等と協議を行っているところと承知している。NTT東西が、新たに、都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなるISP事業を行う場合には、活用業務の認可申請が必要である。当該申請が行われた場合には、総務省において、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに基づき、公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの有無について適切に審

査を行う。

- (コ) NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要との指摘(意見53)について

NTT東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしており、引き続き注視していく。

- (サ) NTTグループの法人営業の集約により、NTT東西とNTTコミュニケーションズが共同で営業活動を行っているように見えるという等の指摘(意見55)について

NTT東西は、両社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、NTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同様であるとしているが、当該措置の運用が徹底されない場合には、公正競争を阻害するおそれがあるため、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。

- (シ) NGNに係る活用業務が認可されたことにより、NTT東西の業務範囲が拡大し、NTT東西の一体化が進行しており、公正競争環境確保の観点からは、現状の措置のみでは不十分ではないかとの指摘(意見57、58)について

「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」等に係る認可に際しては、「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」を履行すること及び8項目の認可条件を条件として付して認可したものであり、NTT東西による当該措置の運用状況及び当該条件の遵守の状況について注視していく。なお、総務省では、公正競争の確保を阻害する問題が現に生じている場合には、競争セーフガード制度に基づく意見募集の時期に限らず、随時意見を受け付けている。

NTTの組織問題については、「ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」(「通信・放送の在り方に関する政府・与党合意」(06年6月20日))とされている。

- (ス) NTT東西の加入電話の移行をてこにしたひかり電話の営業行為は、公正競

争上問題であるとの指摘(意見67)について

本件について、加入電話からNTT西日本のひかり電話への移行が公的施策であるかのような誤解を招きかねない広告物が配布されている不適切な事案があった。

NTT東西は08年6月に設置した広告物の審査組織において、すべての広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している等としており、NTT東西の宣伝・広告手法の適正化の状況について引き続き注視していく。

(セ) NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した「光ぐっと割引」は、恒常的に提供されているため、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見69)について

競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していく。

ウ その他の事項

(ア) NTT東西がフレッツ光の単独設置を条件として棟内光ファイバを無償で提供する営業活動は、公正競争の排除につながるため問題との指摘(意見62)について

本件については、FTTHの屋内(棟内)配線に係るものであるが、事業者変更に伴い、既存配線の撤去・新規配線の敷設が必要になることで、既存事業者による顧客のロックイン効果が大きくなる場合には、公正競争確保の観点から問題となる可能性はあるが、この判断に際しては、例えば、屋内配線の転用を円滑に行うことができない状況が存在しているかなど、FTTH市場における競争環境の状況を考慮することが必要になると考えられる。

なお、屋内配線工事については、現在、NTT東西と接続事業者との間で協議が行われているところであり、08年末までのNTT東西からの報告等を踏まえ、必要に応じてルール化の要否を検討する考えである。

(イ) NTTドコモ等をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきという指摘(意見45、46)について

電気通信事業法第31条第1項及び第2項の特定関係事業者に関する規制は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアウォールを設けるものである。

昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点においては、昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない。

なお、昨年度の検証に基づきNTT東西に対して要請した事項については、NTT東西による取組が進められているところであるが、今後の競争セーフガード制度の運用等を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組が不十分なため市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に違反している等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。

競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方(案)

総論

意見	再意見	考え方
<p>意見1 昨年度指摘された懸念事項に対する踏み込んだ検証や追加的措置とともに、行政指導を踏まえ講じられたNTT東西の措置を客観的に検証できる仕組みが必要。また、現行制度の枠組みでは、NTTグループの市場支配力排除に限界があるため、見直しに向けた議論を早急に開始すべき。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ 競争セーフガード制度の目的は、「公正競争要件の有効性を定期的に検証すること」とされていますが、本来「セーフガード」は問題を未然に防ぐための安全装置・保護装置です。昨年度の検証において、所要の措置を要請するに至らず「注視する」とされた事項がありますが、「注視する」のみでは既に発生している問題の悪化を招きかねません。したがって、昨年度指摘された懸念事項については、より踏み込んだ検証を行い、追加的措置をとることが必要です。</p> <p>また、行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西による措置については、単にNTT東・西から報告が行われたのみであり、当該措置が適切にとられたかどうか、検証が行われていない状況です。競争セーフガード制度の実効性を担保するためには、NTT東・西による自己申告に頼るだけでなく、NTT東・西が公正競争を担保するために必要な措置を適切にとり、正しく運用されているかを、客観的に検証できる仕組みが必要です。</p> <p>現行制度の枠組みでは、NTTグループの市場支配力を排除することに限界があるため、現行の公正競争ルールそのものを見直し、抜本的な措置に向けた議論を早急に開始すべきです。アクセスの問題、持株体制を基盤としたグループドミナンスの問題を抜本的に解決しないまま、NTT東・西の事業領域の</p>	<p>—</p>	<p>■ 本競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証する仕組みとして運用するものである。</p> <p>総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必要に応じて、指定電気通信設備の対象やNTT等に係る公正競争要件の見直し等の所要の措置を速やかに講じることとなるが、これらについては、市場実態等に応じて、従来の公正競争要件等を緩和・撤廃するだけでなく、追加的措置等を講じることもあり得るところであり、個別の事例・事案ごとに必要な措置を判断することになると考えている。</p> <p>■ 総務省では、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(以下「昨年度の検証」という。)に基づき講じるべき措置について、電気通信事業の公正な競争を確保するため、本年2月18日、NTT東西に対して要請を行い、同年3月31日にその講じた措置について報告を受けたところで</p>

<p>拡大やNTTグループ内連携(ISP、FMC、放送等のサービス)を容認すべきではないと考えます。 (KDDI)</p>		<p>ある。</p> <p>また、当該報告については、本年7月24日の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)」において、NTT東西による措置の状況として公表しているところである。</p> <p>昨年度の検証に基づきNTT東西に対して要請した事項については、NTT東西による取組が進められているところであるが、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組が不十分なため市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定に違反している等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。</p> <p>■ なお、NTTの組織問題については、「ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」(「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(06年6月20日))とされている。</p>
<p>意見2 本年度の本制度の運用に当たっては、NTTグループ各社の行為を個別に判断するだけでなく、個別事案が集積した結果、総体として生じる効果も考慮の上、検証・評価することを要望。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)を通じ、NTTグループによる多様な競争上の問題事例が網羅的・体系的に収集・検証される機会が得られることは非常に有意義であり、昨年度における本制度の検証の結果、NTTグループに対して6項目の措置が要請されたことは、一定の成果として評価できます。</p> <p>・ 昨年度の本制度の運用を通じ、NTTグループの</p>	<p>■ 競争セーフガード制度の目的は、競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインにあるとおり、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から講じられてきた各種の競争セーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることとされています。</p>	<p>(考え方1に同じ。)</p>

<p>公正競争上の問題点については、部分的に改善が見受けられた箇所もありますが、依然として、本意見書の各論にて詳述するような「接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用」や「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等に係る問題が残置されており、本年度についてはより厳格に検証並びに指導がなされることが期待されるようです。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、昨今、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、「NTT 東日本」と「NTT 西日本」をあわせて「NTT 東西」という。）と、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）殿によるFMC連携の強化や、エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社（以下、「NTT レゾナント」という。）殿への NTT ドコモ殿の出資等、市場において支配的地位を有する事業者を中心としたグループ連携が強まっており、接続事業者等が公平な環境下で競争することは年々困難になっている状況です。これら新規の事案に加え、従前からの日本電信電話株式会社（以下、「NTT 持株」という。）殿を中心とした NTT グループの定常的な人事交流や県域等子会社等を通じた一体的営業等は、個別事案毎に競争環境へ影響を及ぼしているのは勿論のこと、それら個別事案が集積した結果、総体として、市場に与える効果がある点を無視することはできません。 昨年度の本制度の運用においても、NTT のブランドカや、グループ会社・代理店等を通じたグループ連携行為について、「引き続き注視」との評価にとどまっているものがありますが、個別事案における違法性について「疑義がある」とのレベルにとどまっている場合や、公正競争上、「ただちに問題がある」と断定することが困難な場合でも、グループ会社や代理店が用いている NTT ブランドの活用や市場支配 	<ul style="list-style-type: none"> この目的に鑑みると、本制度を運用するにあたり、現行の電気通信事業法等の法令及び各種ガイドライン等が遵守されているか否かを検証するのみでは不十分であり、そもそもこれらの規制措置が「公正競争環境確保」という大目的を達成するために十分なものなのか否かという観点での検証が不可欠です。 例えば、FTTH 市場においては東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（合わせて以下、「NTT 東西」という。）が70%以上のシェアを有し、現在もそのシェアを伸ばし続けているという事実があります。これを、現行のルールを遵守し競争を行った結果であれば問題ないと結論付けるのは誤りであり、競争セーフガード制度の趣旨からは、このような事実から現行のルールの不十分さを疑い、ルール自体の変更を行うことが求められるべきものであると考えます。 また、本制度の適切な運用のためには、詳細な実態調査が必要とされますが、意見募集等を通じて競争事業者側から立証が可能な範囲は自ずと限られてしまうため、総務省殿における積極的な調査が不可欠と考えます。従って、本年度については、事業法第 166 条（報告及び検査）の規定を活用する等により、NTT グループ各社や代理店等を含め、昨年度以上に充実に調査を実施して頂きたいと考えます。 なお、本制度の運用に関し、NTT 東西殿からは、規制の最小化を図り、原則として各事業者の自由な事業展開に委ね、IP ブロードバンド分野の発展・拡大につなげることが重要との旨の主張がなされていますが、本格的な IP 化時代を迎えるにあたり、少なくともボトルネックである光アクセス網の真の開放がなされていない状況で NTT 東西殿に対して自由な事業展開を許容することは、FTTH 	
--	--	--

<p>力の有する事業者グループの営業力等が有機的に作用し、総体的に公正競争にマイナスの作用を生じ得る点にも着目しなければ、本質的な評価を見誤るものと考えます。弊社共としましては、各論にて詳述する NTT グループ各社の行為を積み上げ、全体を捉えた場合、それらが総体として公正競争環境に悪影響を及ぼしていることは明白であり、早急に是正が必要であると考えます。</p> <p>以上の点を踏まえ、本年度の本制度の運用にあたっては、NTT グループ各社の行為を個別に判断するのみならず、個別事案が集積した結果、総体として生じる効果も考慮の上、検証・評価して頂くことを要望します(別添資料1を参照願います)。(省略)</p> <p>なお、現行の法規制の枠組みをベースとして、NTT グループへの是正を求めることだけでは、抜本的な解決を図るには明らかに不十分であると考えます。これまで、電気通信分野における公正競争確保のために、電気通信事業法(以下、「事業法」という。)及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)に基づく各種の競争セーフガード措置が講じられてきたところですが、そもそも、これら現状の枠組みでは、NTT グループと競争事業者間の同等性が担保されているとは言い難く、公正競争を実現する上での問題が数多く存在しています。昨年度の本制度の運用において、NTT グループに対する数多くの問題事例が接続事業者等より提示され、前述のとおり、評価の結果、一部事案において行政指導が出されたことは、現行のルールでは公正競争環境を確保することに限界があること、あるいは当該ルールが形骸化していることを如実に表しています。従って、公正競争上の問題を抜本的に解決するためには、NTT の組織の在り方に踏み込んだ議論、対処が不可欠であると考えます。本制度が、「新競争促進プログラム 2010」(電気通信分野において 2010 年代初頭までに実施する</p>	<p>市場を中心に再度強まりつつある独占を容認することに他ならず、競争の終焉を意味します。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿に対する義務を軽減すべきか否かという論点は、NTT の在り方の見直しの中で始めて俎上に載せるべきものであり、現状では検討に値しないことは言うまでもありません。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
---	--	--

<p>公正競争ルールの整備等のためのロードマップ)の一項目であることも踏まえ、検証の結果、得られた成果については、2010年より予定されているNTT組織の見直し議論につなげることが重要と考えます。現状の不健全とも言える市場環境が今後も常態化し続けた場合、最終的にはサービス面や料金面をはじめ、消費者の利益を著しく阻害する結果を引き起こすことは明白であることから、総務省殿におかれましても、より一層の真摯な取組みを行って頂くことを要望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見3 本制度による検証を行う上で、①PSTNからIP網への移行期におけるNTTのフレッツサービスの営業施策、②モバイル市場に対するドミナント規制の重要性、③NTTグループに係る公正競争要件の見直し、の3つの観点が重要。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>■ 当社としましては、2008年度の競争セーフガード制度の検証を行う上で、以下に述べる3つの観点が特に重要と考えおり、この3つの観点をふまえ、各検証項目について意見を述べさせていただきます。</p> <p>①PSTNからIP網への移行期におけるNTTのフレッツサービスの営業施策</p> <p>2008年度は、NTT東西殿が「光ユーザ数を2010年度で2,000万加入を達成」とする目標を公表しているとおおり、通信サービスの基盤となるネットワークの移行が行われている過渡期にあるといえます。</p> <p>その一方で、以下に掲げた状況からも分かるように、PSTNからIP網への移行計画は依然として不透明な状況であり、IP網におけるアンバンドル施策についても検討中の段階にあると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IP網への移行計画は「2010年度に概括的展望を公表」(※1)とされている。 ・ 提供するサービスにおいても、従来の固定電 	<p>—</p>	<p>■ 競争セーフガード制度による検証は、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、これまで公正競争確保の観点から講じてきたセーフガード措置の有効性・適正性を確保し、市場実態を的確に反映したものとすることが必要との観点から行われるものである。</p> <p>このため、本制度による検証に際しては、最近の市場実態や競争状況等を踏まえることが必要であり、ご指摘の観点も参考としつつ、セーフガード措置の有効性・適正性を確保するように取り組むことが必要と考えている。</p>

話に代替するIP電話単独のサービスの計画はたっていない。(※2)

- ・平成20年3月から開始しているNGNサービス「フレッツ光ネクスト」の接続料については、検討中の段階にある。
- ・シェアドアクセスについては、接続事業者がNTT東西殿のサービスと対抗できるアンバンドメニューがない。

このような将来的な見通しが不透明な状況の中でも、NTT東西殿においては、フレッツサービスの拡販が継続して行われてきており、やや過大とも思われる2000万加入の目標も影響していると思われれますが、昨今、競争セーフガード等の取組みで積み重ねてきたアクセス回線及び固定電話市場でのドミナント性に起因した累次のルールに反する行為が行われる蓋然性が更に高まっていると見ています。

これでは、ブロードバンド市場における公正競争は著しく損なわれることになり、NTT東西殿のFTTHサービスシェア(72.2%※3)はさらに拡大し、市場の独占化は避けられなくなることを強く懸念します。なお、競争ルールに反するフレッツサービスの拡販は、結果的に利用者の利益も損なう結果になることから、NTT東西殿におけるフレッツサービスの営業施策に対し、競争セーフガード制度の中で、改めて重点的に検証が行われるべきと考えます。

参照:

※1 平成20年5月13日 NTT決算資料「サービス創造グループを目指して」

※2 総務省殿におけるユニバーサルサービス委員会等の検討状況から

※3 平成20年6月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ」

②モバイル市場に対するドミナント規制の重要性

当社では、モバイル市場に対して、以下で挙げたような基本的な認識を有しているため、更に競争を促進し利用者利便性の向上を図る取組みが必要と考えます。

- ・ モバイル市場は、その契約者数が1億(※4)を超え、利用者の需要も固定サービスからシフトしており、それに対応して利用者の利便性に与える影響、及び競争施策の有する意義は、固定サービスと比較しても相対的に大きくなっている。
- ・ モバイル市場における競争状態については、各社から様々な割引サービスが提供されているものの自社利用者間もしくはグループ内通信に特化される場合が多く、部分的に行われている傾向にある。
- ・ さらに、割引サービスの形態が横並びの傾向にある。(この点については「新規の競争の相互牽制の表れと考えることも可能であることは留意が必要」(※5)との指摘。)
- ・ 番号ポータビリティ制度導入以降、事業者間乗換えが以前より容易になっているものの、メールアドレスが変更できない等の理由により、それに因る顕著な競争の促進を見ることは難しい。

これらの状況を勘案しながら、競争セーフガード制度の取組みの中で、第二種指定電気通信設備制度の運用の適正性が検証され、その結果が今後における第二種指定電気通信設備制度の在り方の検討につながる契機となることを期待します。

参照：

※4 平成20年6月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ」

※5 平成20年6月 総務省資料「電気通信事業分野における競争状況の評価2007(案)」

③NTTグループに係る公正競争要件の見直し

2010年に予定されているNTT組織問題の検討(※6)を見据え、現在のNTTグループに係る各公正競争要

<p>件が現在の市場実態に沿ったものであるかの検証は、2008年度においても重要な観点であると考えます。</p> <p>特に、NTT東西殿と県域等子会社との関係、さらにモバイル市場において約50%の市場シェアをもち支配力を有するとともにNTTグループを実質的に牽引するNTTドコモ殿との関係については、特に注視し検証を行うことが必要であると考えます。</p> <p>参照： ※6 平成18年6月20日「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見4 情報通信市場を取り巻く環境は、大きく変化しており、過去に導入された公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行い、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備すべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>■ 情報通信市場では、IP化の進展により、県内／県間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスが続々と提供されるとともに、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展しています。NTTグループ以外の他事業者は、現に一社で固定・携帯事業を提供しており、更には固定・携帯サービスを同一のネットワークに載せる計画を公表する等、更なる融合化を進めようとしています。このように、情報通信市場を取り巻く環境は、指定電気通信設備制度が導入されたり、NTTグループに係る累次の公正競争要件が設定された当時と比べると大きく変わっています。</p> <p>指定電気通信設備制度が導入されたり、NTTグループに係る累次の公正競争要件が設定された当時は、新規参入事業者が当社と同等のメタル回線やPSTN網を自ら構築し、市場に参入することは実質的に不可能であったため、当社の設備を開放し、接</p>	<p>■ 西日本電信電話会社と東日本電信電話会社では自社の契約者である加入電話とISDNを併せて5000万契約以上を持っており、その上で光ファイバー事業を進めている。これは、加入電話契約による安定的な収入があつての事であり、FTTHに関わる設備構築や事業推進に、加入電話利用料による収入が割当てられてのことである。</p> <p>加入電話のみ契約してFTTHを必要としない契約者にとっては、その利用料金がFTTHサービスの為に使われるのは到底納得出来るものではなく、FTTH事業は採算分離されるべきであります。</p> <p>加入電話の利用料金は加入電話事業の維持管理のために使い、コスト削減を図った上でその契約者に利用料金値下げ等で還元するべきであります。</p> <p>少なくとも、早急にFTTH事業と加入電話事業について、それぞれ独立採算とした場合の収支内容</p>	<p>■ 競争セーフガード制度は、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証する仕組みとして運用するものである。</p> <p>総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必要に応じて、指定電気通信設備の対象やNTT等に係る公正競争要件の見直し等の措置を速やかに講じることとなるが、これらについては、市場実態等に応じて、従来の公正競争要件等を緩和・撤廃するだけでなく、追加的措置等を講じることもあり得るところであり、個別の事例・事案ごとに必要な措置を判断することになる。</p>

続条件を整備することが、競争を促進するための唯一の方法でしたが、光ブロードバンドサービスやWiMAXに代表される広帯域無線サービス等がこれから本格的に展開されようとしているIPブロードバンド時代においては、それらサービスにふさわしいインフラ整備、技術開発の面で、既存事業者も新規参入事業者も同じスタートラインに立っており、今後のIPブロードバンド市場の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところです。

このような環境下において、なお、従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき「設備競争」は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできません。

これから本格的にIPブロードバンドサービスが展開されようとしている時期であるからこそ、ここは従来の発想を転換して、21世紀のIPブロードバンド時代にふさわしい競争政策(あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づく事前規制をかけず、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策)に思い切って舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。

したがって、競争セーフガード制度の運用にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行って頂き、各

を分かり易く国民や契約者に公表するべきであります。

(個人)

■ NTT 東西殿は、公社時代から独占的に線路設置基盤を有しており、また、一定のルールは設けられているものの、これらの基盤の利用において依然として競争事業者と比べて手続面・費用面で有利である等、NTT 東西殿は設備構築において競争事業者と比べて圧倒的に優位な状況にあることは明らかです。

・ このような状況において、設備競争が「本来行われるべき」競争であるといった主張は全く受け入れられないものであり、そもそも、競争事業者が市場に参入するにあたり、新たに設備を構築するか、他社の設備を借りるかという判断は、事業者が経済合理性等に基づいて選択するものであるべきです。

・ なお、NTT 西日本殿は、「他人が努力して作った設備を借りた方が有利」と主張されていますが、接続事業者は接続料という形で適正報酬も含む対価を支払っており、当該主張は適切でないと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 本意見において、「公定料金」という用語が「各社と比較し常に最も安価な接続料金」との趣旨で使用されているのであれば、現状の接続料金算定の各スキーム(LRIC、実際費用原価、等)の目的に則していない内容であると考えます。

・ また「自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利」との意見がありますが、NTT西殿においてもNTT東殿のエリアでNTT 東殿など他社の設備を借りてサービス競

<p>事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備して頂きたいと考えます。 (NTT西日本)</p>	<p>争を行い市場を活性化させることが可能となっておりますが、そのような競争は現状行われておりません。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見5 設備ベースの競争の進展により、市場環境・競争状況は大きく変化しているため、現時点における市場環境・競争環境を十分検討した上で、「不可欠性」のない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ 現行の指定電気通信設備制度は、従来の電話のメタル回線やネットワークを前提に、当社以外に設備を構築する事業者がなく、他事業者は当社が設置した設備を利用せざるを得ないといった状況を念頭に導入されてきたものですが、その後、我が国では、世界で最もオープン化が進展しており、ブロードバンド市場においては、FTTH、ADSL、CATV及び高速無線アクセス等、他事業者による多種多様なアクセスラインが提供されるとともに、ルータ等の局内装置については他事業者が自ら設置し当社の局内装置を利用するケースはほとんどない等、現実に設備ベースの競争が進展しており、その市場環境・競争状況は大きく変化しております。</p> <p>また、指定電気通信設備の範囲は、あくまで設備の「不可欠性」の有無により判断すべきであり、指定とする場合は、規制する立場にある行政が十分な説明責任を果たすべきであると考えますが、昨年度の検証における指定を解除しない理由は、いずれも「不可欠性」があることについて具体性を欠くものであり、合理的な理由とはなっておりません。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、現時点における市場環境・競争環境を十分検討した上で指定電気通信設備の棚卸しを行い、「不可欠性」のない以下の設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>■ 現行の第一種指定電気通信設備の指定の対象は、ボトルネック性を要件として公正競争確保のために有効に機能しており、また、現在の通信市場における競争推進施策の根幹を成しており、引き続き対象の維持が必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ルータ等の局内装置については他事業者が自ら設置し当社の局内装置を利用するケースはほとんどない等、現実に設備ベースの競争が進展しており、その市場環境・競争状況は大きく変化しております。」との意見について、「設備を利用していないから競争が進展している」と判断することは十分な根拠がない意見と考えます。 利用実績がないという理由のみでアンバンドル機能の対象から除外すべきではないと考えます。特に、FTTH サービス利用者が年々増加しているにもかかわらず、加入者光ファイバのアンバンドル機能が利用され他事業者の参入が見込まれないのは、シェアアクセスの1分岐単位接続に係る問題にも見られるように、他事業者の参入意欲があってもその接続形態や接続料金など利用条件が競争を活性化し且つ他事業者の利用を促進するようなものとなっていない可能性があり、むしろこの競争セーフガードで特に重点的に検証しなければならない項目であるとも考えられます。 先般、新たに指定の対象に加えられたNGNにお 	<p>第一種指定電気通信設備の対象については、本制度による運用を通じて毎年度検証することとしており、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に規定する指定の対象の妥当性に関する考え方に基づき、その妥当性・適正性の確保に努めてまいります。</p>

(NTT東日本)	<p>いても、今後、競争による新たなサービスの進展と需要の拡大が期待される場所です。また NGN のインフラとなる光ファイバはボトルネック設備であり、NGN は光ファイバと一体として設置され、接続に不可欠な設備であるため現状の指定対象を維持すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
----------	--	--

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

意見6 第一種指定電気通信設備の指定については、①「指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)」を採用する、②端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに行うという現行の考え方は継続されるべき。	再意見6	考え方6
<p>■ 指定要件については現行維持が適切</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の指定要件については、これに基づきADSLサービス等国際的にも競争力のあるサービスが実現され日本の通信市場における競争施策の根幹をなしているものであり、引き続きの維持が必要と考えます。 ・ また、現行の指定要件の維持は、NWのIP化及び次世代ネットワークの進展の中で、物理レイヤでの市場支配力を梃子にした上位レイヤへの市場支配力の行使に対しても有効であると考えます。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 指定要件について、昨年度の本制度の検証において以下の考え方が示されているところです。</p>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、接続ルールは当社の財産権を制限する面を有しており、このような私権を制限する対象となる設備は、規制する立場にある行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>また、昨年度の検証を引用し、「ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当」との意見が示されておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要と</p>	<p>■ 07年3月付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「3月答申」という。)において示されたとおり、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある。</p> <p>また、現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないし、NTT東西が指摘するような「NTT東西を</p>

<p>- ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT東西を競争上不利な状況に置く又はお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。</p> <p>- メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。</p> <p>今年度においても、上記の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方は継続されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>なることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、規制する立場にある行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 「ネガティブリスト方式の採用は第一種電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当」といった現行の考え方を継続すべき理由として、昨年度の本制度の検証結果に示されたとおり、「ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT東西を競争上不利な状況に置く又はお客様利便を損ねている等の状況も認められないこと」が挙げられていますが、殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、今から花開こうとしているブロードバンド通信市場でのインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると</p>	<p>競争上不利な状況に置く」又は「お客様利便を損ねている」等の状況も認められない。</p> <p>したがって、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当である。</p> <p>■ また、端末系伝送路設備について、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することについては、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、合理性があると認められる旨、昨年度の検証結果において考え方を示したところである。</p> <p>現時点において、この考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、引き続きメタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することが適当である。</p>
--	---	---

	<p>考えます。</p> <p>したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」から「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 「ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方は継続されるべき」の意見について賛成します。</p> <p>・ NWのIP化及び次世代ネットワークの進展の中で、ボトルネック設備であるメタル回線と光回線を両方保有するNTT東西殿が、事業者間取引市場及び加入電話市場での市場支配力を梃子に上位レイヤ及び隣接市場で市場支配力を行使することが競争評価でも非常に懸念されていることから、現行の指定要件の維持は公正競争確保に有効であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ソフトバンク・再意見7に同じ ■NTT東日本・再意見8に同じ ■NTT西日本・再意見8に同じ</p>	
<p>意見7 第一種指定電気通信設備の指定については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」から「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直すとともに、その対象設備は、指定電気通信設備</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>

とする具体的な基準を明らかにした上で、必要最小限のものに限定すべき。		
<p>■ 【現行の指定方法の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、今から花開こうとしているブロードバンド通信市場でのインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 ・ したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」から「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。(NTT西日本) <p>■ 【現行の指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p>現行制度の下においては、DSL装置を除き、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が対象となっております。これは実際の運用(指定告示に基づく指定行為)が、端末系伝送路設備(加入者回線)と一体として設置されるルータ等の設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ポ</p>	<p>■ 情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(平成19年3月30日)」で整理されたとおり、NTT東・西と競争事業者との間に情報の非対称性が存在しているため、ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック設備でありながら一定期間指定されない事態が生じかねません。この場合、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性があることから、現行のネガティブリスト方式による指定が適当であると考えます。(KDDI)</p> <p>■ 現在、指定されているNTT東西の第一種指定電気通信設備は、今だボトルネック性を有していると考えられることから、少なくとも現行の指定範囲・指定要件等を維持することが適当と考えます。(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 【第一種指定電気通信設備に関する検証、指定要件に関する検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)に対する弊社意見書(以下、「弊社意見書」という。)(平成20年8月25日)でも述べたとおり、ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず、一定期間指定されない場合が生じ得る可能性があるとともに、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT東西殿を競争上不利な状況に置く又はお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当と 	<p>■ 考え方6で示したとおり、ネガティブリスト方式を採用することは、第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当である。</p> <p>なお、NTT東日本の主張する財産権を制限する面を有しているという点については、本制度が不可欠性を有する電気通信設備を設置する事業者に対して公正競争確保の観点から一定の規律を適用するという競争政策上の要請に基づくものであることから制度としては妥当と考えるが、引き続き公正かつ透明な手続により本制度を運用することとする。</p>

<p>ルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式によっていることに原因があると考えます。</p> <p>しかしながら、接続ルールは当社の財産権を制限する面を有しており、このような私権を制限する対象となる設備は、規制する立場にある行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。(こうした必要最小限のものに規制を限定するという考えは、累次の規制緩和・規制改革論議の中で繰り返し確認されてきた原則です。)</p> <p>また、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性を有することになる蓋然性は極めて低いと考えます。</p> <p>それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。</p> <p>加えて、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列</p>	<p>考えます。</p> <p>また、第一種指定電気通信設備においては、NTT 東西の端末系伝送路がメタル・光ファイバを問わず独占的に設置された線路敷設基盤を用いて整備されてきたことを考慮すると、メタル・光ファイバを一体として回線シェアを計るという現行の方式は極めて適切であると考えます。</p> <p>従って、今年度においても、現行の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、KDDI 殿とイー・アクセス殿の意見書にもあり、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方は継続されるべきと考えます。</p> <p>なお、第一種指定電気通信設備の判断にあたっては、代替性が存在するか不明確でかつボトルネック性のない高速無線アクセス回線は含めるべきでないと考えます。また、CATV回線については、現行の「固定端末系伝送路設備設置状況報告」における集計方法のとおり、放送目的のものを含めないことが適切なことは言うまでもありません。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■イー・アクセス・再意見5に同じ</p>	
---	---	--

<p>挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、規制する立場にある行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>		
<p>意見8 端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せず指定を行うという現行の考え方を維持すべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ 端末系伝送路設備の種別</p> <p>指定電気通信設備制度における指定要件について、「端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性があると認められる」との現行の考え方を維持すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が異なっていることから、メタル回線と区別し、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、メタルと光を区別せずに指定を行う論拠として、「メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること」との昨年度検証の考え方を引用されておりますが、以下のとおり、メタルと光を区別せずに指定を行う論拠として希薄であり、光ファイバを指定電気通信設備とする合理的な理由とはならないと考えます。 ・ メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと ・ 電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること 	<p>(考え方6に同じ)</p>

・ 当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと、また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続き面での優位性はないこと
(NTT東日本)

■ 端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。

・ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約 2 倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 6 年間で契約数を 1.5 倍の 2,875 万世帯(平成 19 年 3 月末。再送信のみを含む)に増加させています。
(別添 1、2 参照)(省略)

・ したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバ等については諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

- ・ 「端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある」とする考え方を継続すべき理由として、昨年度の本制度の検証結果に示された理由が列挙されていますが、何れも、以下のとおり、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定を行うことに合理性があることの根拠にはならないと考えます。
 - ① 設備のボトルネック性については、他事業者が代替設備を自前構築できる環境が整っているか否かによって判断すべきであり、DSLサービスとFTTHサービスとの間でサービスの代替性があることは、メタル回線と光ファイバを区別して指定する理由にはならないと考えます。

むしろ、CATVブロードバンドサービスとDSLサービスやFTTHサービスとの間でサービスの代替性があるにもかかわらず、現にブロードバンドサービスに使用されていないCATV回線を光ファイバと区別して取り扱いながら、現にブロードバンドサービスに使用されていないメタル回線を光ファイバと一体的に取り扱うとしている点で、現行制度には不整合が存在しています。
 - ② 当社の光ファイバはメタル回線と同様、電力会社や当社の線路敷設基盤を利用して敷設されていますが、当該線路敷設基盤は既に開放済であるため、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整っていることから、既に敷設済のメタル回線の場合と異なり、構築意欲さえあれば、他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前敷設することが可能ですし、現に光ファイバ等の自前敷設を行っています。
- ・ 他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能であるため、当社に競争上の優位性をもたらす手続き

	<p>面での優位性はありません。また、当社はメタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できる訳ではないため、当社にコスト面での優位性もないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ソフトバンク・再意見7に同じ ■イー・アクセス・再意見6に同じ</p>	
意見9 CATV回線や高速無線アクセス回線のうち固定通信事業に用いられない回線について、ボトルネックの判断に含めるのは適当ではないという現状の考え方を維持すべき。	再意見9	考え方9
<p>■ ブロードバンドアクセス網のボトルネック性の判断 ブロードバンドアクセス網のボトルネック性の判断に当たり、「CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線や高速無線アクセス回線のうち固定通信事業に用いられない回線について、加入者回線のボトルネック性の判断に含めるのは適当ではない」との考え方を維持すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	■NTT東日本・再意見8に同じ	<p>■ 第一種指定電気通信設備制度は、電気通信事業分野の公正競争を図る観点から、固定通信事業において加入者回線総数の50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備をボトルネック設備に指定した上で各種の接続関連規制を課すものである。</p> <p>したがって、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線や高速無線アクセス回線のうち固定通信事業に用いられない回線について、加入者回線のボトルネック性の判断に含めるのは適当ではないと考える。</p>

イ 指定の対象に関する検証

意見10 次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見10	考え方10
<p>■ 【次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網について】</p> <p>・ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電</p>	<p>■ 提出意見では、ブロードバンドサービスでは西日本電信電話は49%のシェアであり、一部ではCATV事業者のシェアが上回っていると主張されてい</p>	<p>■ NGNについては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号。以下「NGN</p>

話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

① 他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。

② 現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。

ブロードバンドサービスについて、FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで49.0%(平成20年3月末)に止まり、30府県中17府県で当社シェアが50%を下回り、うち6県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、65%、59%、55%、50%(同上)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にある。→別添1(省略)

また、ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、0AB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは24%程度(平成20年3月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば4%程度(同上)に過ぎない状況にある。→別添2(省略)

③ 地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はなかった。

ますが、総務省の統計データと全く違った自社に都合の良い誤ったデータの提示であり、パブコメ閲覧者にも誤認を与えるようなこととなっております。シェアについての正しいデータを再提示頂くと共に、ボトルネック性の無いことについての根拠とは言えないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきではありません。

ブロードバンドのシェアはFTTH、ADSLが多く、総務省の9月17日発表のブロードバンド契約数によるとCATVのシェアは全国で395万契約13%であり、西日本電信電話により県名の挙げられている三重、富山、福井、山口についても27%～45%程度です。

(個人)

■ ひかり電話サービスのシェアについて、自社の契約者である加入電話を除いたシェア比較を行っており、さらに比較対象にはレジデンシャルサービスではないパーソナルサービスである携帯電話まで同じ1件として換算しています。

自社に都合の良い誤ったデータの提示であり、パブコメ閲覧者にも誤認を与えるようなこととなっております。シェアについての正しいデータを再提示頂くと共に、ボトルネック性の無いことについての根拠とは言えないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきではありません。

(個人)

■ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日。以下「NGN接続ルール答申」といいます。)で整理されたとおり、NGN、地域IP網、ひかり電話網の指定は適当であると考えます。

(KDDI)

答申」という。)において示されたとおり、NGNはシェア70%超を占めるFTTHサービスやシェア75%超を占めるひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって利用の公平性が確保された形で、自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGNを第一種指定電気通信設備に指定することとされたものである。

また、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNは、メタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。

■ 地域IP網については、NGN答申において示されたとおり、少なくとも2010年度時点を見据えた場合、NGNと当面並存する状況の中で、現在よりもその規模を拡大することが想定されており、NTT東西のFTTHサービスが、FTTH市場のシェアの70%を超える状況の中で新規契約数では約80%を占める状況にあることを踏まえれば、FTTHサービス等を提供するネットワークとしてその重要性は高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断することはできないと考えられる。

また、現にNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、

<p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■【NGN、地域IP網及びひかり電話網】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)世界的に最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しております。(中継ダークファイバの提供実績：164事業者、3,408区間、約5万芯(2008年3月末)。局舎コロケーションの提供実績：127事業者、1,884ビル、約4.5万架(2007年3月末)。) また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、新たな貸出し形態の実現や手続きの迅速化などを通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しております。 <p>(2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理</p>	<p>■【NGN、地域IP網及びひかり電話網の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、ひかり電話網(光IP電話用ルータ)については、今年度より新たに第一種指定電気通信設備の指定対象とされたばかりであり、現時点で見直しを行う必要は全くないと考えます。 <p>また、地域IP網については、昨年度の検証において「一部の事業者が同様のネットワークを自前構築することができることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできず、①NTT東西同士が互いの地域IP網を相互接続して利用していること、②ISP事業者が加入者回線及び地域IP網を足回り回線として利用しており、地域IP網との接続ができなければ事業展開上大きな支障が生じること、③本年度下期に本格商用サービスを予定している次世代ネットワークとの関係が必ずしも明確でないこと等を総合的に勘案すれば、現時点において指定を解除することは適当ではない。」とされていますが、現在も依然としてこれらの状況に何ら変わりはないため、今後も継続して第一種指定電気通信設備として指定されることが当然であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 諸外国では光ファイバは日本ほど普及しておらず、NGNも本格的な商用化段階にないため、日本のようにNGNを含むIP網の接続に係るルール整備が必要な状況に至っていないものと考えます。</p> <p>なお、NGNについてのルールは未整備ではありますが、EUでは、ボトルネック設備に係る問題への対策として会計分離等の措置では十分でない場合に、当該設備を保有する既存事業者に対し</p>	<p>地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられる。</p> <p>このため、地域IP網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要と考えられる。</p> <p>■ひかり電話網については、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザーに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また、0AB～JIP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、2008年6月時点で72%(番号ベース)であることから、NGN答申において、第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされた時点と比べて状況に変わりはないと考えられる。</p> <p>このため、ひかり電話網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p>
--	--	--

<p>由はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> IP通信網を用いた当社のブロードバンドサービスシェアは、東日本エリアで49%、特に首都圏では43%と熾烈な競争が展開されています(2008年3月末)。 <p>その結果、この5年間でユーザ料金も大幅に廉化してきており、諸外国と比べても最も低廉な光インターネットの料金となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ひかり電話についても、加入電話と代替的なサービスとされる直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは24%(東西計:2008年3月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば4%(同上)に過ぎません。 <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界的にみても、IP-IP網間はピアリング/トランジットといった形態で取り引きしており、我が国のNGNだけ画一的な接続料を設定することは、日本独自のルールを作ることになり、世界のIP網の中で孤立化を招き、国際的な競争から取り残されるおそれがあります。 <p>なお、昨年度の検証では、地域IP網について、「一部の事業者が同様のネットワークを自前構築することができることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできず、①NTT東西同士が互いの地域IP網を相互接続して利用していること、②ISP事業者が加入者回線及び地域IP網を足回り回線として利用しており、地域IP網との接続ができなければ事業展開上大きな支障が生じること等を総合的に勘案すれば、現時点において直ちに指定を解除することは適当ではない」とされており、以下のとおり、地域IP網を指定電気通信設備とする論拠としては希薄であり、合理的な理由にはならないと考えます。</p> <p>(1) 指定の要否は、当該設備に不可欠性があると</p>	<p>てアクセス部門の機能分離を実施する義務を課す権限を加盟国の規制当局に対して与える方向で議論が進んでいることに留意する必要があります。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ シェアの算出が不適切であると考えます。</p> <p>設備のボトルネック性は、サービスベースのシェアで判断すべきではなく、現行の指定電気通信設備制度での算出の方法が適切であり、同種の固定端末系伝送路設備ベース(メタル・光ファイバ等)で算出すべきです。この場合、NTT東・西のシェアは、91.0%となります。</p> <p>仮に「ブロードバンドシェア」としてサービスベースでシェアを考える場合でも、競争評価で緻密に分析を行っているとおりに、FTTH(戸建て、集合住宅等)市場として分析すべきであり、この場合、NTT東・西のシェアは、78.5%(H20年6月末)となります。</p> <p>また、ひかり電話をサービスベースで考える場合、競争評価ではNTT東・西加入電話、直収電話、OABJ-IP電話、CATV電話を一体として市場画定しており、その際の全体に占めるNTT東・西のシェアは86.3%(H20年6月末)です。</p> <p>なお、IP電話市場として考えた場合、NTT東・西がサービスを提供しているOAB～J番号市場でのNTT東・西のシェアは72.4%(H20年6月末)であり、第一種指定電気通信設備の対象とする論拠は十分あると考えられます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ NGN接続ルール答申で整理されている通り、ISP事業者は、ボトルネック設備である加入者回線と一体として構築されているNTT東・西の地域IP網を足回り回線として利用しており、これと接続でき</p>
--	---

<p>認められるかどうかで判断されるべきであり、1社でも接続事業者が存在すれば指定を解除できないとするのは不合理であること。むしろ、2001年より、接続約款に地域IP網の接続料(ルーティング伝送機能)を規定していたにも関わらず、2006年に開始されたNTT東西間接続以外に利用実績がなかったことに着目すべきこと。</p> <p>(2) 他社が自前の設備(OLT、ルータ等)を使って独自のIP通信網を構築できるよう、ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供してきており、他事業者は当社と同等のIP網を現に構築していること。その結果、当社のブロードバンドシェアは49%に過ぎないことから当社の地域IP網を利用することがISP事業者の事業展開上不可欠ではないこと。また、当社の場合、地域IP網について、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISPと公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであるため、地域IP網の指定を解除しても、ISP事業者の事業展開に支障が生じないこと。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>なければ事業展開上大きな支障が生じることとなるため、指定の継続が必要です。</p> <p>仮に指定から外された場合は、接続協議等はビジネススペースでの個別協議となり、競争事業者は、優位な立場にあるNTT東・西の希望通りの接続条件で合意せざるを得なくなるため、接続までの期間の長期化・接続料の高騰・NTT東・西の利害を優先した接続条件及び運用方法の決定等が懸念されます。また、情報の非対称性の問題があるため、指定の対象とならない理由等をNTT東・西が説明すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■イー・アクセス・再意見5に同じ</p>	
<p>意見11 NTT東西の地域IP網については、引き続き第一種指定電気通信設備の指定を継続することが適当。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>
<p>■ NTT東・西の地域IP網</p> <p>NTT東・西の地域IP網については、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008年3月。以下「答申」と言います。)の通り、第一種指定電気通信設備の指定を継続することが適当と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■NTT東日本・再意見18に同じ</p> <p>■NTT西日本・再意見16に同じ</p>	<p>(考え方10に同じ)</p>

意見12 イーサネットサービス等のデータ通信網については、競争が十分に進展していることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見12	考え方12
<p>■ 【イーサネットサービス等のデータ通信網について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社のイーサネットサービス等のデータ通信網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。 <p>① 他事業者は、当社又は電力系事業者殿から光ファイバを借り、1台あたり百万円～数百万円程度に過ぎないイーサネットスイッチを調達し、当社ビル等に設置することによって、当社と同等のイーサネットサービスを提供することが可能となっている。</p> <p>② 現に、電力系事業者殿をはじめ多くの事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げている。</p> <p>イーサネットサービス市場において、当社のシェアが13.1%（平成19年9月末）、NTT東日本のシェアが16.5%（同上）であるのに対し、KDDI殿のシェアが23.2%（同上）となっている等、競争は十分に進展している。</p> <p>（NTT西日本）</p> <p>■ 【イーサ系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>（1）イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、16.5%であり（2007年9月末）、競争は十分に進展していること。</p> <p>（2）また、イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等に</p>	<p>■ NTT東・西は、独占時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤（局舎・管路・とう道・電柱等）を保有しています。これらは電気通信事業に必要不可欠なボトルネック設備です。NTT東・西のNGN自体もまた、ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として構築されます。従って、NGN接続ルール答申P.12のとおり、「NGNは、（略）、第一種指定電気通信設備に指定することが必要」です。イーサネット系サービスのデータ通信網についても同様に指定を継続することが必要です。</p> <p>なお、NTT西は「イーサネットサービス市場において、NTT西日本のシェアが13.1%、NTT東日本のシェアが16.5%であるのに対し、KDDIのシェアが23.2%（H19.9末時点）となっている等、競争は十分に進展している」と述べていますが、これはイーサネットサービス全体における、県内・県間両方のサービスを提供しているKDDIのシェアと、県内サービスのみ提供している（県間サービスにまだ本格進出していない状態の）NTT東・西のシェアの比較です。</p> <p>仮に、市場シェアを県内エリアに限定すれば、NTT東・西は70%程度のシェアを持つものと推定されます（KDDI試算による）。イーサネットサービスには、お客様のネットワーク全体を単一の事業者が一括で提供することが、お客様にとって理想的であるという特性があります。ボトルネック設備を保有し、県内で70%もの圧倒的なシェアを持つNTT東・西が指定を外れ、県間サービスにも進出すれば、県内サービスのシェアが県間サービス、ひいてはイーサネットサービス全体のシェアに波及するものと想定されます。</p>	<p>■ イーサネットサービス等のデータ通信網については、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。</p> <p>また、イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできない。</p> <p>以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象外とすることは適当ではない。</p>

<p>コロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。 (NTT東日本)</p>	<p>(KDDI)</p> <p>■【イーサ系サービス等のデータ通信網の指定について】 イーサネットサービス等のデータ通信網については、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものでないこと、イーサ装置はネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、競争事業者が自前で装置を NTT 東西殿のビル等にコロケーションすることで同等のサービスを提供できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないと考えます。また、依然として信頼性向上のために端末回線を異キャリアで構成したいというユーザニーズが存在することも踏まえれば、現時点において第一種指定電気通信設備の指定を解除することは認められないものと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■イー・アクセス・再意見5に同じ</p>	
<p>意見13 加入者光ファイバについては、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>■【加入者光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。 ・ しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備について 	<p>■ 西日本電信電話会社と東日本電信電話会社では自社の契約者である加入電話とISDNを併せて5000万契約以上を持っており、更に端末系の光ファイバーはこれを置き換えるように契約数を伸ばしており、設備についても従来と変わらず大変多くのシェアを持っており、</p> <p>提出された意見ではCATV事業者の契約数が6年間で1.5倍とのことですが、これは1年当たりにも</p>	<p>■ 現時点でも、NTT東西は、電柱や管路等の線路敷設基盤や、全加入者回線の9割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT東西の光ファイバを利用することが欠かせないという状況に変わりはないことから、加入光ファイバを引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当である。</p> <p>なお、端末系伝送路設備について光ファイバとメタル回線を区別して指定を行うべきとの意見、及び</p>

は、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。

現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。→別添3(省略)別添4(省略)

したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバ等については諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

・また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討して頂きたいと考えます。

更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについ

換算すると153万程度の増加であり、FTTHが年間300万以上増加(総務省9月17日発表データ)していることと比べると半分にも満たない実態です。

従来から保持する巨大なシェアに加えて、同じ課金契約者からさらにシェアを伸ばそうとしている現状では、従来どおり加入者光ファイバについても指定電気通信設備として規制する必要があると

その上で、他事業者が電柱を今以上に簡素な手続きで公平な期間で利用できるように、西日本電信電話会社が光ファイバーを契約した時の自社の電柱利用手続きについての手順、費用、期間を公表して他事業者での利用公平性を担保すべきであります。

(個人)

■メタル回線であれ光ファイバであれ、NTTグループが公社から引継いだ局舎、電柱、管路、とう道などの線路敷設基盤の上に構築される固定系加入者回線にはボトルネック性があります。

従って、お客様の選択肢を拡大して需要を喚起し、ブロードバンドサービスの普及を促進するためには、加入者光ファイバについて今後も指定を維持することが必要です。

(KDDI)

■電力会社の電柱等を利用する場合、当社を含め各事業者は、NTT東・西と同様に手続きが必要であり、有利ではありません。むしろ、公社時代に添架手続きが完了しているNTT東・西の方が有利です。

また、当社や電力系事業者も光ファイバを保有しておりますが、NTT東・西は、これを遥かに超える量の光ファイバを保有しています。FTTH卸可能

現にブロードバンド通信に使用されていないCATV回線等も含めてボトルネック性を判断すべきとの意見については、それぞれ考え方6及び9のとおりである。

また、諸外国の例を踏まえ、我が国でも加入光ファイバを第一種指定電気通信設備の指定対象外とすべきとの意見については、例えば、米国のブロードバンド市場では、通信事業者とCATV事業者間の設備競争が進展しており、むしろCATV事業者が大きなシェアを占めている状況にあり、また欧州では、ほとんど光ファイバが普及していないなど、各国の市場環境は様々である。

したがって、諸外国の例に基づき、直ちに我が国の加入光ファイバを第一種指定電気通信設備の対象外とすることは適当ではなく、事業者間の公正競争を確保する観点から、我が国の市場環境に応じた競争ルールを整備することが重要と考えている。

<p>て検討して頂きたいと考えます。 (NTT西日本)</p> <p>■ 【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっております。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 光ファイバは、電力系事業者等との熾烈な設備競争の下、新たに敷設していくものであること。</p> <p>(2) 光ファイバについては電力会社が東西の約2倍の電柱を保有し、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。</p> <p>(3) 線路敷設基盤は既に開放済みであり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備され、現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供していること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。</p> <p>(4) 線路敷設基盤を有していないCATV事業者も、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して、2,875万世帯(東西エリア計:2007年3月末。再送信</p>	<p>回線数のNTT東・西シェアは、78.9%です(平成19年度競争評価)。 (KDDI)</p> <p>■ 光ファイバの敷設にあたり、NTT東・西自身が、公社時代から引継いだ線路敷設基盤を使用する際、競争事業者よりも手続き面・費用面で優位性を持っています。</p> <p>■ 手続き面</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、NTT東・西は、競争事業者の場合に必要なNTT東・西への工事申込・着工打合せ・局舎や管路等の鍵の授受・入局手続き・施行前後の検査・工事立会い等が不要です。(このためNTT東・西は、例えば自身が管路を利用する場合には、少なくとも5営業日程度、競争事業者よりも期間を短縮できるものと考えられます。) <p>■ 費用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、NTT東・西は、共同収容区間(一般区間)の管路を競争事業者に貸与する際、簿価ベースではなく再調達価格にて算定した料金を適用しています。(NTT東・西が公表されている「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」によれば、共同収容区間の管路の料金は、義務的区間の料金(接続約款に記載されている簿価ベースの料金)の約4~5倍です。) 競争事業者がNTT東・西局舎内で工事等を実施する場合、基本的にNTT東・西による立会い費用(実費)等が発生します。一方、NTT東・西自身は、自社局舎内での工事等の実施となるため、立会い費用等は発生しません。 <p>○ メタル回線であれ光ファイバであれ、NTTグループが公社時代から引継いだ局舎、電柱、管路、とう道などの線路敷設基盤の上に構築される固定系加入者回線にはボトルネック性があります。従って、指定を維持することが必要です。</p>	
---	--	--

<p>のみを含む)に自前のCATV回線を敷設していること。</p> <p>(5) KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力(営業収益、営業利益は当社を上回り、設備投資額は当社と同規模)、顧客基盤(携帯電話、ADSL事業などを通じ膨大な顧客基盤を構築済)を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。</p> <p>(6) 光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。</p> <p>なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線を区別しない理由として、「共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること」が掲げられておりますが、メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないと考えます。</p> <p>また、「実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、端末系伝送路設備の種別(メタル/光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある」とされておりますが、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続き面での優位性はなく、また、当社はメタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないことから、メタルと光を区別せずに指定を行う論拠として希薄であり、光ファイバを指定設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>(KDDI)</p> <p>■ 電気通信設備のボトルネック性を判断するにあたり、放送事業を目的として敷設したCATV回線を同列に扱うのは、適切ではありません。</p> <p>主に難視聴対策として設置され、電気通信事業用としてNTT東・西との競争下で敷設したものではないCATVを比較対象とすることは適切ではありません。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ NTT東・西が保有する線路敷設基盤は、国営・公社時代を通じて100年以上かけ、電信電話債権・施設設置負担金・独占時代の基本料収入等を財源として構築されてきたものです。同等の設備を私企業が構築することは、構築に要する期間・財務力から考えて、事実上不可能です。</p> <p>○ NTT東・西の顧客基盤である固定電話の加入者は、もともと国営・公社時代に100%市場を独占して得た顧客です。通信自由化以降に競争環境下でゼロから構築した顧客基盤・収益基盤を、独占時代から引き継がれたものと同列に扱うべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ イー・アクセス・再意見5に同じ</p>	
---	--	--

意見14 局内装置類及び局内光ファイバについては、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見14	考え方14
<p>■ 【局内装置及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類についても、当該装置類等が誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていること、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、当社が接続料を設定したものの利用実績は皆無であることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであるため、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、当社の加入者光ファイバと一体で利用する局内光ファイバの場合、その74%が他事業者による自前敷設となっている(平成18年11月末時点の東西合計値。局内光ファイバ総265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)ことに加え、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。 <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら</p>	<p>■ NGN接続ルール答申で整理されたとおり、指定は適当であると考えます。</p> <p>NTT東・西が、公社時代から保有する線路敷設基盤(電柱・管路・とう道)を利用して敷設する光ファイバは、メタル回線同様、指定電気通信設備としての指定が必要です。線路敷設基盤の利用について、一定のルールは整備されているものの、NTT東・西自身と競争事業者との手続面や費用面での同等性に課題があります。真の同等性が担保されない限り、ドライカット、ダークファイバの開放が必要です。</p> <p>アクセス回線のボトルネック性が完全に解消されない限り、ボトルネック設備と一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等も接続ルールの対象とすべきです。</p> <p>また、シェアドアクセスについては、1分岐回線単位の接続料が設定されておらず、配線ブロックの大きさに問題がある等、加入者光ファイバのアンバンドルについての措置が不十分であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 【局内装置類及び局内光ファイバの指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入ダークファイバと一体として設置・機能するメディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類については、昨年度の検証結果にもあるとおり、それらが市場において容易に調達可能であること、また、事業者が自前敷設することができることをもって、直ちにボトルネック性がないと判断することはできないため、指定が継続される必要が 	<p>■ メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのポトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ポトルネック性の有無を判断することは適当ではない。</p> <p>また、NTT東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要があり、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。</p> <p>以上の点を踏まえれば、現時点において、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは適当ではない。</p>

<p>設置(例. OLTは延べ920ビルに設置(2008年3月末))していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2) 局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初(2001年)から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、74%が他事業者による自前敷設となっていること(東西計:2006年11月末。局内光ファイバ総数265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。</p> <p>なお、昨年度の検証では、「ネットワークの一部に過ぎず、加入ダークファイバと一体として設置・機能するものであり、当該局内装置類のみを切り出して、市場での調達容易性や一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することは適当でない」とされており、加入者光ファイバにボトルネック性はなく、仮に、ボトルネック性があるとしたとしても、加入者光ファイバは既にアンバンドルされているため、アクセス回線のボトルネック性に起因する影響はオープン化によって遮断され、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であることから、当該装置類の指定判断を行うにあたって加入者光ファイバを関係づけることは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>あると考えます。</p> <p>局内光ファイバについては、昨年度の検証において「NTT東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要がある。また、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。以上の点を踏まえれば、現時点において、局内光ファイバについて指定を解除することは適当ではない。」とされており、現在も依然としてこうした状況に何ら変わりはないため、今後も継続して第一種指定電気通信設備として指定されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■イー・アクセス・再意見5に同じ</p>	
<p>意見15 メディアコンバータ、OLT、スプリッタ等の装置類については、引き続き第一種指定電気通信設備の指定を継続すべき。</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>
<p>■ メディアコンバータ、OLT、スプリッタ等</p>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、メディアコンバ</p>	<p>(考え方14に同じ)</p>

<p>メディアコンバータ、OLT、スプリッタ等の装置類については、答申の通り、第一種指定電気通信設備の指定を継続することが適当と考えます。</p> <p>また、NGN及びひかり電話網が、答申における「第一種指定電気通信設備に指定することが必要」との考え方を踏まえ、指定されたことは適当と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>ータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、ボトルネック性はなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類についても、当該装置類等が誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていること、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、当社が接続料を設定したものの利用実績は皆無であることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであるため、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見16 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、指定の継続が必要不可欠。</p>	<p>再意見16</p>	<p>考え方16</p>
<p>■ 指定の対象については現行維持が適切</p> <p>PSTNにおいて設備のアンバンドル化が積極的に行われた結果、競争が促進されADSLのように国際的にも安価で利用者利便性の高いサービスが生まれたことから自明なように、NTTグループの組織問題が未検討の時期においては、アンバンドル施策が、通信市場において公正競争を確保するためには最も有効な方法であると考え、現行の指定対象については、引き続きの維持が必要であり、かつ厳格に運用されるべきものと考えます。</p> <p>また、先般、新たに指定の対象に加えられたNGNにおいても、今後、競争による新たなサービスの進展が期待されるためには、引き続き指定の対象とすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>① 他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっています。</p> <p>② 現に、他事業者は独自のIPネットワークを構</p>	<p>(考え方10～14に同じ)</p>

■ 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備に関しては、NTT東西がそのボトルネック性が失われたことを挙証しない限り、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。

- 特に地域IP網、光アクセス回線については、依然として他事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であるという状況に何ら変わりはないため、当然指定は継続されるべきです。

また、NTT東西の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、光IP電話用ルータについては、今年度より新たに指定対象とされたばかりであり、現時点で見直しを行う必要は全くないと考えます。
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しています。ブロードバンドサービスについて、FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで50.1%(平成20年6月末)に止まり、30府県中16府県で当社シェアが50%を下回り、うち6県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っており、三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、63%、57%、53%、48%(同上)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にあります。(別添3参照)(省略)

また、ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは26%程度(平成20年6月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば5%程度(同上)に過ぎない状況にあります。(別添4参照)(省略)

③ 地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はありませんでした。

④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がありません。

(NTT西日本)

■ NTT東日本・再意見8に同じ

■ NTT西日本・再意見8に同じ

意見17 屋内光ファイバを第一種指定電気通信設備として開放するルールを整備すべき。	再意見17	考え方17
<p>■ 屋内光ファイバの指定設備化</p> <p>NTT東・西が敷設する屋内光ファイバは、戸建て住宅・集合住宅向けのいずれについてもボトルネック設備である加入者回線(加入ダーク)と一体で設置され、お客様に提供されるものです。FTTH市場における競争を促進し、お客様の選択肢が確保されるようNTT東・西が敷設する屋内光ファイバを指定設備として開放するルールを整備すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 光屋内配線は工事を実施する工事会社が多数存在し、当社のダークファイバを利用している他事業者も光屋内配線の工事は自ら工事会社に発注し実施しています。このように不可欠性がなく、他事業者やお客様が自由に工事できる設備にまで指定電気通信設備の対象を拡大する必要はないと考えます。</p> <p>KDDI殿については、自ら工事会社に発注し実施していた光屋内配線工事を当社にも実施して欲しいと要望があったことから、当社とKDDI殿とで工事条件等の協議を行い、ビジネススペースで工事を実施することとしたものです。</p> <p>なお、当社がビジネススペースで実施する光屋内配線工事の提供条件は各事業者を一律に取り扱うこととしております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 屋内配線は、他事業者やお客様自身が自由に設置可能な設備であり、不可欠性のある設備ではありません。実際、屋内配線の工事を実施する工事会社は多数あり、当社のダークファイバやドライカップを利用されている他事業者も、屋内配線の工事は自ら工事会社に発注し実施されています。このように不可欠性がなく他事業者が自由に工事できる設備にまで指定電気通信設備規制を拡大する必要はないと考えます。</p> <p>光屋内配線についても、他事業者が自由に工事できる環境にありますが、他事業者から要望があれば、当社はビジネススペースで工事を実施することとしており、ご要望頂いた接続事業者とビジネススペースでの工事実施に向けた協議を進めているところです。なお、当社がビジネススペースで実施す</p>	<p>■ 屋内配線工事については、NTT東西は、接続事業者からの要望があれば、ビジネススペースで工事を実施することとしており、一部の接続事業者とNTT東西の間では、既に協議が行われている状況にある。</p> <p>当該協議の状況については、「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果」を踏まえた要請(平成20年8月29日総基料第216号)に基づき、08年末までにNTT東西から報告が行われる予定であることから、総務省においては、当該報告等を踏まえ、屋内配線工事のルール化が、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項か否か等について必要に応じて検討することとしている。</p>

	<p>る光屋内配線工事の提供条件については各事業者を一律に取り扱うこととしています。 (NTT西日本)</p>	
<p>意見18 今後新規に提供される上位レイヤサービス及びNTT東西が実質的に仕様を握っているユーザ宅内機器についても、第一種指定電気通信設備への指定の検討対象として注視する必要がある。</p>	<p>再意見18</p>	<p>考え方18</p>
<p>■ NGNにおける宅内機器、新規サービス等に対する注視が必要 NGNについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月 総務省殿)において概ね考え方が示されたものの、今後新規に提供される上位レイヤサービス、及びNTT東西殿が実質的に仕様を握っているユーザ宅内機器に対しても、その機能性や独占性の観点から、指定の検討対象として注視する必要があると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、ボトルネック性がないことから、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 なお、「ユーザ宅内機器を指定の検討対象として注視する必要がある」との意見が示されておりますが、宅内機器は、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、ボトルネック性はないことから、規制を拡大する必要はないと考えます。 (NTT東日本)</p> <p>■ 上位レイヤサービスやユーザ宅内機器については、基本的に、当社の次世代ネットワークの上で多様なサービスを提供される事業者の方々が、当社が公表したインタフェースを参考に自ら開発・構築されていくものと考えており、当社としては、より多くのコンテンツ提供事業者等に次世代ネットワークを用いた通信サービスをご利用頂き、次世代ネットワーク上で多彩な上位レイヤサービス等を自由に展開頂けるよう取り組んでいきたいと考えています。 以上のとおり、様々なプレイヤーの創意工夫によってこれから本格的にサービス展開されようとしている上位レイヤサービス等に独占性が認められないことは明らかであることから、当該サービス等</p>	<p>■ NGNは、08年7月に関係省令等が改正され、帯域制御等の機能を有するSIPサーバを含めて、第一種指定電気通信設備に指定されたところである。現時点では、NGNには、現時点で「上位レイヤ」的なサービスを提供している設備は存在しないが、NGNが今後段階的に発展する中で、上位レイヤサービスを提供する設備が生じ、それがボトルネック性を有するものと判断される場合は、第一種指定電気通信設備に指定することが必要になると考えられる。 なお、ユーザ宅内機器については、これまで第一種指定電気通信設備の対象外とされており、現時点では、この扱いを変更する必要のある特段の状況は認められないため、第一種指定電気通信設備の指定対象として注視する必要はないと考えられる。</p>

	<p>を指定の検討対象として注視する必要はないと考えます。 (NTT西日本)</p> <p>■ NGNサービスの提供に必要なホームゲートウェイ等のユーザ宅内機器が、指定電気通信設備であるルータ等の各種設備と同様に、ボトルネック設備と一体として機能するものであるかどうかも含め、競争に及ぼす影響を注視していくことが必要であると考えます。 (KDDI)</p>	
--	--	--

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意見19 NGN等に係る機能については、アンバンドルの対象から除外すべき。	再意見19	考え方19
<p>■ 【NGN等に係る機能のアンバンドル】</p> <p>先述のとおり、当社のIP通信網(NGNを含む)にボトルネック性はないため、指定電気通信設備の対象とすべきではないと考えますが、仮に指定電気通信設備の対象として継続する場合であっても、少なくとも実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日)においても、「アンバンドルとは、他事業者による多様な接続形態を実現するためのものであり、相互接続や競争の促進に資するものであることから、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合はアンバンドルして提供しなければならない。ただし、アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコ</p>	<p>■ ボトルネック設備と一体で提供されるNGN等の機能については、NTT東・西が市場を独占する等の問題が起きてから対処するのでは遅いと考えます。あらかじめアンバンドル等の接続ルールを整備しておくことが必要です。 (KDDI)</p> <p>■ 【アンバンドル機能の対象に関する検証】</p> <p>NTT 東西殿は現時点で接続事業者からの接続要望がないことをもって一部機能をアンバンドルの対象外とすることを求めています。接続事業者が希望した時点で接続が開始可能な状況にしておくことこそ、NTT 東西殿利用部門と接続事業者相互間での同等性を確保するものであることから、現時点で可能な限りの機能についてアンバンドルを行っておくことが必要と考えます。</p>	<p>■ アンバンドルは、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者からの要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないのが基本的考え方であるが、NGN答申では、これに加えて、PSTNとは異なるIP網の特性を踏まえつつ、既存サービスの継続的な提供及び将来出現するサービスの芽を摘むことがないように配慮して検討が行われた結果、収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能の4機能をアンバンドルすることが必要とされた。</p> <p>各機能をアンバンドルする必要性は、考え方20から23のとおりである。</p> <p>なお、IGS接続機能について、NTT東西は、相対で接続料設定を求める意見を示しているが、こ</p>

ストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である。」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考えます。

したがって、現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望がない下記機能については、アンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。

- ・ 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・ 特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・ 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・ 特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・ イーサネットフレーム伝送機能

また、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、以下の理由から、事業者間の協議により相対で接続料を設定することを認めていただきたいと考えます。

- (1) 現行のひかり電話の接続料は、「接続相手方の事業者が設定する接続料水準に合せて設定」しており、当社が任意に接続料を設定しているものではないため、公正競争上の問題はないこと。
- (2) ひかり電話の接続料を事業者均一とした場合、接続事業者の接続料が当該均一接続料を上回って設定されることも想定されますが、お互いのネットワークを利用しあうにもかかわらずこうした費用負担のバランスが崩れることは、競争中立的でないこと。

仮に、当社のみ事業者均一の接続料を設定する場合は、事業者間の公平性が損なわれないよう、例えば、①米国における市内電話会社間での相互補償料金のように接続事業者の接続料と同額とする、②接続事業者の接続料が当社の接続料よりも著しく高い場合は、「接続請求を拒むことに正当な理由がある」ものとして取り扱う、といったことを可能としてい

また、NTT東西殿は、ひかり電話の関門交換機接続ルーティング伝送機能について、相対で接続事業者と同水準の接続料を適用する現状の接続料設定において特段の問題が生じていないと主張し、第一種指定電気通信設備化後も引き続き相対での接続料設定を継続することを求めています。第一種指定電気通信設備について均一の接続料を設定し、接続約款にて同等の条件をNTT東西殿利用部門も含めた接続事業者に対して適用することは、接続の公平性を担保するための必須条件であり、第一種指定電気通信設備の相対接続料設定は認められるものではないと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ NTT東・西が、ボトルネック設備と一体で構築されるNGN設備の接続料を相対で設定することは、市場支配力を背景に特定の事業者を優遇することが可能となり、公平性を担保できなくなるため、認められるべきではありません。

現時点で公平性を欠くおそれのある相対取引をベースにした費用負担のバランスを基準とすることは適切ではないと考えます。

(KDDI)

■ 現行のアンバンドル機能の指定の対象は、ボトルネック性を要件として公正競争確保のために有効に機能しており、また、現在の通信市場における競争推進施策の根幹を成しており、引き続き対象の維持が必要であると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

これは、第一種指定電気通信設備の接続料がコストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料とされている趣旨等にかんがみれば、適当ではないと考えられる。

ただし、NTT東西が事業者間均一接続料しか請求できないことを奇貨として、接続事業者が、NTT東西の接続料と自らの接続料の差額で利益を稼ぐことを目的にNTT東西と接続して不当に高額な接続料を請求することは、NTT東西の利益を不当に害し、電気通信事業法第32条に定める接続の拒否事由に該当する可能性があると考えられる。

なお、「不当に高額な接続料」の設定に関する申出等があった場合には、総務省において、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じる。

<p>ただきたいと考えます。 (NTT東日本)</p> <p>■ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネット等のデータ通信網、局内装置、局内光ファイバ及び加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂く等の対応を行って頂きたいと考えます。 (NTT西日本)</p>		
<p>意見20 フレッツサービスに係る機能(一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、アンバンドルの対象から除外すべき。</p>	<p>再意見20</p>	<p>考え方20</p>
<p>■ 【フレッツサービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツサービスに係る機能のアンバンドル等については、地域IP網において、ルーティング伝送機能の接続料を設定したものの、平成13年から現在に至るまで7年以上、他事業者による利用実績はありませんでした。 ・ また、当社の次世代ネットワークにおいても、「他事業者から、收容局接続について速やかにアンバンドル提供するよう要望されている」こと等を理由にアンバンドルがなされましたが、要望事業者はパブリックコメントとして意見提出されていたものの、当該要望事業者から具体的なルーティング伝送機能の利用要望は頂いていませんし、そもそも、前述のとおり、当該要望事業者は独自のIPネット 	<p>■ ソフトバンク・再意見19に同じ</p> <p>■ イー・アクセス・再意見19に同じ</p>	<p>■ NGN答申において示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を收容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた收容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられ</p>

<p>ワークを構築し、現に、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上のとおり、他事業者にルーティング伝送機能の利用要望が真にあるとは考えられないことから、フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。 <p>(NTT西日本)</p>		<p>ることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。</p> <p>このため、フレッツサービスに係る機能(収容局接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>
<p>意見21 中継局接続に係る機能については、アンバンドルの対象から除外すべき。</p>	<p>再意見21</p>	<p>考え方21</p>
<p>■ 【中継局接続に係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中継局接続に係る機能のアンバンドルについては、他事業者のネットワークの詳細がそもそも明確ではありませんし、更に、他事業者から具体的な機能の利用要望も頂いていないことから、当該機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。 <p>(NTT西日本)</p>	<p>■ ソフトバンク・意見19に同じ</p> <p>■ イー・アクセス・再意見19に同じ</p>	<p>■ NGN答申において示されたとおり、既に地域IP網では、中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、またNTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続は減少し中継局接続が増えていくことが想定される。</p> <p>このため、中継局接続に係る機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>
<p>意見22 IP電話サービスに係る機能については、アンバンドルの対象から除外すべき。</p>	<p>再意見22</p>	<p>考え方22</p>
<p>■ 【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のひかり電話の接続料は、接続相手方の事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎず、当社が任意に接続料を設定しているものではなく、公正競争上の問題は生じていないことから、現在の 	<p>■ KDDI・再意見19と同じ</p> <p>■ ソフトバンク・再意見19と同じ</p> <p>■ イー・アクセス・再意見19に同じ</p>	<p>■ NGN答申において示されたとおり、IP電話サービスに係る機能については、①他事業者からは、NGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、②また、現在、相対料金とは言え、ひかり電話網では、IGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能と</p>

<p>接続料の決定方法に拠ることで、公正競争上の問題が具体的に明らかになるまでの間は、現状の運用(相対)を継続することとし、IP電話サービスに係る機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能)はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>		<p>は言えないこと、③更に、当該接続料は相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されていること等を踏まえれば、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルすることは必要と考えられる。</p> <p>このため、IP電話サービスに係る機能(IGS接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>
<p>意見23 イーサネットサービスに係る機能については、アンバンドルの対象から除外すべき。</p>	<p>再意見23</p>	<p>考え方23</p>
<p>■【イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の理由により、イーサネットサービスに係る機能(イーサネットフレーム伝送機能)をアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。 <p>① 他事業者は、当社又は電力系事業者殿から光ファイバを借り、1台あたり百万円～数百万円程度に過ぎないイーサネットスイッチを調達し、当社ビル等に設置することによって、当社と同等のイーサネットサービスを提供することが可能となっている。</p> <p>② 現に、電力系事業者殿をはじめ多くの事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げている。</p> <p>イーサネットサービスの市場で見た場合、当社のシェアが13.1%(平成19年9月末)、NTT東日本のシェアが16.5%(同上)であるのに対し、KDDI殿のシェアが23.2%(同上)となっている等、競争が十分に進展している。</p> <p>③ イーサネットサービス市場には、電力系事業者殿をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を展開している中、当社だけがイーサネットサービス</p>	<p>■ソフトバンク・再意見19に同じ</p> <p>■イー・アクセス・再意見19に同じ</p>	<p>■ NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスは、ユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が高速化することが想定されることにかんがみると、NTT東西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であることから、競争事業者からの具体的な接続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えられる。</p> <p>このため、イーサネットサービスに係る機能(イーサネット接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>

の接続料設定を強いられ、サービス原価を他事業者にオープンにするよう強いられた場合、当社は競争上著しい不利益を被ることになる。

④ イーササービスのアンバンドルを要望されているKDDI殿は、需要密度が高い都市部エリアを中心に既にサービスを自前提供されており、実際、お客様からKDDI殿に対し、IP-VPN等の足回り回線としてイーササービスを提供してほしいとの実需要があれば、KDDI殿がイーササービスを自前提供されるケースも少なくないと考えられるため、需要が疎で自前設備を構築するよりも当社設備を借りの方が得なエリアのみで、当社設備を借りてサービス提供されることになることも考えられる(クリームスキミングが生じる。)

⑤ オペレーションシステム等改造費用をかければ、PVCメニューを提供して接続料を設定することも技術的には可能になるが、多額の費用をかけて開発等しても、PVCメニューの利用が需要が疎のエリアに止まれば、低廉なネットワーク構築に支障を来たす可能性が高い。

⑥ 当社のイーササービスの提供形態は通常の企業ネットワークの形態であるP-MP通信を念頭に置いたものとなっており、相互接続通信のためにPVCメニューを設けた場合、

- ・ P-MP通信の場合はネットワーク全体で1ユーザごとに1のVLAN ID利用で足りたものが、PVCメニューでは1回線ごとに1のVLAN IDを消費することになり、VLAN IDが枯渇しやすくなる。

- ・ P-MP通信の場合はイーサ網内において最適経路で通信可能なものが、PVCメニューを用いた相互接続通信が増えると、相互接続点を折り返す通信が増加することになるため、イーサ網内を流通するトラフィックが増加すること等によってイーサ網の設備増強が頻繁に必要な等、コスト増や追加構築したイーサ網への既存ユーザの収容

<p>替え等によるお客様の利便性低下に繋がることも考えられるため、PVCメニューの提供によって、当社のイーササービスの提供が不効率になると懸念される。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見24 サービスプラットフォームとサービス制御機能のインターフェースであるISCがオープン化されないと、回線設備を持たない事業者は、サービスプラットフォーム機能を自身の役務として提供できない。基本機能(回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能)の一部だけではなく、ISCで規定されるフィルタリング機能を用いてこれら機能を一体的にアンバンドルする方法について検証してもらいたい。</p>	<p>再意見24</p>	<p>考え方24</p>
<p>■ プラットフォーム機能に係る検証(ガイドラインの注1)においては、以下の点を留意いただきたくお願ひします。</p> <p>① 本年4月に採択されたITU-T 勧告 Y.2012 に対する Amendment 1 において、SVI(NTT の次世代ネットワークの SNI に相当)は、コンテンツ生成機能をもつ End-User Function の一種であり、垂直レイヤー間のインターフェースである ANI とは別のものであることが明確化された。</p> <p>② SVI は大容量通信ユーザ向けのインターフェース(基本的には UNI)であり、インターネットと同様、誰でもこのインターフェースを用いてプラットフォーム機能を構築することができる。この点、当該設備に関するボトルネック性はないと考える。</p> <p>③ ANI はアプリケーションが End-User Function 間の通信を制御するためのインターフェースであり、ITU-T 勧告では ANI をサポートするサービスプラットフォームを NGN 内部の機能として位置付けており、サービスプラットフォームの構築に必要なサー</p>	<p>■ 当社のNGNについては、インターフェース条件を全てオープン化し、接続申込みの窓口も公表しておりますので、具体的なご要望があれば、協議をしていく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社の次世代ネットワークについては、技術的に接続可能なポイントを開放し、インターフェース条件を全て開示する等、他事業者のIPネットワークとの相互接続性の確保に努めており、接続申込みの窓口も公表しておりますので、具体的なご要望があれば、協議する考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>■ NGN答申では、回線認証機能やセッション制御機能等については、競争事業者の具体的な利用形態が明確でなく技術的な実現可能性を含めたアンバンドルの要否を判断できないため、その要否の検討は時期尚早とされたところである。</p> <p>他方、これらの機能は、今後サービス競争上重要性を増していくことも考えられることから、SNIの外にある機能か、それともNGNに実装する機能であるかを検証した上で、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要とされていたところである。</p> <p>この点、テレコムサービス協会の意見に対し、NTT東西は、具体的な要望があれば協議をする考えを示していることから、まずは、同協会において、具体的な利用形態等を明らかにした上で、当該機能のアンバンドルに関する問題についてNTT東西との間で協議を行うことが適当であり、総務省としては、当該協議の状況等を踏まえ、アンバンドルの要否など所要の措置を検討すること</p>

<p>ビス制御機能とのインタフェースとしてISCを規定している。この点、アクセス回線と一体として設置されるサービス制御機能についてはボトルネック性があり、サービスプラットフォームとサービス制御機能のインタフェースであるISCがオープン化されない限り、回線設備を持たない競争事業者はサービスプラットフォーム機能を自身の役務として提供することができない。</p> <p>④ ISCのオープン化(帯域制御機能のアンバンドル)については、情報通信審議会の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」の答申において、「現時点でアンバンドルの要否を判断するのは時期尚早である。ただし、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、SNIの外にある機能か、それともNGNが実装する機能であるかについて検証した上で、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要である」とされている。この点、上記①の明確化に伴い、「SNI」を「ISC」に読み替え、検証すべき対象をISCの中にある機能とすることが必要と考えます。</p> <p>⑤ また上記④に関連して、NTT東西からは「NGNのSIPサーバは、回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能を実装しているが、現時点で実装している機能はプラットフォーム機能に該当するものではなく、通信制御機能と一体として提供されるものであり、一部機能だけをアンバンドルして提供することは困難である」ことが指摘されています。この点、これら機能はNGNに実装されているが、技術的にアンバンドルして提供できないとの立場と理解されます。</p> <p>⑥ 当協会としては、これら基本機能(回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能)の一部機能だけをアンバンドリングして提供する方法ではなく、ISCで規定されるフィルタリング機能(SIP信号</p>		<p>とする。</p>
---	--	-------------

<p>のトリガー)を用い、これら機能を一体的にアンバンドルする方法について検証いただきたく、要望します。 (テレコムサービス協会)</p>		
<p>意見25 帯域制御機能や認証・課金機能等については、詳細な情報開示を行うべきであり、また将来的なアンバンドル化を前提として検討を進めるべき。</p>	<p>再意見25</p>	<p>考え方25</p>
<p>■ また、NTT-NGN については、帯域制御機能、認証・課金機能や中継局接続機能のアンバンドルについて、接続事業者から要望を行っているところですが、NGN 接続ルール答申において、どのように利用するかが明確でないため、アンバンドルの可否の判断は時期尚早とされ、「NTT 東西においては、他事業者が NGN を活用したサービス提供を行うために必要な情報は、他事業者の要望を踏まえ、できる限り開示するように努めることが適当である」(「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)への意見及びそれに対する考え方(平成 20 年 3 月 27 日)考え方 28)とされたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかしながら、接続事業者がこれらの機能を使ってどのようなサービスを実現するか具体的な検討をする上で必要となる NTT 東西殿による情報開示は依然として行われていない状況であり、NTT 東西殿においては、早急に帯域制御機能、認証・課金機能や中継局接続機能の詳細について情報開示を行うべきと考えます。 ・ なお、これらの機能は接続事業者が NTT-NGN との接続により多様なサービスを提供するにあたりアンバンドルが不可欠な機能と考えるため、将来的なアンバンドル化を前提として検討を進めることが必要と考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ ソフトバンク殿から、帯域制御機能、認証・課金機能や中継局接続機能について、「接続事業者がこれらの機能を使ってどのようなサービスを実現するか具体的な検討をする上で必要となるNTT東西殿による情報開示は依然として行われていない状況」との意見が示されておりますが、当社のNGNは、技術的に可能な接続ポイントを開放し、インタフェース条件を全て開示しており、他事業者のIPネットワークとの相互接続性の確保に努めてきたところであり、指摘は事実と反すると考えます。</p> <p>また、本年3月の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申において、「帯域制御機能、認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されているものの、例えば、NGNの転送機能と切り離して、帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではない」、「未だ具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階でアンバンドルの可否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになりかねないので抑制的に対応することが必要である」といった指摘がなされていますが、現時点に至っても、他事業者から具体的な要望は寄せられておりません。</p> <p>なお、次世代ネットワークを含むIP通信網においては、通信事業者がお互いにインタフェースを</p>	<p>■ ソフトバンクグループの意見では、NTT東西に対して帯域制御機能等に関する詳細な情報開示を求めているが、他方、NTT東西の意見では、NGNのインタフェース条件はすべて開示していると回答していること、他事業者からも、NTT東西の開示レベルが不十分との意見は示されてないこと、また具体的にNTT東西に対し開示を求める情報の内容も明確ではないことから、現時点で更なる情報開示を行う必要性は認められない。</p> <p>ただし、NGNは、今後段階的に発展していくネットワークであり、今後段階的な機能追加も想定されることから、他事業者が新たな機能を利用したサービスを遅滞なく提供できるように、情報開示告示等に基づき、必要な情報提供を行うことが必要である。</p> <p>なお、帯域制御機能等のアンバンドルについては、要望する事業者が、具体的な利用形態を明確にした上で、当該機能のアンバンドルに関する問題について、NTT東西との間で協議を行うことが適当であり、総務省としては、当該協議の状況等を踏まえ、その可否を検討することとする。</p>

オープンにし、円滑に相互接続が行えるようにしていくことが必要であり、そのためには、当社のみならず、ソフトバンクテレコム殿やKDDI殿を含む他事業者も自らのIP通信網のインタフェース条件等を自主的に公表することが必要であると考えます。

(NTT東日本)

- ソフトバンク殿から、「接続事業者が帯域制御機能、認証・課金機能や中継局接続機能を使ってどのようなサービスを実現するか具体的な検討をする上で必要となる当社の情報開示は依然として行われていない状況であり、当社は、早急に帯域制御機能、認証・課金機能や中継局接続機能の詳細について情報開示を行うべき」との意見が示されていますが、当社の次世代ネットワークでは、技術的に接続可能なポイントを開放し、インタフェース条件を全て開示する等、他事業者のIPネットワークとの相互接続性の確保に努めてきたところであるため、当該意見は事実と反すると考えます。
- ・ また、平成 20 年 3 月 27 日の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において、「帯域制御機能、認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されているものの、例えば、NGNの転送機能と切り離して、帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではない。」、「未だ具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階でアンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになりかねないので抑制的に対応することが必要である。」といった指摘がなされていますが、現時点に至っても、他事業者から具体的な要望は寄せられておらず、答申で指摘された状況には変わりありません。

なお、次世代ネットワークを含むIP通信網においては、通信事業者がお互いにインタフェースをオープンにし、円滑に相互接続が行えるようにしていくことが必要であり、そのためには、当社のみならず、ソフトバンクテレコム殿やKDDI殿を含む他事業者も自らのIP通信網のインタフェース条件等を自主的に公表することが重要であると考えます。

(NTT西日本)

■ 今後アンバンドル化の機能を検討していくうえで、接続条件の設定が、自社サービスの利用者料金等の設定よりも遅れることは公正競争条件確保の観点から非常に問題があると考えます。本件の考え方については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において以下の通り示されているところです。

※参照

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成20年8月 公正取引委員会、総務省)

Ⅱ、第1、3、(2)、イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

「① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が接続約款に記載されていない機能を用いて新たなサービスを開始する以前、あるいはほぼ同時期に、当該機能に係る接続条件を接続約款に規定していない場合。」

- ・ また、その接続料については、現行の第一種指定電気通信設備制度に係る「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成20年2月改定。以下「スタックテストガイドライン」という。)において具体的な実施方法について規定されているところであ

	り、NGN においても同様に不適正な料金設定とならないようスタックテストガイドラインで検証していくことが必要であると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見26 き線点～利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカップ接続料を新たに設定すべき。	再意見26	考え方26
<p>■ 利用者に対し、FTTRサービスを早期に利用可能とするよう、現行のドライカップ接続に係る機能を下記のとおりアンバンドルして、新たな接続料を設定すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共で提供している FTTR サービスは、局舎～き線点まで(上部)の区間は光ファイバ回線を利用し、き線点～利用者宅まで(下部)の区間はメタル回線を利用する設備構成をとっています。一方、現在、NTT 東西殿が提供しているドライカップ接続料は、局舎～利用者宅の区間として設定されており、FTTR サービスで利用しない局舎～き線点までの上部区間のコストも負担している状況にあります。このため、FTTR サービスの設備構成に合わせ、き線点～利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカップ接続料(下部区間)を新たに設定すべきです。 ・ このドライカップ接続料における下部区間のアンバンドルが実現されると、コスト負担の適正化が図られることになり、利用者に負担していただくコストの低減化が可能ものと考えます。 ・ 本要望の詳細については、弊社共が「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果(案)」に関して提出した意見書(平成 20 年 7 月 11 日)及び再意見書(平成 20 年 7 月 30 日)を参照願います。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) 	<p>■ ソフトバンク殿は、き線点～利用者宅までの区間(下部区間)をアンバンドルした新たなドライカップ接続料の設定を要望していますが、下部区間のメタル回線だけを利用する場合でも、当社局舎～き線点までの区間(上部区間)のメタル回線を利用して当社局舎内からメタル回線の遠隔保守を行う必要があり、故障対応を行うために、当社は上部区間のメタル回線を使用しています。</p> <p>また、接続事業者が下部区間のメタル回線のみを利用している間は、設備管理運営上、それに対応する上部区間のメタル回線は他に転用できないことから、上部区間のメタル回線のコストは下部区間のメタル回線を利用する接続事業者には負担いただく必要があると考えています。</p> <p>なお、上記の考え方については、従前より接続事業者との協議において説明してきたところです。 (NTT東日本)</p> <p>■ ソフトバンク殿は、き線点～利用者宅までの区間(下部区間)をアンバンドルした新たなドライカップ接続料の設定を要望されていますが、下部区間のメタル回線だけを利用されようとした場合であっても、当社局舎～き線点までの区間(上部区間)のメタル回線を利用して当社局舎内からメタル回線の遠隔保守を行う必要があり、故障対応を行うために、当社は上部区間のメタル回線を使用しています。</p>	<p>■ 接続事業者からの、き線点～利用者宅までの区間(下部区間)をアンバンドルしたドライカップ接続料を新たに設定すべきとの意見に対して、NTT東西からは、下部区間の保守には上部区間が必要であること及び設備管理運営上、上部区間は他に転用できない設備となることから、下部区間のアンバンドルは困難であるとの意見が示されている。</p> <p>第一種指定電気通信設備については、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、NTT東西に過度の経済的負担が生じない限り、アンバンドルして提供することが基本的考え方であり、下部区間をアンバンドルしたドライカップ接続料の設定についても、この考え方に基づき、その要否を判断することとなるが、「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果」における考え方(08年8月29日)において示したとおり、まずは接続事業者とNTT東西との間で協議を行い、議論を深めることが必要である。</p> <p>08年末までに、NTT東西から当該協議状況の報告が行われることとなっており、総務省においては、当該報告等を踏まえ、下部区間のアンバンドルの要否について検討することとする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> また、仮に下部区間のみのメタル回線を用いて保守を行う方法があったとしても、接続事業者が下部区間のメタル回線のみを利用している間は、設備管理運営上、それに対応する上部区間のメタル回線は他に転用できないことから、上部区間のメタル回線のコストは下部区間のメタル回線を利用される接続事業者負担頂く必要があると考えています。 なお、上記の考え方については、従前より接続事業者との協議において説明してきたところです。(NTT西日本) 	
<p>意見27 早急にFTTH市場の活性化のために必要な措置が講じられるべきであり、分岐端末回線については、配線ブロックの対象世帯数の拡大等の適正化を図るべき。</p>	<p>再意見27</p>	<p>考え方27</p>
<p>■ 分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定 分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定については、平成18年度に行われた「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」の議論において、早急な対処が必要と競争事業者が要望したにもかかわらず、答申において「NGN接続ルールと併せて議論することが必要」と結論が先送りされた経緯があります。</p> <p>これを踏まえたNGN接続ルールの議論を経ても、答申で「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」と、再び先送りとされました。</p> <p>これは、接続料設定と併せて議論された加入光ファイバの“競争事業者間におけるOSU共用”の取組みを念頭において「FTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要」とされたものですが、「競争事業者のみでの共用」では、NTT東・西</p>	<p>■ 分岐端末回線単位での接続料設定は、FTTHにおける設備競争やサービス競争を阻害し、また設備構築事業者に比してより一層接続事業者だけを有利にするものであるため、実施すべきでないと考えます。</p> <p>なお、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高まりに対しては、NTT東西をはじめとしたNTTグループ全体に対する行為規制等の強化、ひいては2010年に予定されるNTT再々編議論によって対処すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 【分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月27日に行われたNGN接続ルール答申後もNTT東西殿の光サービスシェアの拡大は継続(72.2%(平成20年3月末)→72.9%(平成20年6月末))しており、KDDI殿の主張通り、 	<p>■ 加入光ファイバについては、08年3月の情報通信審議会答申に基づき、08年度以降接続料の更なる低廉化が図られるとともに、競争事業者間におけるOSU共用に向けた協議が行われているところである。</p> <p>同答申を踏まえ、総務省としては、これら取組を通じたFTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視しているところであるが、屋内配線工事についての考え方17で示したとおり、公正競争確保の観点から、必要に応じて所要の措置を検討することは当然必要となるものである。</p> <p>この点、配線ブロックの対象世帯数を拡大すれば、シェアドアクセス方式の加入光ファイバで収容対象となるユーザも拡大する点で接続事業者のFTTH事業の展開が容易となる面はあるが、配線ブロックの対象世帯数はNTT東西が一義的には決定するものであるため、配線ブロックの対象世帯数の拡大を要望する接続事業者は、具体</p>

<p>と競争事業者との間の公平性が担保されないという問題が残ります。</p> <p>このように、補正申請された加入光ファイバ接続料及び競争事業者間での加入光ファイバの共用では、FTTH市場におけるNTT東・西による実質的独占状態を是正するための措置として十分とは言えません。分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定が今回見送られたことにより、むしろNTT東・西のFTTH市場独占は助長されるおそれ強いと考えます。</p> <p>市場シェアの伸びが明示しているとおり、最早「FTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要」という段階ではなく、早急にFTTH市場を活性化させるために必要な措置が講じられるべきです。</p> <p>また、分岐端末回線については、収容効率を高め回線あたりコストを下げるため、配線ブロック(局外スプリッタがカバーするエリア)の対象世帯数を拡大する等、適正化を図るべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>注視にとどまらず、早急に FTTH 市場の競争促進を図るための措置を取ることが必要です。</p> <p>具体的な措置として、分岐端末回線あたり接続料設定の必要性の再検討及び光配線ブロックの拡大検討を早急を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■NTT西日本・再意見40に同じ</p>	<p>的な要望等を示した上でNTT東西と協議を行うことが必要であり、総務省としては、当該協議状況等を踏まえ必要に応じて所要の措置を検討することとする。</p>
---	--	---

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証
ア 指定要件に関する検証

<p>意見28 自社ユーザ(自社固定電話ユーザを含む)間の通話料を無料とする料金は、携帯電話市場の高い(独占的な)接続料を使って、他社のユーザから得た利益で、自社のユーザを優遇する反競争的な行為である疑いが強い。携帯電話の接続料にメスを入れ、値下げを促すべき。</p>	<p>再意見28</p>	<p>考え方28</p>
<p>■ 最近、携帯電話市場を中心に、「自社ユーザ(自社固定電話ユーザを含む)間の通話料を無料」とする料金が導入され、自社グループにユーザを囲い込む動きが顕著である。</p>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、一般的に固定電話より高い水準の接続料(固定電話の接続料の約5倍の接続料)を携帯事業者が設定していることに鑑みれば、固定発携帯着の通話無料サービス</p>	<p>■ 携帯電話の接続料の水準については、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えてはならず、</p>

<p>しかし、こうした料金は、「携帯電話市場の高い（独占的な）接続料を使って、他社のユーザから得た利益で、自社のユーザを優遇する」反競争的な行為である疑いが強いものと考えます。総務省殿におかれては、携帯電話の接続料にメスをいれ、値下げを促すことによって、諸外国のように通信相手が契約している通信会社に関わらず、定額料金で通話が出来るようにしていくべきはないかと思う。</p> <p>(個人)</p>	<p>を提供することは困難であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自グループ内への通話だけを無料としているが、自グループと他社に適用する接続料の差に合理的な理由があるか、 ・ 仮に無料とした通話料に接続料の負担がないとすれば、当該通話の接続料を他社の接続料に転嫁している可能性があるのではないかと、といった懸念があることから、電気通信市場における公正な競争確保を図るという競争セーフガード制度の趣旨に鑑み、当該事業者グループ内における接続料の検証が必要であると考えます。 <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 提出された意見に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、固定電話市場においては、自社又は自社グループの携帯電話との無料通話を梃子に固定電話ユーザの獲得を目指し、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスが登場していますが、当社の場合は、携帯電話事業者殿が当社に対して設定される接続料が高止まりしているため、当社が当該携帯電話事業者殿との間の利用者料金を同様に無料とするサービスを提供することは困難な状況にあります。 <p>当社が携帯電話事業者殿との間の利用者料金を無料とするサービスを提供するにあたっては、当該携帯電話事業者殿が当社に対して設定されている接続料の低廉化を図って頂く必要があると考えます。その点、ある携帯電話事業者殿の公式ホームページにおいて、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができる。」と記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料で補填されている懸念があることから、当該携帯電</p>	<p>その他の事業者にあつては特段の規定は存しないものの、原価を踏まえた算定を行うことが合理的である。</p> <p>事業者間における協議においては、接続料や接続条件の設定に当たっての考え方や根拠等について接続事業者の求めに応じて適切に説明を行う等の方法により接続料や接続条件の具体的設定・変更内容についての合意を得た上で、接続協定が締結・変更されていると認識している（第二種指定電気通信設備に係る接続については接続約款を届け出ることが求められるが、当該約款の内容はかかる協議及び合意内容を踏まえたものである。）。仮に、接続料や接続条件について当事者間で協議が調わないときは、電気通信事業法の規定に基づき、あっせん・仲裁制度の活用や、総務大臣の裁定を申請することが制度上予定されている。</p> <p>総務省においては、モバイルビジネス活性化プラン（平成19年9月21日）に基づき、電気通信事業会計規則の改正を踏まえた会計実績を踏まえ、接続料の適正性等について定期的に検証を行うこととしているが、これに加えて、接続に関する協議が実質的に機能していないなどの事情が存する場合には、総務省として、接続料の適正性の具体的判断基準をあらかじめ明らかにすることも考え得る方策の1つであると認識している。</p> <p>なお、接続に当たり、自己と特定の関係を有する事業者のみに対して、接続料を請求せず又は接続料に差を設ける行為は、電気通信事業法に抵触する場合があります。</p>
---	--	---

	<p>話事業者殿グループ内等における接続料の取引実態等を検証して頂きたいと考えます。 (NTT西日本)</p>	
<p>意見29 携帯電話の接続料は固定電話と比較して高い水準にあり、接続料に関する規制は、今後携帯電話に比重を置くべき。</p>	<p>再意見29</p>	<p>考え方29</p>
<p>■ 携帯電話の台数は1億台を突破し、固定電話の2倍に達している。他方、携帯電話の接続料は、固定電話の5～10倍高い水準にある。仮に1台当たりの通信回数を同じとすると、全体の取引額は固定電話の10～20倍にもなる。接続料に関する規制は、今後、携帯電話に比重を置くべきである。 (個人)</p>	<p>■ 固定電話と携帯電話は、ネットワークの構成や必要とされる機能・設備等が異なっていることから、接続料に差が生じているものと考えます。 (参考)欧州主要国においても固定電話と携帯電話の接続料の水準は約7～22倍となっております。 ・ なお、当社の携帯電話の接続料の水準は、「日米間の規制改革及び競争政策イニシアティブに関する日米両首脳への第七回報告書」(2008年7月5日)において、「NTTドコモの接続料は過去10年以上にわたって継続的に引き下げられており、発行者課金制度を採用する先進国の中で最も低いレベルまで下がっている」とされております。 (NTTドコモ)</p> <p>■ NTT東日本・再意見28に同じ</p>	<p>■ 固定電話と携帯電話は、ネットワークの構成や必要とされる機能・設備等が異なることから、その接続料を一概に比較することは困難である。また、ネットワークの規模・構成や必要とされる機能・設備等が異なることに起因して、各事業者の設定する接続料に差異が生じること自体が問題となるものではない。 もともと、近時のトラヒックの相対的な増加・相互通信状況等の変化やMVNOの参入など移動通信分野の競争の状況や事業環境の変化を踏まえると、制度の運用面や内容について適時適切な検証を行い、適正な事業環境を整備していくことが必要と認識している。</p>
<p>意見30 全ての携帯電話会社に同一の接続料を義務付ける制度運用に改めるべき。</p>	<p>再意見30</p>	<p>考え方30</p>
<p>■ 携帯電話の接続料は、シェアの順番に従って、NTTドコモ社が一番安く、ソフトバンク社が一番高い。また、利用者料金は著しく低下しているが、接続料はほとんど下がっていないと言われている。特に、利用者料金市場で価格破壊を進めるソフトバンク社が、利用者の目に触れない接続料市場では、最も高い接続料を設定していることから明らかなように、「接続料市場の価格支配力は、シェアの大小とは関係せず」、「接続料市場では競争原理が機能してい</p>	<p>■ NTT東日本・再意見28に同じ</p>	<p>■ 各事業者において、設備投資やネットワークの維持に係るコスト等が同一でないことにかんがみれば、すべての携帯電話事業者に同一の接続料を義務付けることは適当でない。</p>

<p>ない」といえる。英国のように、シェアの大小に関係なく、全ての携帯電話会社に「同一の接続料」を義務付ける制度運用に改めるべきではないか。 (個人)</p>		
<p>意見31 MVNO 接続の推進によって第二種指定電気通信設備における接続の重要性が高まっている昨今、現行の制度運用が電気通信事業法で規定された制度趣旨に合致していない虞がある。届出制の場合であってもステークホルダーからの検証が事前に可能なフロー等を導入すべき。また、ドミナント規制の在り方についても、現在の指定基準(25%)の在り方、第一種指定電気通信設備と同等の接続条件の適正性を確保する方策としての接続約款の認可制への移行、並びに接続会計の適用等の検討が行われるべき。</p>	<p>再意見31</p>	<p>考え方31</p>
<p>■ <u>第二種指定電気通信設備の指定要件の見直し</u> 【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MVNO接続の推進によって第二種指定電気通信設備における接続の重要性が高まっている昨今の背景もあり、日本通信殿～NTTドコモ殿間の接続協議にも見られるように円滑に進捗していない事例も発生しているため、現行の制度運用が、電気通信事業法で規定された制度趣旨に合致していない虞があると考えます。 ・ たとえば、第二種指定電気通信設備の指定要件は、業務区域内における特定移動端末設備の占有率が25%以上を有することになっており、指定された場合は接続約款の届出が義務化されていますが、現行の届出制の運用だけでは、電気通信事業法第34条第3項(※)に規定された接続条件の適正条件を十分にチェックすることは、現実的には極めて困難であると考えます。 <p>※参照：電気通信事業法第34条第3項</p>	<p>■ 第二種指定電気通信設備制度は、移動体設備が不可欠設備に該当しないことを前提に、市場支配力を有すると認定された事業者について「各事業者の円滑なサービス提供を確保するためには、こういった市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルールの整備が必要」(『接続ルールの見直しについて』第一次答申(平成 12 年 12 月 21 日) P13)とされ導入されたものと認識しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は第二種指定電気通信設備に関わる法令を遵守するとともに、その趣旨を踏まえ、接続約款変更に伴う更新情報をホームページに公開し、また、相互接続ガイドブックを作成・公開する等、透明性の確保に取り組んでいるところです。 ・ 以上により、現状、相互接続に関し当社が課せられている規制をさらに強化する必要性・合理性はないと考えます。 	<p>■ 第二種指定電気通信設備制度は、ボトルネック性に起因する市場支配力を認定する第一種指定電気通信設備とは異なり、周波数の有限性を背景とする市場寡占性に起因するという市場特性が存するという認識を踏まえて導入されたものである。</p> <p>接続約款の認可制移行等の制度改正を伴うような意見については、現行制度の前提となる根拠の妥当性や現行制度において対応が不十分である具体的事情の有無、実態に沿った制度枠組みなどについて多岐に渡る検証が必要不可欠である。</p> <p>なお、現行制度上、設備共用については、事業者間の交渉を前提としつつ、あっせん・仲裁制度や、電気通信事業の認定制度による公益事業特権の活用が制度上予定されているところであり、原則として、個別事案に応じて適切に処理されるべきものであるが、典型的な事案が認められる場合等には円滑な制度運営の観点から判断基準を示す等の方策が考えられる。</p>

<p>総務大臣は、前項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。</p> <p>二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。</p> <p>三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。</p> <p>四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。</p> <p>五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。</p> <p>六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。</p> <p>【必要な措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> モバイル市場の状況に応じて、適宜、制度の運用の見直しを行う必要があると考えますので、競争セーフガード制度の中で検証をおこない、届出制の場合であっても接続条件の適正性を確保するために意見書の招集などでステークホルダーからの検証が事前に可能なフロー等を導入すべきと考えます。 また、今後の第二種指定電気通信設備に対するドミナント規制の在り方についても、引き続き検討される必要があると考えており、現在の指定基準 	<p>(参考)相互接続情報を記載しているURL http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/interconnection/index.html (NTTドコモ)</p> <p>■ 【第二種指定電気通信設備に関する検証、指定要件に関する検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二種指定電気通信設備制度の運用の適正性を検証の上、今後の当該制度の在り方の検討につながる契機とすべきとするイー・アクセス殿の意見に賛同します。当該制度は、現状の移動体通信市場における非対称規制として存在していますが、実態的には指定を受けている市場支配力を有する事業者とその他の事業者に課される義務等に必要十分な差異があるとは言いがたいと考えます。従って、前者に対する規制の適正性について、検討を行うべきと考えます。 <p>具体的には、市場支配力を有する事業者が、料金・サービス施策等を通じて、顧客流動性を阻害していないか、あるいは、当該事業者との接続等各種ルールが適正に整備・運用されているかについて、適時検証を行うことが必要と考えます。前者については、メールアドレスの引継ぎやそれに準じるサービスが可能な環境作りを行うことが特に必要であり、後者については、設備共用やローミングに係る事業者間の枠組みが現状不十分であることから、ルール整備を行うことが急務であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	---	--

<p>(25%)の在り方、第一種指定電気通信設備と同等の接続条件の適正性を確保する方策としての接続約款の認可制への移行、並びに接続会計の適用等の検討が行われるべき対象になると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
--	--	--

(3) 禁止行為に関する検証

3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見32 利用者が回線移設を行う際、NTT東西は利用者が利用中のADSL事業者の案内(通知)やフレッツ光の勧誘といった営業を行っているが、このような接続に関して知り得た情報の目的外利用の再発防止に関する追加的対策が必要。</p>	<p>再意見32</p>	<p>考え方32</p>
<p>■ 接続に関して知りえた情報の目的外利用 ○接続業務で取得した顧客情報のフレッツ等における営業利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社調べによると、利用者が回線移設を行う際、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧客情報をもとに、利用 ADSL 事業者の案内及び B フレッツへの勧誘を行うといった不適切な営業が依然継続されています。 ・ 昨年度の検証においては、「本意見において指摘されている事案について、NTT東西は情報の目的外利用の防止等について支店及びアウトソーシング会社の社員等に周知・徹底する等適切な措置を講じている」とし、「NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく」とされています。 ・ しかしながら、現在の NTT 東西殿の対応状況を考慮すると、この問題を根本的に解決するためには、NTT 東西殿に対して、アクセス網の機能分離 	<p>■ ソフトバンク殿、ケイ・オプティコム殿が指摘されている「NTT116 を利用した B フレッツサービスの営業」については、弊社においても同様に、ユーザから B フレッツサービスの問い合わせを行っていないにも関わらず本件サービスを案内された事象を確認しており、以下の累次の競争ルールに反する行為として、早急に検証・運用是正の対応が必要であると考えます。</p> <p>※参照 「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」(平成17年1月認可)の認可条件 <認可条件> 「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービス(仮称)に関して、加入電話及び INS64 の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを利用した営業活動を行わないこと。」 <「総務省殿の考え方」として当該条件で禁じられ</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案に関連して、昨年度の検証に基づき、本年2月18日、「接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用の防止等について、貴社及び貴社から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」等をNTT東西に対し要請したところである。</p> <p>当該要請を受けて、NTT東西は、接続で知り得た情報の目的外利用の防止について、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じているとしている。</p> <p>当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法及び電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下「共同ガイドライン」という。)に照らし、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触するおそれがあるため、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を</p>

等により強い措置を求めることが必要と考えます。

- ・ 従って、NTTグループの組織問題について可及的速やかに検討を実施するとともに、当面の対応として、接続に関して知りえた情報の目的外利用の再発防止に関する追加的対策を求めることが必要と考えます。

【116における回線移設手続時の利用ADSL事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果】

		利用ADSL事業者の案内		
		あり	なし	合計
フレッツ 勧誘	あり	187件 (26%)	107件 (15%)	294件 (41%)
	なし	232件 (32%)	194件 (27%)	426件 (59%)
	合計	419件 (58%)	301件 (42%)	720件 (100%)

※調査期間：2008年6月中旬～2008年7月上旬
 調査方法：Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施

総数：865件(有効回答：720件)
 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

る事項>

「116番への加入電話またはINS64の移転申し込みに対し、加入者から本件サービスについての問い合わせが無いにもかかわらず、本件サービスの営業活動を行うこと」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ 当社は、「接続で知り得た情報の目的外利用の禁止」については、県域等子会社との業務委託契約に規定するとともに、当社及び県域等子会社社員向けの公正競争マニュアルの整備及び研修の徹底などにより、当該行為を厳格に禁じております。

ソフトバンク殿の調査にある「利用ADSL事業者の案内」が、当社の116センタにおいて、お客様がご利用されている具体的なADSL事業者名を当方からお伝えしているということを指しているのであれば、当社がそのような行為をしている事実はありません。

(NTT東日本)

■ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用の防止やフレッツサービス等の営業活動において加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じております。

また、「116」における加入電話等の移転申し込みの際に、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することや他社サービスを利用している場合には他社への連絡が必要な旨をお伝えすることがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。

確保する観点から必要な追加的措置を講じる

	(NTT西日本)	
意見33 ドコモショップはユーザから見ればNTTドコモの一営業所にしか見えず、実質的にもNTTドコモの一部として機能していることから、NTTグループ他社商品の取扱いを禁止する措置が必要。	再意見33	考え方33
<p>■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供</p> <p>○ドコモショップにおけるBフレッツ販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社調べによると、現在でも一部のドコモショップにおいて、NTT 東西殿のフレッツサービスの営業や携帯電話とのセット販売等が行われている状況にあります。 ・ 昨年度の検証においては、ドコモショップは代理店であることから、当該行為は問題ないと分析されていますが、ドコモショップは、ユーザからして見ればNTTドコモ殿の一営業所にしか見えず、また、営業活動上、個々の店舗においてNTTドコモのブランドを用いてその製品・サービスの販売のみを行っており、実質的にNTTドコモ殿の一部として機能しています。さらに、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられず、これらのことから代理店が運営するものであっても、ドコモショップはNTTドコモ殿の一部とみなし、NTTドコモ殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があると考えます。 <p>具体的には、ドコモショップにおけるNTTグループ他社商品の取り扱いを禁止する措置が必要であり、少なくとも、NTTドコモ殿における顧客情報を用いてのNTTグループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォール確保、及びNTTグループ商品同士を組み合わせるのセット割引の禁止措置が必要と考えます。</p>	<p>■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。</p> <p>また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。</p> <p>なお、昨年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代理店がNTT東日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず」との検証結果が示されているものでないことから、改めて本年度の検証対象とする必要性は乏しいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ ドコモショップを運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施していることから、公正競争上問題ないと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT西日本は、販売代理店との代理店契約に基づきフレッツ光の取扱いが行われているものであり、NTTドコモとの間に共同の営業行為は存在しない等としている。</p> <p>本事案に関しては、昨年度の検証において、「あくまで販売代理店がNTT東日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず、引き続き注視していく」としたところである。</p> <p>自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく。</p>

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)		
意見34 NTT東西のひかり電話の子機としてNTTドコモの携帯電話が使えるサービスや、NTTドコモの「ホームU」サービスに見られるように、NTT東西とNTTドコモのFMC連携が進展しており、差別的な共同行為が行われていないか検証が必要。	再意見34	考え方34
<p>■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供</p> <p>○NTT 東西殿と NTTドコモ殿の FMC 連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 今般、NTT 東西殿と NTTドコモ殿の FMC 連携が進展しています。例えば、NTT 東西殿は、NTTドコモ殿の携帯電話(FOMA N906iL)を NTT 東西殿のひかり電話の子機として利用可能とするサービスを開始していますが、本件は、サービス導入の過程において意図的な排他性(自社グループに有利な仕様の採用等)がないとしても、実態上、現時点では市場支配力を有する事業者間に閉じた連携となっています。他にも、本サービスをはじめ、NTT 東西殿はNTTドコモ殿の携帯電話(FOMA N902iL 等)を利用した各種 FMC ソリューションをホームページ*等において宣伝し、営業展開しており、その中で FOMA 端末を対応端末として告知することで、排他的な共同営業を行っていると解釈できます。 ※ひかり電話ビジネスタイプ: http://www.ntt-east.co.jp/ipc/fmc/index.html ※無線 LAN 対応移動機について: http://flets.com/hikaridenwa/subscription/wireless_mobile.html また、他の事例として、NTTドコモ殿による「ホームU」*が利用できるマルチセッション対応ブロードバンド回線は、現在のところ、NTT 東西殿が提 	<p>■ 当社とNTTドコモは、情報家電ベンダや他キャリア等の皆様方にオープンにご参加いただいたNGNフィールドトライアルを通じて当社のネットワークとの接続及び動作について検証を行い、実施結果を「次世代ネットワークのフィールドトライアル報告書」として公表するなど、オープンな取り組みを行ってきております。</p> <p>また、当社は、NTTドコモ以外の携帯電話事業者についても、当社のひかり電話対応ルータ、ビジネスホン等との接続を可能とする機能(TTC標準SIP搭載等)を具備した端末を提供していただける場合には、NTTドコモの端末と同様の取り組みについて検討を行う考えです。</p> <p>ソフトバンク殿から指摘のあった当社ホームページは、お客様に当社サービスに対応している端末をご案内しているものですが、NTTドコモ以外の携帯電話事業者の端末についても、当社サービスに対応した端末を提供いただける場合には、同様にご案内させていただく考えです。</p> <p>なお、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」に規定されているのは、「FMC サービスの提供に当たり、東・西 NTT は、NTTドコモとの排他的な共同営業を行わないこと」であり、当社とNTTドコモとの共同営業については排他的なものではない限り、禁止されるものではないと理解しております。</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案のうち、NTTドコモの携帯電話端末をNTT東西のひかり電話の子機として利用可能とするサービスが排他的な共同営業に当たるとの指摘について、NTT東西は、NTTドコモ以外の携帯電話事業者についても、NTT東西のひかり電話対応ルータ等との接続を可能とする機能(TTC標準SIP搭載等)を具備した端末が提供される場合には、NTTドコモの端末と同様の取組について検討を行う等としている。</p> <p>また、NTTドコモのFMCサービス「ホームU」に対応可能なブロードバンド回線がNTT東西の提供するADSLやFTTHサービスに限定されており、排他的な共同営業を行っているとの指摘について、NTTドコモは、マルチセッション対応のブロードバンド回線であればNTT東西以外の事業者についても対応可能であるとしている。また、本年6月18日には、アッカ・ネットワークスがNTTドコモの提供する「ホームU」に対応した個人向けADSLサービスの提供準備について発表しているところである。</p> <p>したがって、本意見において指摘されている「ホームU」等の事案は、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に該当するものと直ちに認められるものではない。</p>

供するADSLやFTTHサービスに限定されていません。

※

http://www.nttdocomo.co.jp/service/func_tool/homeu/

- ・そもそも、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」という。)の別紙2「今後想定される具体的な業務に関する基本的な考え方」における「1 固定・移動融合(FMC)サービス」の記述において、「固定通信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合することにより、NTTドコモ以外の電気通信事業者との間における実質的な公平性の確保を困難とし、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの蓋然性は高い」とされ、両社の排他的な共同営業が禁止されているところです。さらに、指定電気通信設備を設置する事業者に対しては、事業法第30条の禁止行為第3項第2号が存在し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取り扱い等が禁じられ、また、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」としても、各種取引条件の同等性確保が求められています。
- ・上記の各種営業活動は、前述の「活用業務ガイドライン」の主旨等からして、本来、認められるべきではなく、そもそも、こうした共同営業に直結するような排他性のあるFMCサービスをNTT東西殿とNTTドコモ殿が提供すること自体、不適当と考えます。従って、今後、両社のFMCサービスについては、サービス開始前の時点において、法やガイドラインの趣旨等からの適正性を検証することが必要と考えます。
- ・また、既に存在する上記に示した各種FMC連携については、以下のような観点で、公正競争上の問題がないか、調査・検討を行う必要があると考

他事業者が自社内や自社グループ内の固定電話ー携帯電話相互間の通話を無料にするサービスやワンビリングを進める中、当社としても当社サービスをご利用いただいているお客様の利便性を向上する必要があると考えておりますが、ソフトバンク殿の主張が「NTT東西はFMCサービスをお客様に提供してはいけない」という趣旨だとすれば、利用者利便を無視した意見であると考えます。

(NTT東日本)

■ 当社は、お客様の利便性向上を図り、ひかり電話等の当社サービスの販売拡大を目的に、ひかり電話と携帯電話端末を組み合わせたソリューション等を提供しており、NTTドコモ殿以外の携帯電話事業者様についても、当社のひかり電話の技術に対応した機器を提供される場合には、NTTドコモ殿の端末と同様の取り組みについて検討したいと考えております。

ホームページ等での記載については、当社が提供するFMCソリューションについて、お客様に現時点での対応端末についての情報を案内しているに過ぎず、販売活動においてもNTTドコモ殿の商品の宣伝等は実施していないことから、排他的な共同営業にあたるもの指摘は妥当性を欠くものと考えます。

また、当社としては、お客様のニーズに応えるもので、NTTドコモ殿と排他的に連携したものではないFMCサービスについては、公正競争上の問題は生じず、お客様利便の向上に資するものと考えます。

(NTT西日本)

■ 当社の「ホームU」はサービス提供上、マルチセッション対応のブロードバンド回線を必要としているため、現状対応回線として、NTT東西のフレッツサ

■ NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供については、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく。

<p>えます。</p> <p>① サービス検討・導入における差別的な共同行為の有無の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西殿の各種 FMC ソリューション及び NTT ドコモ殿の「ホーム U」に関し、サービス検討・導入までの事業者間の情報授受や協議(詳細なネットワーク仕様・端末仕様等)等の過程において、意図的に自社グループに閉じた共同的なサービス提供を意図した申し合わせが行われていないか <p>② サービス販売における差別的な共同行為の有無の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西殿の各種 FMC ソリューションについて、ひかり電話の販売現場において、NTT ドコモ殿の携帯電話の推奨等を行うセット販売的行為がなされていないか - 本サービスに係る上述のホームページ等の記載が排他的な共同行為に該当しないか <p>③ 販売時における同等性の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT ドコモ殿の「ホーム U」に関し、将来的に、NTT 東西殿以外の事業者のブロードバンド回線サービスが「ホーム U」に対応可能となった場合※、告知や販売方法において、NTT 東西殿のブロードバンド回線と取り扱いが同等であるか <p>※本年 6 月 16 日の報道においては、株式会社アッカ・ネットワークス殿が今後「ホーム U」に対応した個人向け ADSL サービスの提供準備を開始したとの発表 (http://www.acca.ne.jp/release/08061)</p>	<p>サービスが利用可能となっております。</p> <p>従って、意図的にNTTグループに閉じたサービス展開を行なっているものではありません。</p> <p>また、告知・販売方法について、ツール類で「マルチセッション対応の回線」で「順次拡大予定」と記載しており、同等性を確保しております。</p> <p>今後、NTT東・西以外の事業者様との相互接続が実現した場合についても対応可能なように同等に取り扱っていることから、排他性があるものではなく、公正競争上問題ないと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
--	---	--

<p>8.html)がなされています。</p> <p>なお、今後 IP 化の進展により、FMC の提供形態が多様化していくことが考えられることから、NTT 東西殿ならびにNTTドコモ殿が提供する FMC については継続して詳細な検証を行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見35 量販店でフレッツ光販売時にOCNが優先的に販売されているが、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあり、このような量販店の取扱いを誘引する要因の検証が必要。</p>	<p>再意見35</p>	<p>考え方35</p>
<p>■ 一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉(ISPに対する差別的取扱い)</p> <p>○OCNの優先的取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東日本殿が「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)(案)に関する意見募集」に関して提出した意見書(平成 20 年 1 月 17 日)において、「お客様の選択肢を増やす観点から、なるべく多くのISPを扱っていただきたい」と述べているとおり、利用者が多くの ISP の中から公平に選択できる環境こそが、健全な競争環境と言えます。 ・ しかしながら、弊社調べによると、以下の表のとおり、現在大手量販店においては 70%以上もの店舗において、Bフレッツ販売時にOCNのみを扱っている状況にあり、ISP と量販店の契約関係がISP間の競争下での民民の契約に基づくものであることを考慮すると、こうしたほとんどの量販店でOCNのみを取り扱う状況は明らかに不自然なものであると言えます。 ・ これほどまでに特定のプロバイダのみが優先的 	<p>■ 販売代理店がどのISPを取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、電気通信事業法の禁止行為規制、日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件等の対象となるものではありません。</p> <p>なお、ソフトバンク殿の「これほどまでに特定のプロバイダのみが優先的な扱いをされていることについては、何らかの背景があると推察」との主張は根拠のない推論であり、事実無根であることから、そもそも意見として取り上げるべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ そもそも、当社はフレッツ光販売拡大に向けて、お客様の選択肢を増やすため、なるべく多くのISPに対応する観点からも、OCNとのみ連携することではなく、また、家電量販店などの販売代理店がどのISP等を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるもので、当社から、フレッツ光とOCNのセット販売等についての依頼等は行っておらず、公正競争上の問</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、また、NTTコミュニケーションズは家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施しているとしており、当該代理店によるOCNの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していく。</p> <p>■ 昨年度の検証に基づき、本年2月18日、「NTT東西及び県域等子会社の営業活動におけるNTTコミュニケーションズのインターネット接続サービス(OCN)とその他の電気通信事業者のインターネット接続サービスの取扱いについて実質的な同等性を確保すること」等をNTT東西に対し要請したところである。</p> <p>当該要請を受けて、NTT東西は、他社商品の公平な取扱いについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じて</p>

な扱いをされていることについては、何らかの背景があると推察され、昨年度の検証において、総務省殿は「運用の実態如何によっては、電気通信事業法第30条第3項第2号、同法第31条第2項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)を潜脱するおそれがあることから、本件について引き続き注視していく」としていることから、こうした状況が生じている要因について、運用実態にまで踏み込んだ詳細な検証をすべきであると考えます。

【B フレッツを販売している家電量販店におけるOCNの取扱い状況】

B フレッツ取扱い店舗数	607 店舗 (100%)
OCN 取扱い店舗数	592 店舗 (97.5%)
OCNのみ取扱い店舗数	443 店舗 (73.0%)

※調査方法: 大手家電量販店を中心に実地調査
調査期間: 2008年7月中旬～2008年8月中旬
調査店舗数 : 608 店舗

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ ①OCNとフレッツ光のセット販売について

関西圏での家電量販店におけるNTTの販売ブースでは、OCNwithフレッツやOCNをメインに販売活動を実施しておりますが、実質的にNTT西日本が設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日本から派遣された販売員がOCNwithフレッツやOCNをメインに販売しているのが実態であると認識しております。

題はないと認識しております。

なお、昨年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではない」との検証結果が示されているところであり、また、本年度の意見は、具体的な根拠に基づかない推測であることから、改めて検証する必要性は乏しいと考えます。

(NTT西日本)

■ 弊社はNTT東日本・西日本とは個別に家電量販店と代理店契約を締結しており、家電量販店を通じた営業活動についても独立して実施しております。弊社インターネット接続サービス(OCN)の販売促進について、公正競争上の問題はないと認識しております。

さらに、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」「(2008年2月18日総務省)においても、NTT東西によるOCNの取扱いについて「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は十分ではない」とされており。

このように公正競争上の問題が確認されていないにもかかわらず、新たな規制を導入することは、理由を欠くのみならず結果として弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。

(NTTコミュニケーションズ)

いるとしている。

当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号、同法第31条第2項第2号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(以下「NTTの承継に関する基本方針」という。)(七)(八)を潜脱するおそれがあることから、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組が上記規定に抵触している等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。

<p>こうしたなか、フレッツ光とOCNのセット販売を前提とした営業方法等の周知がなされているのではないかという疑念もあります。</p> <p>また、NTT西日本の販売代理店からの電話勧誘や投げ込みチラシにおいても、「OCN+フレッツ光」のみの販売促進を行っているケースも見受けられます。</p> <p>このようなフレッツ光販売時のOCNに対する優先的な取扱いは、NTT東西及びNTTコミュニケーションズ、さらにはNTT西日本の県域子会社による販売代理店を通じた営業活動が相互に作用した結果生じているものであり、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に当たるものと考えます。</p> <p>よって、家電量販店を含む販売代理店での販売活動において、なぜOCNとフレッツ光のセット販売が優先的に行われているか、優先的な取扱いを誘引するような要因は何かを検証し、適切な措置を講じさせることが必要であります。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>		
<p>意見36 OCNwithフレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入に対して一部の量販店が行う高額ポイントの付与は、支配的事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当。</p>	<p>再意見36</p>	<p>考え方36</p>
<p>■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供</p> <p>○量販店におけるセット販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社調べによると、一部の量販店において、OCN with フレッツとNTTドコモの携帯電話という組み合わせで同時加入した場合のみ、高額なポイントが追加的に付与されるというキャンペーンが確認されています。 ・ このような行為は、当該量販店が独自に行っている施策であったとしても、結果的には共同ガイドラ 	<p>■ 量販店においては、当社の代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施していることから、公正競争上問題ないと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTTドコモは、量販店がNTTドコモの代理店契約とは別に、量販店自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でない。</p>

<p>インで市場支配的な電気通信事業者に対して禁止されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に相当するものであると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、仮にこのような量販店でのキャンペーンの背景に市場支配的な電気通信事業者の意向が何らかの形で影響しているのだとしたら、それは、「特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない」とする事業法第30条第3項2号の規定を脱法的に運用している行為に相当する可能性があります。 <p>従って、こうしたキャンペーンが行われている背景について、運用実態にまで踏み込んだ詳細な検証を行うべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		<p>■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく。</p>
<p>意見37 NTT東西の県域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべき。</p>	<p>再意見37</p>	<p>考え方37</p>
<p>■ 子会社を通じた脱法的な共同営業</p> <p>○NTT 東西への規制の子会社への適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 弊社調べによると、現在でも一部の県域等子会社において、NTT 東西殿のフレッツサービスに加えて NTT ドコモ殿の携帯電話を販売する行為等が行われている状況にあります。当該行為について、昨年度の検証においては、「県域等子会社の役員をNTT東西の役員等が兼務する場合、NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となるおそれがある」とされ、NTT 東西殿と県域等子会社が一体的に経営を行うことによる影響について懸念が示されているところです。 親子会社間の経営の一体性については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成 	<p>■ 前回弊社意見書にも事象提示したように、県域等子会社において加入電話の切替えを梃子にした B フレッツ(ひかり電話)への販売行為が奨励されている傾向があり、また、KDDI 殿・ソフトバンク殿も意見している通り NTT 東西殿の営業活動を受託している県域等子会社は、NTT 東西殿の第一種指定設備利用部門(一部業務)を切り出した子会社ではなく、第一種指定設備管理部門に直接的に関わる業務も受託しており、まさに NTT 東西本体の実行部隊であり、それ自体に事業の独立性がないと見受けられるため、実質的に NTT 東西本体と同一の事業体であると考えられます。そのため、県域等子会社を特定関係事業者の対象に追加し厳格なファイアーウォール規制を早急に実施すべきであると</p>	<p>■ NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。この点について、昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況について報告を求めるとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく。</p>

<p>17年11月1日 公正取引委員会)において、「親会社が株式の100%を所有している子会社の場合には、通常、親子会社間の取引は実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められ」と示されているとおり、株式所有比率が100%の子会社については同一企業とみなすべきであり、また株式所有比率が100%に満たない子会社については、同箇所を示されているとおり、役員等兼務の有無という観点だけでなく、親会社による子会社の株式所有の比率、子会社の財務や営業方針に対する親会社の関与の状況、親子会社間の取引関係(子会社の取引額に占める親会社との取引の割合等)等の観点も加え、総合的に判断すべきです。従って、今年度の検証においては、こうした視点も踏まえた検証がなされることを要望します。</p> <p>・ なお、弊社共としましては、県域等子会社が「NTT東日本-〇〇」等の社名で営業を行っている行為等において、ユーザから見てNTT東西殿の一営業所にしか見えず、また、営業活動上、実質的にNTT東西殿の一部として機能していること、さらに競争事業者が県域等子会社に対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられないことから、県域等子会社はNTT東西殿と実質的に一体であるとみなし、NTT東西殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTグループ他社商品の取り扱いを禁止する等の措置を講ずるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>考えます。</p> <p>※参照 弊社平成20年8月25日提出意見書 2(1) 「■加入電話を梃子にしたBフレッツ(ひかり電話)への切替えの奨励 【検証が必要な事象】 NTT東西殿や県域等子会社において、加入電話の切替えを梃子にBフレッツ(ひかり電話)への切替えを奨励する販売施策が行われていないか。(たとえば、販促物の作成等営業ツールにおいて)～略～」</p> <p>また、県域等子会社をはじめとしたNTTグループ内の事業の分社化、統合並びに一部の業務移管などについて、事業のスリム化やコスト削減等の一定の経営効果はあるとは考えます。</p> <p>しかしながら実施の手続きについては、NTT東西の本来業務とは関連性のないように行われており、NTT東西殿が地域業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保ができるかどうかの担保がなく非常に問題があると考えます。特に、県域子会社は、NTT東西の第一種指定設備利用部門を切り出した子会社ではなく、第一種指定設備管理部門に直接的に関わる業務を受託しており、まさにNTT東西の実行部隊であり、それ自体に事業の独立性がないと見受けられます。</p> <p>今後、NTT東西殿が現状有する顧客情報や第一種指定電気通信設備など独占分野に関わって事業の分社化、統合並び一部の業務移管がNTT東西殿から他のNTTグループ各社(NTTドコモ殿、県域子会社等など)へ行われる場合については、公正な検証の手続きを確保すべきであり、その実施計画については活用業務の認可申請手続きと同様の手続き、意見募集を行い、公正競争条件を付して認可することが必要であると考えます。</p> <p>具体的な認可時の検証方法としては、事業の分</p>	<p>■ なお、昨年度の検証に基づき、本年2月18日、「県域等子会社において貴社及びNTTドコモグループ9社のそれぞれから受託した業務に係る情報の目的外利用の禁止が担保されるよう、県域等子会社へその周知・徹底を図ること」等をNTT東西に対し要請したところである。</p> <p>当該要請を受けて、NTT東西は、県域等子会社におけるNTT東西及びNTTドコモグループのそれぞれから受託した業務に係る情報目的外利用の禁止について、県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るとともに、県域等子会社においては、NTT東西からの受託業務とNTTドコモグループからの受託業務等について、組織を分け、会計を整理し、NTTドコモグループとの排他的な共同営業を行わないなど、適切な措置を講じているとしている。</p> <p>当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。</p> <p>■ 「NTT東日本-〇〇」等の県域等子会社の社名については法制上特段の制約はないものの、NTT東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視する。</p>
---	---	---

	<p>社化、統合並びに一部の業務移管についての情報を開示し、以下の項目について検証を行う必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> -顧客情報の提供 - 指定電気通信設備を含むネットワークの譲渡 - 人事交流 - 取引条件の変更(接続事業者の取引条件と異なる取引を決める場合、接続事業者との取引に影響がある場合) - 会計上の変更(出資関係、重要な資産の変動、減価償却方法など) <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映されております。</p> <p>会社の形態に関わらず、当社の業務を委託する際には、当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、公正競争マニュアルの整備及び研修等を徹底していることから、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>なお、県域等子会社が、当社が委託した業務とは別に独自に実施する業務については電気通信事業法の禁止行為規制等の対象となるものではありません。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社の県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、営業情報等に関するファイアー</p>	
--	---	--

	<p>ウォールを担保するなど、適切な措置を講じております。</p> <p>また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じているところです。</p> <p>現に公正競争上の問題は生じておらず、当社として今後も適切に業務運営等を行っていくことから、県域等子会社に対して NTT 東西本体と同等の禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見38 NTTグループカードの「おまとめキャッシュバック」は、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に該当するおそれがあり、実質的に関係会社を介した特定の電気通信事業者の優先的な取扱いに該当。</p>	<p>再意見38</p>	<p>考え方38</p>
<p>■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供</p> <p>○NTT グループカードによるセット割引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の検証時の意見募集においても指摘したとおり、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」という。)殿(NTT 持株 87.1% 所有、その他の株式も全て NTT グループが所有)が提供する NTT グループカードにおける「おまとめキャッシュバック」というサービス*は、電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)で禁止されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」の項目に該当する恐れがあると考えます。すなわち、本サービスはユーザから見れば、NTT グループが 	<p>■ 当社としては、利用者の支払方法の多様化の観点から、利用料金をクレジットカードによりお支払いいただけるようにしておりますが、取扱いに際して、NTTファイナンスと他のクレジット会社とを同等に扱っております。なお、ポイント付与等の施策は各クレジット会社独自の営業戦略の中で行われているものです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社としては、お客様利便性の向上を目的に、クレジットカードによるお支払いの取り扱いを行っていますが、クレジット会社への対応はNTTファイナンス社と他のクレジット会社において同等であり、公正競争上の問題はないと考えます。</p> <p>また、異なる電気通信事業者等の利用料を対象</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT東西は、クレジット会社への対応についてNTTファイナンスとその他のクレジット会社を同等に取り扱っており、ポイント付与等の施策はNTTファイナンスの営業戦略の中で行われているものとしている。</p> <p>NTT東西及びNTTドコモは、市場支配的な事業者として電気通信事業法第30条第2号及び共同ガイドラインにおいて、「特定の電気通信事業者に対する不当に有利な取扱い」、「自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定」や「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が禁止されている。</p> <p>本意見において指摘されているNTTファイナ</p>

<p>一体となってサービスを提供していることと同等であり、関係会社を介してグループ会社の商品・サービスを優先的に提供することで、「特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない」とする事業法第30条第3項2号の規定を脱法的に運用しているものに該当するものと考えます。※</p> <p>http://www.ntt-card.com/omatome_cashback.html</p> <p>・なお、昨年度、総務省殿の見解において、NTT東西殿がNTTファイナンス殿と他のファイナンス会社を同等に取り扱っているため問題がないとしていますが、本来検証すべき事項は、NTTファイナンス殿がNTT東西殿と他の事業者を同等に取り扱っているか否かということであるべきです。また、通常は、競業会社の商号で自社商品を販売することは商慣行上考えられない以上、NTTファイナンス殿の当サービスは他事業者商品の取扱いを実質的に排除するものと位置付けられます。</p> <p>従って、禁止行為規制の本来の趣旨からすれば、このような関連会社を通じた実質的なセット割引を認めるべきではなく、NTT持株殿の子会社・関連会社に対し、NTTグループ商品のセット割引に相当する行為全てを禁止する措置が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>とした各種サービスについては、お客様の利便性向上の観点からは望ましいものであり、クレジット会社によるこうしたサービスはクレジット各社の営業戦略として実施されているものと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>スによるNTTグループカードの「おまとめキャッシュバックコース」は、毎月のショッピング利用合計額に応じて、NTT東西、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモのサービスの利用料金に対してのみ最大60%のキャッシュバック(以下「特典」という。)を行うものである。</p> <p>当該特典は、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではないが、NTTファイナンスにおいて、自社のクレジットカード利用者に対し、NTTグループが提供する電気通信サービスのみを組み合わせた特典の提供が行われているものである。</p> <p>このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものではないが、当該特典の提供方法(見直しの方向で検討されると聞いている)については、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(2)及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していく。</p>
<p>意見39 ドライカッパの新規工事と解除工事における工事設定可能日について公平性を確保すべき。</p>	<p>再意見39</p>	<p>考え方39</p>
<p>■ 他の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱い(NTT利用部門と接続事業者の不平等性)</p> <p>○土日工事対応に関する差異(おとくライン)</p> <p>・ NTT東西殿の加入電話から接続事業者の直収</p>	<p>■ 当社では、お客様要望にお応えするために、工事稼働を確保できるエリアから土休日工事を実施しているところです。地域事情等によっては土休日に工事稼働を確保できない場合がありますが、当社</p>	<p>■ 接続事業者からは、ドライカッパの新規工事と解除工事における工事設定可能日について、公平性を確保すべきとの意見が示されたのに対して、NTT東西からは、他事業者の工事NTT東西自身の</p>

<p>電話への切替工事(ドライカップ新規工事)の土休日工事は、地域によっては工事設定可能日が月に1~4日程度しかない等、工事稼働日が限られており、利用者にとって不便な状況であるとともに、接続事業者の顧客獲得に影響を及ぼしている状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、接続事業者の直収電話からNTT東西殿のひかり電話への切替工事(ドライカップ解除工事)の土休日工事は、上記の工事設定可能日より明らかに多くの日数で実施されています。 <p>同じドライカップに係る工事であり、かつ、同じOAB-J電話サービスの提供に係る工事にもかかわらず、このように工事実施日の設定に差異を設けていることは、NTT東西殿が自社の顧客獲得を優先する行為に相当するものと考えられ、利用者の利便性向上の観点からも、このような状況を直ちに是正し、土休日工事の対応の公平性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>の光サービスと他事業者向けダークファイバ、当社の加入電話と他事業者向けドライカップとの間はそれぞれ同条件としており、差別的な取扱いにはなっていません。</p> <p>なお、他事業者の直収電話からひかり電話への切り替えの場合には、ドライカップ廃止工事を別の平日に実施する工夫を行っており、土休日においてドライカップ廃止工事がドライカップ新規工事よりも多く実施されているとの指摘はあたりません。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社では、光回線、メタル回線を問わず、お客様要望にお応えするために、需要も勘案した上で、工事稼働を確保できるエリアから土休日工事を実施しているところです。地域事情等によっては土休日に工事稼働を確保できない場合がありますが、当社の光サービスと他事業者向けダークファイバ、当社の加入電話サービスと他事業者向けドライカップとの間はそれぞれ同条件としており、差別的な取扱いにはなっていません。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>工事と同条件としており、差別的な取扱いをしていないとの意見が示されたが、まずは接続事業者とNTT東西との間で協議を行うことが望ましく、当該協議の状況等を踏まえ、総務省においては必要に応じて所要の措置を検討することとする。</p>
<p>意見40 FTTH市場における接続条件について、屋内工事立会い回数の違い等、NTT東西の利用部門と接続事業者との間にサービス提供上の差異が存在している。</p>	<p>再意見40</p>	<p>考え方40</p>
<p>■ 他の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱い(NTT利用部門と接続事業者の不平等性)</p> <p>○8 分岐単位接続に係る問題</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH市場における接続条件については、屋内工事立会い回数の違い等、NTT東西殿利用部門と接続事業者の間にサービス提供上の差異が存在している状況です。弊社共が、従前より主張しているとおりに、これらの問題については、早急に 	<p>■ FTTH市場における接続条件については、以下の観点から、現時点において見直し等の措置を講じる必要はないと考えます。</p> <p>① 線路敷設基盤(電柱・管路)の徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば引込線を自前敷設することが可能であり、これに合わせて光屋内配線を同時に自前工事できる状況にあることから、当社と同様に1回の立会い</p>	<p>(考え方17及び27に同じ。)</p>

是正される必要があると考えます。

なお、例えこれらの取扱に関する差異の問題がすべて解消したとしても、NTT 東西の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、分岐端末回線あたりの接続料設定等の根本的問題が存在するため、FTTH 市場における公正競争環境を整備するためには、これらの根本的な問題についても早急に見直し等の措置を講ずる必要があると考えます(これらの問題の詳細については、弊社共が「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申(案)に対する意見募集」に関して提出した意見書(平成 20 年 2 月 28 日)を参照願います)。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

で工事実施可能なこと。また、要望があれば、当社はビジネススペースで光屋内配線工事を実施することとし、10月からの工事実施に向けて現に協議を進めていること。

- ② 現行の光配線区域は、当社の効率的な設備構築及び保守運用の観点から設定しているものであり、屋外スプリッタや引込線を利用される場合には、これに従っていただくことになるが、接続事業者が、当社の光配線区域に縛られず自由な設備構築を希望するのであれば、当社が提供する加入者光ファイバ等を活用し、当該事業者が独自に設定された光配線区域にあわせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自ら実施することで対応可能であること。
- ③ 加入光ファイバの接続料は、本年1月に申請した料金から、FTTHサービスの提供コストを低廉化し事業者間競争の促進を図るよう要請されたことを受け、本年4月にさらに料金を引き下げて補正申請を行い、認可されていること。
- ④ 分岐端末回線あたりの接続料設定については、サービス競争の阻害や設備競争の否定に繋がることになるため導入すべきではなく、本年3月の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申においても、「今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」とされていること。

(NTT東日本)

■ ソフトバンク殿から、「FTTH 市場における接続条件については、屋内工事立会い回数の違い等、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間にサービス提供上の差異が存在している状況」、「NTT 東西の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や光アクセスサービス市場の競争に寄与すると

は言い難い加入光ファイバ接続料水準、分岐端末回線あたりの接続料設定等の根本的問題が存在するため、FTTH 市場における公正競争環境を整備するためには、これらの根本的な問題についても早急に見直し等の措置を講ずる必要がある」とのご意見が示されていますが、当社としては、以下のとおり、現時点でFTTH市場における接続条件を見直す必要はないと考えます。

① 電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、構築意欲さえあれば、他事業者は引込線を自前敷設することが可能であり、これに併せて光屋内配線を自前工事することで、立会い回数の問題を解消することができること。また、他事業者が自由に工事できる環境にある光屋内配線について、他事業者から要望があれば、当社はビジネスベースで工事を実施することとしており、ご要望頂いた接続事業者とビジネスベースでの工事実施に向けた協議を進めていること。

② 他事業者は、当社の光配線区域に縛られず、自由に設備構築することを希望されるのであれば、当社が提供する加入者光ファイバ等を活用し、当該他事業者が独自に設定された光配線区域にあわせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自ら実施することで対応頂くことが可能であること(自ら自由に設備構築して頂けるにもかかわらず、当社の屋外スプリッタや引込線を利用されたいとのことであれば、当社の効率的な設備構築及び保守運用の観点から設定している現行の光配線区域に従って頂くほかありません。)

	<p>③ 加入光ファイバの接続料については、FTTH サービスの提供コストを低廉化しもって事業者間競争の促進を図るよう情報通信審議会等から要請されたことを受けて、本年1月に認可申請した接続料金を、本年4月に更に引き下げて補正申請し、総務大臣殿の認可を受けたものであること。</p> <p>④ 分岐端末回線単位の接続料設定については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方(答申)」(平成20年3月27日情報通信審議会)において、「今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」とされていること。また、サービス競争の阻害や設備競争の否定に繋がることになるため、そもそも分岐端末回線単位の接続料設定は実施すべきでないこと。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■NTT 西日本・再意見17に同じ ■ケイ・オプティコム・再意見27に同じ</p>	
<p>意見41 NTTの通信レイヤーにおける市場支配力が、グループの連携等を活用して上位レイヤーへ不当に行使されていないか適時検証すべき。</p>	<p>再意見41</p>	<p>考え方41</p>
<p>■ レイヤ間を跨る市場支配力の行使(上位レイヤーへの不当な市場支配力行使)</p> <ul style="list-style-type: none"> IP化の進展等に伴い、レイヤを跨る市場支配力行使の実態に十分に注視する必要があります。特に、プラットフォームレイヤやコンテンツアプリケーションレイヤ等の上位レイヤの重要性が増す中、グループの連携等を活用し、通信レイヤにおける市場支配力が上位レイヤーへ不当に行使されるようなことがあってはなりません。指定電気通信設備を設置する事業者による、このような市場支配力の不当な行使は、事業法第30条の禁止 	<p>■ 【レイヤ間を跨る市場支配力の行使(上位レイヤーへの不当な市場支配力行使)】</p> <p>エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿の連携について、ただちに法的問題がないとしても、IP化の進展に伴うプラットフォームレイヤのグループ連携や、それに伴うコンテンツアプリケーションレイヤの囲い込み等の実態については、常に注視を行うべきです。特に、NTT 東西殿及び NTTドコモ殿といった指定電気通信設備を設置する事業者と上位レイヤの結びつきは、利用者の囲い込みと言う形で市場へ</p>	<p>■ 本意見については、「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」等に該当する事案を具体的に指摘したものではないが、NTT東西又はNTTドコモが「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」を行っていると思われる場合には電気通信事業法第30条第3項第3号及び共同ガイドラインに抵触するおそれがあることから、NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダーとの関係について引き続き注視していくとともに、総務省においてもコンテンツプロバイダー等に対する一元的な相談窓口の設置等の施策を検討していく。</p>

<p>行為第3項第2号に該当する行為として、厳格に禁止されるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、固定通信においては、NTT 東西殿による NGN サービスが開始されていますが、通信レイヤにおける NTT 東西殿の市場支配力をもとに、特定コンテンツを独占的に配信する等がなされていないか、適時検証すべきです。 <p>また、移動体通信においては、本年 6 月 16 日、NTT レゾナント殿に対してNTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿が増資を行い、携帯とPCのシームレスなサービス開発や iMenu サイトにおける検索機能の高度化等に取り組むとの発表 (http://www.nttr.co.jp/news_release/080616.html)がなされています。このような環境変化に伴い、モバイルインターネットの検索機能の提供等において、NTTドコモ殿が NTT レゾナント殿以外の事業者を不当に排除する、または、NTTレゾナント殿を介し、PC と携帯の検索機能等の排他的連携を行う等がなされていないか、両社の取引条件の排他性有無を適時検証すべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>与える影響が甚大なことから、実態把握を行う取組みが継続的になされるべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社はコンテンツプロバイダ等との取引において、指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。 <p>なお、レイヤを跨る市場支配力の行使については、上位レイヤにおいて市場支配力を有する事業者が通信レイヤ等に対してその市場支配力を行使していないか、検証する必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社はコンテンツプロバイダ等との取引において、指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令を遵守しており、公正競争上の問題は特段生じていないものと考えます。 <p>(NTT西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社と他事業者様との連携・他事業者様への出資については、当社の経営判断により実施しております。 <p>当社と連携・出資を行った事業者様とその他の事業者様との「不当な差別的な取扱い」は電気通信事業法上禁止されており、当社はこうした規制を遵守していることから、公正競争上問題ないと考えます。</p> <p>なお、当社は、NTTレゾナントだけでなく Google 等、多様な事業者とビジネス展開を実施するとともに、Yahoo!モバイル、モバゲータウン等の検索エンジンを利用できる環境を整えているところです。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
--	---	--

意見42 NTT東西は電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問題は特段生じていない。	再意見42	考え方42
<p>■ 当社は、従来より相互接続や調達活動等において公平・公正かつオープンな取組みを行うなど、事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。</p> <p>また、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果においても、指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令に抵触するような事実はなく、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」(2008年2月18日総務省)についても、当社に公正競争遵守の再確認を要請したものであったと考えております。</p> <p>一方で、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(2008年2月16日総務省)に記載された事例については、その根拠となる他事業者の意見はいずれも具体的な立証がなされておらず、当社が不適切な行為を行ったとする論拠は不十分なものでした。</p> <p>具体的な立証がなされていないにもかかわらず、「おそれ」や「懸念」、「可能性」を以って措置を要請することは、あたかも当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じせしめるものであり、実際、「子会社と一体営業、他社を排除」(日経新聞 2008年2月16日)や「子会社優遇、競争阻む」(東京新聞夕刊 2008年2月16日)等の誤解のある報道がなされ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えました。</p> <p>当社の企業イメージ、営業活動に与える影響の大きさを踏まえれば、競争セーフガード制度の運用</p>	<p>■ これまでの累次の競争ルール整備は一定の効果を発揮しているものの、十分とはいえず、公正競争上の問題は現に発生しています。法令・ガイドラインの趣旨を逸脱していると考えられるNTTグループ連携の例は、昨年指摘したとおりであり、早急に是正措置を講じるべきです。</p> <p>指摘事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用 ■ NTT東・西による家電量販店におけるOCNの優遇 ■ NTT東・西の各県域等子会社によるドコモショップの兼営 ■ NTT東・西役員による県域等子会社の役員兼任 ■ NTT東・西の法人営業のNTTコムへの集約等による顧客情報の共有 ■ NTT東・西によるプロバイダパック(フレッツと協業関係にあるISPのセットプラン)の優遇 ■ NTT東・西の県域等子会社による「NTT東日本-〇〇」等の社名の使用 ■ NTTドコモショップ(販売代理店)における携帯電話端末とフレッツサービスのセット販売 ■ NTTファイナンス(クレジット会社)によるグループ各社サービスの実質的なセット割引 ■ NTT東・西の局舎へのコロケーション及び管路・電柱等の利用手続きの差異 ■ NTT東・西が加入電話の顧客情報をフレッツ等の営業に活用していることへの懸念 ■ NTT東・西による恣意的な接続条件の変更 	<p>■ 昨年度の検証においては、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(07年4月)」に基づき、検証の対象となる各事項について、07年7月から9月にかけて事前に意見公募及び再意見募集を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めたところである。</p> <p>これらを踏まえ検討した結果、公正競争を確保する上で特に懸念が認められることから、NTT東西に対し、情報の目的外利用の防止等について改めてその周知徹底を要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していくことを昨年度の検証結果に盛り込んだものである。</p> <p>■ 総務省では、昨年度の検証に基づき講じるべき措置について、電気通信事業の公正な競争を確保するため、本年2月18日、NTT東西に対して要請を行い、同年3月31日にその講じた措置について報告を受けたところである。</p> <p>また、当該報告については、本年7月24日の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)」において、NTT東西による措置の状況として公表しているところである。</p> <p>昨年度の検証に基づきNTT東西に対して要請した事項については、NTT東西による取組が進められているところであるが、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組が不十分なため市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定に違反している等と認められる場合には、電気通信事業の</p>

<p>にあたっては、他事業者の具体的な立証のない意見に基づく検証を行うべきではなく、「おそれ」や「懸念」、「可能性」を以って誤解を与えかねない記載は控えるべきです。また実際に違反行為がない場合には、「正当である」、「問題がない」ことを明記するよう、慎重かつ中立的に評価していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>活用業務の認可等において「おそれ」があれば、公正競争を担保するために必要な措置がとられることから、「おそれ」の段階で是正措置を求めるのは妥当であると考えます。</p> <p>また、情報の非対称性があるため、NTT東・西側が、公正競争上の問題に係る立証責任を負うべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。</p>
<p>■ 当社は、これまでも事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守しており、また、他事業者からの指摘等によりお客様の誤解を生じかねない事象が確認された場合等には、随時、社内指導を行うなど、適切な事業活動を行ってきたところです。</p> <p>・ 昨年度の禁止行為規制等に関する検証においては、根拠不十分なものも含め、他事業者による全ての指摘等が検証対象とされ、更には、公正競争上の具体的な不適正事例が認められなかったにもかかわらず、単に「おそれ」や「可能性」があることのみをもってNTT東西に対して新たな措置を要請する、若しくは、引き続き注視する、とする検証結果が公表され、NTT東西に対して措置の要請がなされましたが、このような制度の運用は、他事業者との競争中立性を著しく欠くとともに、以下の点で問題であると考えます。</p> <p>①当社の事業展開における法的予測可能性が低下し、事業者として本来正当な事業活動まで萎縮せざるを得なくなり、お客様ニーズに対応した積極的な事業展開ができず、ひいてはお客様利便まで損なわれかねないこと。</p> <p>②他事業者からの指摘に基づき、あたかもNTT東西が不法行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、企業イメージを損なうことにもなりかねず、当社の事業運営に少なからぬ影響が生じるこ</p>	<p>■ 【公正競争要件・禁止行為規制の見直し】</p> <p>各種禁止行為規制に関して、NTT東西殿は同規制を遵守していると主張していますが、NTT東西殿の側で規制の遵守のために講じている措置に係る情報開示が不十分であるため、接続事業者側では実態が確認できない状況にあります。</p> <p>一方で、NTT東西殿の事業活動については、弊社も含む各社意見書に挙げられているように、禁止行為規制に照らして問題と思われる事例が散見されています。</p> <p>従って、まず、総務省殿は、NTT東西殿からの規制の遵守のために具体的に講じている措置についての情報・報告を開示するとともに、それらも含めた上で、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を行うべきと考えます。その上で、総務省殿において、情報開示・報告の内容が十分でない判断された場合においては、前述の調査権を発動し、より詳細な情報収集を行った上で、本制度に係る検証を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 昨年度の本制度において実施された運用に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 他事業者との競争中立性を著しく欠く - 「お客様ニーズに対応した積極的な事業展開が 	

<p>とが想定されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、本年度においては、他事業者による指摘の根拠が明確である事案に限定して検証を実施し、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に則り、検証を通じて「公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないことが認められる場合」に絞って措置を要請するなど、ガイドラインに沿った適切な制度運用をしていただきたいと考えます。 <p>(NTT西日本)</p>	<p>できない」、「企業イメージを損なう」ため問題と NTT 西殿より意見されていますが、本制度は電気通信市場において累次の競争公正要件の有効性について検証を行うものであって、NTT 西殿が意見されているような事象とは本来性質を異にするスキームであると考えます。</p> <p>また、本制度は、通信市場の公正競争を確保し、延いては消費者利益の向上を目的とするものであると理解しています。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■[競争セーフガード制度の運用について]</p> <p>競争事業者の指摘は、実際にあった事例をもとに行われているため、指摘された事項を全て検証対象とする総務省殿の運用は適正であると考えます。</p> <p>また、昨年度の検証の結果、措置要請がなされた事項や引き続き注視するとされた事項は、NTTグループの反証が十分でなかったことによるものと考えます。</p> <p>にもかかわらず、NTT東日本の意見にあるように、総務省殿からなされた措置要請を、単に再確認された程度のものとしか認識していないのであれば、抜本的な措置を講じられるはずがありません。</p> <p>加えて、昨年度に引き続き各競争事業者から多くの指摘がなされている状況を踏まえると、従前のものを含めNTT東西における措置等が、真に実効性のあるものなのか甚だ疑問であります。</p> <p>このため、NTTグループ内における責任の所在やペナルティ制度を対外的に明示させ、その責任体制のもと、改めて徹底した措置を講じるよう指導すべきであります。</p> <p>[規制強化について]</p> <p>NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来</p>	
--	--	--

	<p>の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることがそもそも問題であり、NTTグループの市場シェアが高まる要因にもなっております。</p> <p>そのため、NTTグループ内の連携、子会社・販売会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連携等、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して厳正な規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制やNTTグループに対する累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化を行うべきであります。</p> <p>また、活用業務については、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても取消しを含め改めて検証すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見43 利用者利便向上の観点からは、競争排他的でない限りは市場支配的事業者同士の連携も許容し、正当な事業行為を萎縮させないような制度運用が必要。</p>	<p>再意見43</p>	<p>考え方43</p>
<p>■ また、市場支配的事業者同士が連携することをもって、直ちに、公正競争阻害性が増すとすることは適当ではありません。競合事業者のお客様だけが自社内の固定・携帯相互間での通話料無料サービスや固定・携帯の融合サービス等の利便性を享受できるということになれば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれ、それによって事業者間の競争中立性をも欠くこととなります。したがって、お客様利便の向上の観点からは、競争排他的でない限りは、こうした連携も許容することが必要であり、正当な事業行為を萎縮させないような制度運用が必要であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>■ NTT東・西とNTTドコモという支配的事業者同士の連携によるFMCの提供は、NTTグループの市場支配力が一層強化されることになるため、公正競争上大いに問題であり、認めるべきではありません。</p> <p>現行制度の枠組みでは、NTTグループの市場支配力を排除することに限界があるため、現行の公正競争ルールそのものを見直し、抜本的な措置に向けた議論を早急に着手すべきです。ボトルネック設備の問題、持株体制を基盤としたNTTグループドミナンスの問題を抜本的に解決しないまま、レイヤーを跨るNTT東・西の事業領域の拡大やNTTグループ内連携(ISP、FMC、放送等のサービス)を容認すべきではありません。</p>	<p>■ NTT東西が自らの固定通信業務を移動通信業務と組み合わせて提供するFMCサービスについては、NTT東西が都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなる場合、当該サービスは活用業務に該当し、総務大臣の認可を受けることが必要である。</p> <p>NTT東西が活用業務に該当するFMCサービスを提供する場合においては、総務省は、「東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え方」(以下「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」という。)別紙2において示した基本的な考え方を踏まえ審査を行う。</p> <p>具体的には、NTT東西がNTTドコモと連携してF</p>

	<p>(KDDI)</p> <p>■ 【市場支配的事業者同士の連携】</p> <p>いまだ強大な市場支配力を有する NTT 東西殿に対し、子会社・関係会社との連携を許容し、自由な事業活動を可能とさせることは、短期的に利用者利便が向上することはあっても、中長期的には、競争が衰退することで利用者利便を損なうこととなります。</p> <p>また、現状の制度においても、各種コロケーションルールにおける非同等性や新サービス等に関して保有する情報の格差等が存在しており、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で真に同等性を確保できていない状況にあります。</p> <p>従って、NTT 東西殿に係る公正競争要件を緩和する必要性は全くなく、NTTグループ内人事交流に係る実質的な一体経営や地域会社と長距離会社の営業業務集約等、当該要件の趣旨を逸脱した事例が散見されている現状を踏まえれば、NTT グループ内における商品のセット割引や人事交流・営業集約を禁止する等、むしろ当該要件を強化する方向で見直すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>MCサービスを提供する場合において、NTT東西はNTTドコモ以外の電気通信事業者との連携が実質的に不可能となる態様での連携によるサービス提供を行わないこと及び移動体分離の際の公正競争要件に反しないこと等が担保されているかどうか、具体的な申請事案に基づいて審査を行う。</p>
--	--	--

3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見44 フレッツ光販売時のOCNの優先的な取扱い、NTT東西が特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為に当たる。</p>	<p>再意見44</p>	<p>考え方44</p>
<p>■ 関西圏での家電量販店におけるNTTの販売ブースでは、OCNwithフレッツやOCNをメインに販売活動を実施しておりますが、実質的にNTT西日</p>	<p>■ そもそも、当社はフレッツ光販売拡大に向けて、お客様の選択肢を増やすため、なるべく多くのISPに対応する観点からも、OCNとのみ連携することはな</p>	<p>(考え方35に同じ。)</p>

<p>本が設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日本から派遣された販売員がOCNwithフレッツやOCNをメインに販売しているのが実態であると認識しております。</p> <p>こうしたなか、フレッツ光とOCNのセット販売を前提とした営業方法等の周知がなされているのではないかという疑念もあります。</p> <p>また、NTT西日本の販売代理店からの電話勧誘や投げ込みチラシにおいても、「OCN+フレッツ光」のみの販売促進を行っているケースも見受けられます。</p> <p>このようなフレッツ光販売時のOCNに対する優先的な取扱いは、NTT東西及びNTTコミュニケーションズ、さらにはNTT西日本の県域子会社による販売代理店を通じた営業活動が相互に作用した結果生じているものであり、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為に当たるものと考えます。</p> <p>よって、家電量販店を含む販売代理店での販売活動において、なぜOCNとフレッツ光のセット販売が優先的に行われているか、優先的な取扱いを誘引するような要因は何かを検証し、適切な措置を講じさせることが必要であります。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>く、また、家電量販店などの販売代理店がどのISP等を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるもので、当社から、フレッツ光とOCNのセット販売等についての依頼等は行っておらず、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>なお、昨年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではない」との検証結果が示されているところであり、また、本年度の意見は、具体的な根拠に基づかない推測であることから、改めて検証する必要性は乏しいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見45 NTTドコモ、NTTデータ、NTT-ME等の電気通信事業者や県域等子会社をNTT東西の特定関係事業者に追加すべき。</p>	<p>再意見45</p>	<p>考え方45</p>
<p>【平成19年度指摘事項について】</p> <p>■ 特定関係事業者の追加</p> <p>① 平成19年度の本制度に基づく検証結果において、以下の懸念事項を「改めて検討していく」とのことですが、NTTコミュニケーションズ以外の電気通信事業者（NTTドコモ、NTTデータ、NTT-ME等）</p>	<p>■ 【県域等子会社とNTT 東西殿の一体化】</p> <p>KDDI 殿、イー・アクセス殿もご指摘のとおり、県域等子会社はNTT 東西と実質的に一体として経営されており、また、弊社意見書（平成 20 年 8 月 25 日）でも述べたとおり、ユーザからして見れば県域等子会社は NTT 東西殿の一営業所にしか見えま</p>	<p>■ 電気通信事業法第31条第1項及び第2項の特定関係事業者に関する規制は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであ</p>

を、NTT東・西の特定関係事業者とすることについて、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の濫用を防止する観点から検討すべきです。

特定関係事業者に係るファイアーウォール規制は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者(=NTT東・西)について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性に鑑み、公正競争を確保する観点から設けられているものです。市場統合(水平的・垂直的)の進展を踏まえれば、NTT東・西の加入者回線が持つボトルネック性の影響範囲も多様な通信サービスに及ぶことから、特定関係事業者の対象を、NTTドコモやNTTデータ等の電気通信事業者にまで拡大する必要があります。

② NTT東・西の営業活動を受託している県域等子会社は、実質的にNTT東・西本体と同一であるとみなせます。NTTの分離・分割等の構造的措置や、NTT東・西の活用業務に対する公正競争条件担保のための措置の実効性を持たせる観点から、県域等子会社を特定関係事業者等の競争ルールの適用対象範囲に加えることが適当です。

(KDDI)

■ 特定関係事業者の指定の拡大

○特定関係事業者の指定要件の整備

【問題点】

- ・県域等子会社については、2007年度の競争セーフガード制度の取組みにて、競争事業者等からのパブリックコメント等で、以下のような事象があるものの公正競争に係る各種規制の対象外となっている点について、制度の形骸化に対する懸念が寄せられています。
- ・県域等子会社は、NTT東西殿の100%子会社であり、また役員がNTT東西殿との間で兼任されており、経営が実質的に一体化となっている。
- ・県域等子会社は、NTT東西殿の商品だけでなく

せん。

従って、県域等子会社はNTT東西殿と実質的に一体であるとみなし、NTT東西殿本体と同等の禁止行為規制を適用することが必要であると考えます。

その際、現行のルール上では県域等子会社が禁止行為規制の対象外であることを考慮すれば、上記を実現するための一つの手法として、県域等子会社に対して自社商品の取扱いをNTTドコモ殿が求めることを禁止する等、NTTドコモ殿に対して規制を課すことが考えられます。

■ 【特定関係事業者の追加】

KDDI殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の濫用を防止する観点から特定関係事業者の範囲を見直すべきと考えます。

特に、個々に市場支配力を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿が連携して電気通信サービスの共同営業を行うことは、公正競争を確保する観点から大きな問題と考えられるため、特定関係事業者制度に関しては、その対象事業者にNTTドコモ殿を追加するとともに、その規制内容としてNTTグループ会社間の共同営業の禁止等を追加する等、より厳しいものにする措置が必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 前回弊社意見書にも事象提示したように、県域等子会社において加入電話の切替えを梃子にしたBフレツツ(ひかり電話)への販売行為が奨励されている傾向があり、また、KDDI殿・ソフトバンク殿も意見している通りNTT東西殿の営業活動を受託している県域等子会社は、NTT東西殿の第一種指定設備利用部門(一部業務)を切り出した子会社ではなく、第一種指定設備管理部門に直接的に関わ

る。

昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点においては、昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない。

■ なお、昨年度の検証に基づきNTT東西に対して要請した事項については、NTT東西による取組が進められているところであるが、今後の競争セーフガード制度の運用等を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組が不十分なため市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に違反している等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。

NTTドコモ殿の商品も扱っており、NTTグループで一体的な営業が行われ公正競争が阻害され易い状況にある。

これをうけて、総務省殿から「講じるべき措置」の要請がNTT東西殿へ行われ、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)に対するNTT東西殿による措置の状況」(平成20年7月総務省殿公表)において、ファイアーウォール運用の周知徹底の実施、NTTドコモ殿からの受託業務に関する会計整理の適切な実施及び役員の兼務状況(内容は一切非公開)の報告がなされていますが、定性的な報告内容に留まっており2007年度に指摘された懸念は未だ払拭するには至っていないと考えます。

なお、現在、特定関係事業者は、NTTコミュニケーションズのみが指定されていますが、その指定された経緯は、「NTT東西との間でさまざまな業務の委託関係があること」、「非常に一体的、あるいは排他的な共同営業というものが行われやすい土壌があること」と認識(※)されますが、この経緯とも照らし合わせながら、特定関係事業者制度の本来趣旨を確実に履行するために、範囲の見直しは時機に応じて行われるべきものと考えます。

※参照:平成13年12月総務省殿資料「情報通信審議会電気通信事業部会(第13回)議事録」

また、NTTドコモ殿のホームUにおける対応ブロードバンド回線としては現状フレッツサービスのみとなっており、今後、他社回線との接続において排他的な取り扱いがされないか、注視が必要と考えます。

【必要な措置】

- ・ 「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)に対するNTT東西殿による措置の状況」(平成20年7月 総務省殿公表)については、以下の追加

る業務も受託しており、まさに NTT 東西本体の実行部隊であり、それ自体に事業の独立性がないと見受けられるため、実質的に NTT 東西本体と同一の事業体であると考えられます。そのため、県域等子会社を特定関係事業者の対象に追加し厳格なファイアーウォール規制を早急に実施すべきであると考えます。

※参照

弊社平成20年8月25日提出意見書 2(1)

「■加入電話を梃子にした B フレッツ(ひかり電話)への切替えの奨励

【検証が必要な事象】

NTT 東西殿や県域等子会社において、加入電話の切替えを梃子に B フレッツ(ひかり電話)への切替えを奨励する販売施策が行われていないか。(たとえば、販促物の作成等営業ツールにおいて) ~略~

また、県域等子会社をはじめとした NTT グループ内の事業の分社化、統合並びに一部の業務移管などについて、事業のスリム化やコスト削減等の一定の経営効果はあるとは考えます。

しかしながら実施の手続きについては、NTT 東西の本来業務とは関連性のないように行われており、NTT 東西殿が地域業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保ができるかどうかの担保がなく非常に問題があると考えます。特に、県域子会社は、NTT東西の第一種指定設備利用部門を切り出した子会社ではなく、第一種指定設備管理部門に直接的に関わる業務を受託しており、まさにNTT東西の実行部隊であり、それ自体に事業の独立性がないと見受けられます。

今後、NTT東西殿が現状有する顧客情報や第一種指定電気通信設備など独占分野に関わって事業の分社化、統合並び一部の業務移管が NTT 東西殿から他のNTTグループ各社(NTTドコモ殿、

<p>措置が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実際に業務に携わる社員への周知方法がWEB開示のみで周知方法が不十分と思われる、会議・説明会を通じての直接的な周知対応(本意見書2(1)でも指摘しているように公正競争の遵守が実際に業務に携わる担当にまで浸透していない虞がある。) ✓ 周知時に利用された遵守マニュアルの総務省殿によるチェック ✓ 役員の兼務状況については、兼務会社別の定量的なデータの開示 <p>・特定関係事業者の指定要件、及び指定の運用について、競争セーフガード制度の中で改めて検証をおこない明示的に整理すべきと考えます。あわせて、特定関係事業者の範囲について、NTTコミュニケーションズが指定された経緯に基づいて、県域等子会社、及びNTTドコモ殿を対象に含めることについて検討を行う必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>県域子会社等など)へ行われる場合については、公正な検証の手続きを確保すべきであり、その実施計画については活用業務の認可申請手続きと同様の手続き、意見募集を行い、公正競争条件を付して認可することが必要であると考えます。</p> <p>具体的な認可時の検証方法としては、事業の分社化、統合並びに一部の業務移管についての情報を開示し、以下の項目について検証を行う必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 顧客情報の提供 - 指定電気通信設備を含むネットワークの譲渡 - 人事交流 - 取引条件の変更(接続事業者の取引条件と異なる取引を決める場合、接続事業者との取引に影響がある場合) - 会計上の変更(出資関係、重要な資産の変動、減価償却方法など) <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 当社は、これまでも事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきたところです。</p> <p>また、県域等子会社に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じており、現に、公正競争上の問題は生じていないことから、ご指摘のような措置は必要ないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 当社は特定関係事業者の指定に相当する「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」(平成4年4月)や電気通信事業法による禁止行為規制を課せられ、遵守しているところであり、それにもかかわらず特定関係</p>	
---	--	--

	<p>事業者への指定を行うことは理由を欠くと考えます。</p> <p>■ 当社の「ホームU」はサービス提供上、マルチセッション対応のブロードバンド回線を必要としているため、現状対応回線として、NTT東・西のフレッツサービスが利用可能となっており、意図的にNTTグループに閉じたサービス展開や販売方法等を行っているものではございません。</p> <p>また、告知・販売方法について、ツール類で「マルチセッション対応の回線」で「順次拡大予定」と記載しており、同等性を確保しております。</p> <p>今後、NTT東・西以外の事業者様との相互接続が実現した場合についても同等に取り扱うことから、排他性があるものではなく、公正競争上問題ないと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見46 特定関係事業者制度に関しては、その規制内容をより厳しいものにするともに、対象事業者にNTTドコモを追加する等の措置が必要。</p>	<p>再意見46</p>	<p>考え方46</p>
<p>■ 特定関係事業者制度の形骸化</p> <p>○NTTドコモ等の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、NTTグループでは、後述するような役員等の人事交流や営業部門の統合等、グループ会社間の連携強化が進められています。 ・ このような行為は、禁止行為や公正競争要件に違反するものでないものの、グループ連携の強化を目的とする以外の何ものでもなく、移動体事業の分離、NTT再編時に課せられた公正競争要件等の趣旨を形骸化するものであり、現行の指定電気通信設備制度や特定関係事業者制度による禁止行為規制の内容は公正競争環境を実現するには不十分であることを意味しています。 <p>従って、特定関係事業者制度に関しては、そ</p>	<p>■ ソフトバンク殿が指摘されている通り、NTTグループ会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底だけではファイアーウォール規制は不十分であると考えられ、より厳格にファイアーウォール規制を実施するためにも、NTTドコモ殿を特定関係事業者の対象に追加が必要との意見に賛成致します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションズとの間のルール(「地域会社と長距離会社との間の役員兼任は行わないこと」及び「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」)及び移動体分離の際における公</p>	<p>(考え方45に同じ。)</p>

<p>の規制内容としてNTTグループ会社間の役員等の人事異動の禁止、グループ会社間の共同営業の禁止等を追加し、より厳しいものにするともに、対象事業者に NTT ドコモ殿を追加する等の措置が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>正有効競争条件(「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする」)を遵守しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> <p>なお、人事交流によって公正競争が阻害することがないように、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。</p> <p>なお、人事交流によって公正競争が阻害されることがないように、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 当社は特定関係事業者の指定に相当する「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」(平成4年4月)や電気通信事業法による禁止行為規制を課せられ、遵守しているところであり、それにもかかわらず特定関係事業者への指定を行うことは理由を欠くと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
--	--	--

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(1) 検証の対象

意見	再意見	考え方
<p>意見47 量販店でフレッツ光販売時にOCNが優先的に販売されているが、NTT東西の販売業務受託の条件がNTTコミュニケーションズと他事業者とで同一でないおそれがあり、このような量販店の取扱いを誘引する要因の検証が必要。</p>	<p>再意見47</p>	<p>考え方47</p>
<p>■ (1)NTT再編時の公正競争要件</p> <p>関西圏での家電量販店におけるNTTの販売ブースでは、OCNwithフレッツやOCNをメインに販売活動を実施しておりますが、実質的にNTT西日本が設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日本から派遣された販売員がOCNwithフレッツやOCNをメインに販売しているのが実態であると認識しております。</p> <p>こうしたなか、フレッツ光とOCNのセット販売を前提とした営業方法等の周知がなされていないかという疑念もあります。</p> <p>また、NTT西日本の販売代理店からの電話勧誘や投げ込みチラシにおいても、「OCN+フレッツ光」のみの販売促進を行っているケースも見受けられます。</p> <p>このようなフレッツ光販売時のOCNに対する優先的な取扱いは、NTT東西及びNTTコミュニケーションズ、さらにはNTT西日本の県域子会社による販売代理店を通じた営業活動が相互に作用した結果生じているものであり、「地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合は、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同じとする」等に反した行為に当たるものと考えます。</p> <p>よって、家電量販店を含む販売代理店での販売活動において、なぜOCNとフレッツ光のセット販売が優先的に行われているか、優先的な取扱いを誘引するような要因は何かを検証し、適切な措置を</p>	<p>■ 【量販店におけるフレッツとOCNのセット販売】</p> <p>弊社意見書(平成20年8月25日)でも述べたとおり、現在大手量販店においては70%以上もの店舗において、Bフレッツ販売時にOCNのみを扱っている状況は、明らかに不自然なものであると言えます。</p> <p>これほどまでに特定のプロバイダのみが優先的な扱いをされていることについては、ケイ・オプティコム殿が指摘されている「実質的にNTT西日本が設置した専用ブースにて、実質的にNTT西日本から派遣された販売員がOCNwithフレッツやOCNをメインに販売している」ことの影響をはじめ、何らかの背景があると推察されるため、こうした状況が生じている要因について、運用実態にまで踏み込んだ詳細な検証をすべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ そもそも、当社はフレッツ光販売拡大に向けて、お客様の選択肢を増やすため、なるべく多くのISPに対応する観点からも、OCNとのみ連携することではなく、また、家電量販店などの販売代理店がどのISP等を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるもので、当社から、フレッツ光とOCNのセット販売等についての依頼等は行っておらず、公正競争上の問題はないと認識しております。</p>	<p>(考え方35に同じ。)</p>

<p>講じさせることが必要であります。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>なお、昨年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではない」との検証結果が示されているところであり、また、本年度の意見は、具体的な根拠に基づかない推測であることから、改めて検証する必要性は乏しいと考えます。 (NTT西日本)</p>	
<p>意見48 NTTの116窓口及びウェブサイトにおいて、加入電話移転居の手続の際にBフレッツサービスの営業活動が行われており、累次の競争ルールに反している。</p>	<p>再意見48</p>	<p>考え方48</p>
<p>■ NTT116 を利用した B フレッツサービスの営業【検証が必要な事象】</p> <p>①ユーザが NTT116 窓口において、加入電話移転居の手続を行った際に、ユーザから B フレッツに関する問合せを行っていないにも拘らず、現状の他社サービスの利用状況を確認された上で、移転先において B フレッツサービスの勧誘が奨励されていないか。</p> <p>②NTT 東西殿ホームページ上の加入電話用手続きページにて、既存の加入電話ユーザが利用する移転居等各種変更申込案内ページ上において、ひかり電話等のバナー広告が出され、B フレッツサービスへの実質的な勧誘となっていないか。 ・別紙 1 参照・>WEB のコピー (省略)</p> <p>【問題点】</p> <p>上記のような事象が在った場合においては、NTT 東西殿が圧倒的なシェアを有する加入電話における独占的な地位を利用した営業方法であるため、特に加入電話に重畳しサービス提供している当社をはじめとする ADSL 事業者にとって、公正競争上影響が大きく、加えて、①においては、他社サ</p>	<p>■ 【116 でのフレッツ営業】</p> <p>ケイ・オプティコム殿やイー・アクセス殿がご指摘の内容と同様の事例が当社顧客からも挙げられており、事実、弊社コールセンターにおいても、電話移転手続時に 116 において ADSL から光への移行をすすめられたという申告事例があります。</p> <p>弊社意見書(平成 20 年 8 月 25 日)で述べたとおり、この問題を根本的に解決するためには、NTT 東西殿に対して、機能分離等のより強い措置を求めることが必要と考えます。</p> <p>従って、NTT グループの組織問題について可及的速やかに検討を開始するとともに、当面の対応として、ケイ・オプティコム殿ご提案のとおり当該窓口におけるトークスクリプトの具体的な内容を含めた実態の公表・検証等、116 窓口における NTT 東西の受付フロー等に問題がないか検証の上、追加的対策を求めることが必要であると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ソフトバンク殿、ケイ・オプティコム殿が指摘されて</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT 東西からは、加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行うことはない旨の説明を受けているところであるが、一方で、複数の競争事業者が「116 窓口において、ユーザから問い合わせを行っていないにもかかわらず、B フレッツサービスを案内された事象を確認した」と主張している。</p> <p>116 番への加入電話又は INS64 の移転申込みに対し、加入者から問い合わせが無いにもかかわらず、NTT 東西の IP 電話サービス等の活用業務の営業活動を行うことは、累次の活用業務の実施に当たり NTT 東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずることとした具体的な措置「4 営業面のファイアウォール」及び認可条件である「加入者情報の流用防止」に抵触する(「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」(平成 17 年 1 月認可)に係る総務省の考え方)。</p> <p>このため、116 番への加入電話又は INS64 の</p>

ービス利用を認識した上で本営業活動を行ってることまで考えられ、他社との接続において得た加入者情報にて営業活動が行われている虞があると考えます。

なお、これらの事象は、以下の累次の競争ルールにも反するものと考えます。

・「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」(平成17年1月認可)の認可条件(※)において禁止行為として明確に定義。

※参照: <認可条件>

「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービス(仮称)に関して、加入電話及び INS64 の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。」

<「総務省殿の考え方」として当該条件で禁じられる事項>

「116 番への加入電話または INS64 の移転申し込みに対し、加入者から本件サービスについての問い合わせが無いにもかかわらず、本件サービスの営業活動を行うこと」

・また、「IP 時代における電気通信番号の在り方に関する研究会 第二次報告書」(平成 18 年 6 月 総務省殿)(※)において、加入電話以外のサービスの広告において受付番号を示す場合は、116 番号以外の着信課金用番号等を用いることが適当とされている。

※参照:

IP 時代における電気通信番号の在り方に関する研究会 第二次報告書(平成 18 年 6 月 総務省殿)第2章、4、まとめ

「以上の検討の結果、NTT東西において、まずは1XY番号を新規サービス(加入電話及びISDNサービス以外のサービス)の受付番号として広告を行わないとともに、新規サービスの広告において受付番

いる「NTT116 を利用した B フレッツサービスの営業」については、弊社においても同様に、ユーザから B フレッツサービスの問い合わせを行っていないにも係わらず本件サービスを案内された事象を確認しており、以下の累次の競争ルールに反する行為として、早急に検証・運用是正の対応が必要であると考えます。

※参照

「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」(平成17年1月認可)の認可条件

<認可条件>

「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービス(仮称)に関して、加入電話及び INS64 の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。」

<「総務省殿の考え方」として当該条件で禁じられる事項>

「116 番への加入電話または INS64 の移転申し込みに対し、加入者から本件サービスについての問い合わせが無いにもかかわらず、本件サービスの営業活動を行うこと」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ ①「接続で知り得た情報の目的外利用の禁止」については、県域等子会社との業務委託契約に規定するとともに、当社及び県域等子会社社員向けの公正競争マニュアルの整備及び研修の徹底などにより、当該行為を厳格に禁じており、他社サービスの利用状況を確認した上でフレッツサービスを勧誘する事実はありません。

イー・アクセス殿の主張は、当社が不適切な営業を行っているという具体的な立証がなく、憶測に基づくものであり、そもそも意見として取り上げるべきではないと考えます。

移転申し込みに対し、加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。

号を示す場合は、着信課金用番号等を用いることとすることが適当である。(略)」

【必要な措置】

・ NTT116 を利用した営業実態、及び他社との接続において得た加入者情報にて営業活動が行われていないかを競争セーフガード制度の中で改めて検証をおこない、措置を講ずるべきと考えます。

- ・なお、事象②については、例え WEB 上での窓口であったとしても、ユーザからみれば、そのページが有する役割は 116 番窓口と全く変わらないものであるため、116 と同様の対応が必要と考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

■ ②加入電話の移転相談時のフレッツ光への誘導について

マーケティング調査のために、フレッツ光ユーザに対しフレッツ光を選択した理由やきっかけをお聞きしたとき、加入電話の移転のためにNTTに連絡・相談した際にフレッツ光に誘導されたととれる回答が散見されました。

これは、116番等の加入電話に関する窓口が、フレッツ光やひかり電話の販売チャンネルになっている可能性を示すものですので、当該窓口におけるトークスクリプトの具体的な内容を含め実態を改めて検証し、是正する必要があります。

(ケイ・オプティコム)

②イー・アクセス殿が指摘する手続きサイトは、加入電話以外にINSネットサービスやひかり電話など電話サービス全体の移転手続きを受け付けているサイトです。また、バナー広告掲載はそもそも顧客情報の利用を伴う営業手法ではないことから、「戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」(平成17年1月認可)の認可条件で禁止されている「加入電話及びINS64 の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動」に該当するものではありません。

(NTT東日本)

■ ①について

当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用の防止やフレッツサービス等の営業活動において加入電話及び INS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないこと等について、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じており、公正競争上の問題はないものと考えます。

なお、本意見は「他社との接続において得た加入者情報にて営業活動が行われている虞」に依拠し、具体的な根拠に基づくものではないことから、検証対象とするべきではないと考えます。

②について

ご指摘のページは当社の各種サービスへのインターネットからのお申込み、お問合せ窓口としてご案内している総合受付サイトの1ページです。本総合受付サイトは加入電話の移転目的以外に当社ブロードバンドサービスに関心をお持ちの方など様々なお客様がご利用されることから、フレッツ光のバナーを表記することについて、何ら公正競争上の問題はないもの認識しております。(別添5参照)(省略)

	<p>また、加入電話の移転申込みにより得た情報を利用して、フレッツ光等の営業を行うものではないことから、公正競争上の問題はないもの認識しております。</p> <p>■ 当社はフレッツサービス等の営業活動において他事業者の利用することのできない加入電話の顧客情報を用いないこと等について、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じております。</p> <p>また、「116」における加入電話等の移転申し込みの際に、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明をすることがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見49 フレッツ光のウェブサイトには、電話番号から住宅の種別を判定してサービスを案内する機能があり、加入電話の顧客情報を利用して営業活動を行っているおそれがある。</p>	<p>再意見49</p>	<p>考え方49</p>
<p>■ (2)活用業務認可時の公正競争要件 (2)-1:営業面でのファイアーウォールについて <u>①WEB申込みサイト等における加入電話の顧客情報の利用について</u></p> <p>NTT西日本のフレッツ光のWEB申込みにおいて、電話番号入力によりエリア判定する機能がありますが、その際電話番号(電話帳に掲載していないものを含む)だけで、一戸建てに住んでいるか集合住宅に住んでいるか、さらにはどの集合住宅に住んでいるかを判定し、加入できるフレッツ光サービスを案内しております。</p> <p>また、これは家電量販店等の店頭でも活用されている等、フレッツ光への加入誘引のための販促</p>	<p>■ ご指摘の当社WEBの機能については、他事業者の利用することのできない加入電話の顧客情報を用いて、電話、ダイレクトメール等の方法により当社から勧奨等するものではなく、フレッツ光のご利用を検討されているお客様に対して、お客様ご自身での電話番号の入力等により、簡易かつ迅速にお申込みの検討に必要な諸情報をご提示するものであり、そもそも公正競争上問題となるものではないと認識しております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>■ 本意見において指摘されているNTT西日本のウェブサイトの機能については、NTT西日本からは、加入電話の顧客情報ではなく設備情報を利用して実現している機能であり、また、当該設備情報は、NTT西日本と相互接続を行っている事業者であれば、他事業者においても利用可能な情報であるとの説明を受けたところである。</p> <p>■ 加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動は、累次の活用業務の実施に当たりNTT東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置「4 営業面のフ</p>

<p>ツールになっております。</p> <p>当該機能は、加入電話の情報をを用いて提供されている可能性が極めて高く、加入電話の顧客情報を利用した営業活動にあたると思いますので、速やかに是正すべきであります。</p> <p>加えて、NTT東西内で利用されるシステムにおいても、加入電話の顧客情報データベースが利用されることで、フレッツ光加入時の与信審査等、営業活動に係る多様な業務にも活用されるおそれがありますので、WEBサイトを含めシステム面でのファイアウォールの実施状況についてもあわせて検証すべきであります。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>		<p>ファイアウォール」及び認可条件である「加入者情報の流用防止」に抵触することから、NTT西日本の営業活動の適正性について引き続き注視していく。</p>
<p>意見50 電話帳等で公表していないにもかかわらず、NTT西日本の販売代理店からフレッツ光の電話勧誘やDMの送付が行われており、加入電話の顧客情報の流用のおそれがある。</p>	<p>再意見50</p>	<p>考え方50</p>
<p>③フレッツ光等の営業活動への加入電話の顧客情報の流用について</p> <p>電話帳等で公表していないにも係らず、NTT西日本の販売代理店からフレッツ光の勧誘電話がかかってきたり、ダイレクトメールが送付されてきたりする事例が後を絶たず、フレッツ光やひかり電話の営業活動に、加入電話の顧客情報が流用されているのではないかという疑念が拭いきれません。</p> <p>よって、活用業務の認可申請時に講ずるとした措置や本年の総務省による要請に対する措置において挙げられている社内周知による遵守徹底が実効性のある措置なのかを改めて検証し、違反者に対するペナルティ制度や違反時の責任所在の明確化等、違反行為を抑止するためのさらなる措置が必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 当社のフレッツ光等の代理店での販売においては、代理店が独自に保有するデータベース等が用いられるものであり、当社としては当該データベースの内容等について関知するものではありません。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT西日本は、NTT西日本が加入電話の顧客情報を代理店に提供している事実はなく、代理店が独自に保有するデータベースの内容等について関知するものではない等としている。</p> <p>■ 加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動は、累次の活用業務の実施に当たりNTT東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置「4 営業面のファイアウォール」及び認可条件である「加入者情報の流用防止」に抵触することから、NTT西日本の営業活動の適正性について引き続き注視していく。</p>

<p>意見51 競争事業者に対して応じなかった接続条件を、NTT東西のサービス提供上の都合に合わせて変更・許容することのないよう注視が必要。</p>	<p>再意見51</p>	<p>考え方51</p>
<p>■ 接続条件における同等性確保 NTT東・西の接続条件は、NTT東・西と接続する競争事業者間で同一であるだけでなく、NTT東・西自身との間でも同等性が確保されている必要があります。 競争事業者に対して応じなかった接続条件を、NTT東・西自身のサービス提供上の都合に合わせて変更・許容することのないよう、注視が必要と考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ NTT 東西殿が同市場に相互参入することによって競争が活性化されることについては歓迎するところですが、その一方で、KDDI殿が指摘されているように、その接続条件が専ら「NTT 東・西自身のサービス提供上の都合に合わせて変更」されるのであれば非常に問題であり、注視する必要があると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ NTT東西の接続約款においては、利用部門が接続する場合の条件に比して接続事業者が不利とならないように接続条件を定める旨が規定されており、NTT東西においては、当該規定に則って、引き続き接続事業者との同等性の確保を図るよう接続条件を定めることが必要である。</p>
<p>意見52 IPv6マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西とISPとの間で行われている協議について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する等、公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要。</p>	<p>再意見52</p>	<p>考え方52</p>
<p>■ IPv6におけるNTT東・西のISP化の懸念 活用業務「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等」(平成20年2月25日)の認可条件として、IPv6マルチプレフィクス問題解消のため、NTT東・西とISPで協議することとされました。 仮に、この協議の結果、NTT東・西がインターネット接続機能を提供することになれば、NTT東・西がISP事業領域を独占することになり、競争が損なわれるため、公正競争上問題であると考えます。 (KDDI)</p> <p>■ NTT東西のIPv6進出 ・ NTT-NGN上でのIPv6インターネット接続サー</p>	<p>■ 【NTT 東西殿のIPv6進出】 KDDI 殿、イー・アクセス殿の意見にあるとおり、IPv6 マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西殿とISP間の協議の結果、公正競争上の問題が生じる結論が導かれることのないよう、協議状況については、都度、公開され、すべての利害関係者からの意見徴収が可能となるように配慮すべきと考えます。 NTT-NGNにおけるIPv6の提供方式の検討は、技術的観点のみならず、公正競争環境確保の観点を重視して慎重に行われるべきと考えます。万一、NTT東西殿がユーザにIPv6アドレスを直接付与する方式を採用することが不可避となる場合は公正競争上の問題があるため、総務省殿におかれ</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT東西は、「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」等の認可条件1に基づき、IPv6マルチプレフィクス問題の解消を含むIPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等と協議を行っているところと承知している。</p> <p>■ NTT東西が、新たに、都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなるISP事業を行う場合には、活用業務の認可申請が必要である。 当該申請が行われた場合には、総務省において、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガ</p>

<p>ビスの提供方法に関して現在様々な方式が議論されていますが、B フレッツと接続している ISP 事業者の IPv6 対応にあたり、NTT 東西殿がエンドユーザに IPv6 アドレスを付与する方式については、公正競争上の問題を引き起こすものであると考えます。すなわち、この方式が採用された場合、NTT 東西殿が直接 ISP 小売市場に参入しないとしても NTT 東西殿は本来業務である地域電気通信業務を超えて事業を展開することとなり、NTT 再編成の趣旨を形骸化する状況が発生することは勿論のこと、地域電気通信業務における市場支配力を ISP 市場においても一体的に行使することを意味するため、このような方式は断じて認められるべきではないと考えます。</p> <p>万が一、本方式の導入が不可避な状況となったとしても、ISP 事業者間の公正競争の確保は勿論のこと、各レイヤにおける NTT 東西殿と競争事業者との公正競争を確保するための措置が担保されない限りは、本方式の導入は認められるべきでないと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ <u>NGN におけるインターネット接続について</u> 【検証が必要な事象】</p> <p>NTT 東西殿の NGN サービス“フレッツネクスト”開始に伴い、NGN を足回りとした ISP のインターネット接続サービスが提供されているが、NGN のクラウドネットワーク内で利用される IPv6 では ISP を経由したインターネットに接続できず、また、NGN で ISP による IPv6 のインターネット接続サービスの提供は、マルチプレフィクス問題があり、現行仕様では対応不可。</p> <p>【問題点】</p> <p>今後の IPv6 へのネットワークアーキテクチャの</p>	<p>ては、活用業務認可手続きの実施はもちろんのこと、NTT 東西殿の支配力が ISP 領域に及び、ISP の事業の自由度が損なわれることのないよう、事前のルール整備を確実に行っていただく必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 本件の検討結果によっては、現在、競争が活発に行われている ISP 市場において公正競争の確保が困難となる可能性があり、本競争セーフガード制度の中でも、その議論の進捗について注視すべきであると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ KDDI 株式会社殿、ソフトバンク BB 株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバイル株式会社殿のご意見に賛同致します。</p> <p>NTT 東・西殿が実質的にも ISP 機能を有する結果となった場合には、アクセス・中継網さらには上位までを担うインフラを持つこととなり、他競争事業者との中立性確保の点から競争政策に大きな影響を及ぼすこととなります。結果として、公正な競争が阻害され「電気通信の健全な 発達」又は、「国民の利便の確保に支障が生じる恐れ」につながるものと考えます。</p> <p>また、IPv4 アドレスの枯渇問題においても、健全な競争関係が確保することで IPv6 化への速やかな対応が実現できるものと考えます。</p> <p>(ヴェクタント)</p> <p>■ IPv4 アドレス枯渇に伴う ISP の IPv6 インターネット接続への円滑な移行について、当社は、平成 20 年 4 月に JAIPA 殿から (1) ISP が NGN を使いトンネル方式で IPv6 インターネット接続を提供する方</p>	<p>イドラインに基づき、公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの有無について適切に審査を行う。</p>
--	---	---

<p>移行を考慮すれば、ISPが自身の取得したIPv6をユーザに付与できないことは、既にIPv6でNGNサービスを開始しているNTT東西殿との間で公平性が確保されていない状況であるとともに、IPv4からIPv6への移行が必要な状況下で、ユーザの選択肢を制限することになると考えます。</p> <p>参照： ・「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」(平成20年2月認可)の認可条件1 <認可条件1> 「(略)なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と統合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。」</p> <p>【必要な措置】 本件については、ISP事業者とNTT東西殿との間で協議が行われているものと認識していますが、競争セーフガード制度の中でも、公正競争の確保の観点で課題の解決が計られているかどうか、進捗を注視していくことが必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>式、(2)NTT東西がトンネルを提供しISPがIPv6インターネット接続を提供する方式、(3)ISPがNGNへIPv6インターネット接続をアウトソースする方式の三案の提案を受け、国際的な標準化動向等も踏まえ、JAIPA殿と協議を行い対応しているところです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社は、ISP事業者の団体から提案があった、(1)ISPがNGNを使いトンネル方式でIPv6インターネット接続を提供する方式、(2)NTT東西がトンネルを提供しISPがIPv6インターネット接続を提供する方式、(3)ISPがNGNへIPv6インターネット接続をアウトソースする方式の三案について、実現方式、技術的な課題を検討し、協議を行っており、ISP事業者によるIPv6インターネット接続への円滑な移行に向け、取り組んでいく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ NGNにおけるIPv6マルチプレフィクス問題の解決策として、NTT東西がエンドユーザにIPv6アドレスを付与する方式(NTT東西によるインターネット接続機能の提供)については、NTT東西が実質的にISP事業に参入することと同義であり、またISP市場に対するNTT東西の影響力を現状以上に強めるものであります。</p> <p>これは、長距離通信会社と地域通信会社とに分離したNTT再編時の趣旨やNTT法を逸脱し、通信サービス市場の公正競争に甚大な影響を及ぼすものであるため、採用すべきでないと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見53 NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の</p>	<p>再意見53</p>	<p>考え方53</p>

人事異動を禁止する等の追加措置が必要。		
<p>■ NTTグループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループ内の人事交流については、NTT持株殿を中心にNTT東西殿、NTTドコモ殿、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTTコミュニケーションズ殿」という。)等のグループ会社間で役員の異動が依然として見受けられる状況です(別添資料2を参照願います)。(省略)これらの行為は、移動体部門分離時の公正競争要件(三)並びにNTT再編時の公正競争要件(一)、(二)に定める役員兼任の禁止や在籍出向の禁止等に抵触するものではないとしても、グループ連携の強化に繋がるものであることに違いはなく、競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びにNTT再編の趣旨に反するものであると考えます。 ・ 具体的には、会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底したとしても、ファイアーウォールが完全に機能するかは疑問であり、上記の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。 <p>特に、NGNにおける新たなサービス競争が加速するなか、NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点からは、このような追加措置が早急に行われる必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションズとの間のルール(「地域会社と長距離会社との間の役員兼任は行わないこと」及び「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」)及び移動体分離の際における公正有効競争条件(「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする」)を遵守しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> <p>なお、人事交流によって公正競争が阻害することがないように、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。</p> <p>なお、人事交流によって公正競争が阻害されることがないように、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしている。</p> <p>このため、「NTTの承継に関する基本方針」(一)(二)を実質的に潜脱する行為となっていないか引き続き注視していく。</p>

	<p>なお、人事交流によって公正競争が阻害されることがないように、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。 (NTTコミュニケーションズ)</p> <p>■ 役員を選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、見識に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。</p> <p>さらに、役員の人異動に際し、退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。 (NTTドコモ)</p>	
<p>意見54 NTTグループの共同資材調達の有無の検証とともに、個別の資材調達の公開入札や、子会社を通じた実質的な共同資材調達を禁止する追加措置を検討すべき。</p>	<p>再意見54</p>	<p>考え方54</p>
<p>■ NTTグループの共同資材調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループにおける総資材調達額は、例えば平成19年度のNTTグループ連結ベースでの設備投資額で約2兆1289億円と巨額であるため、結果として、個別の資材調達を行っていたとしても共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性があると考えます。 ・ また、移動体部門分離時及びNTT再編成時の公正競争要件により禁じられている共同資材調達が行われていないとしても、グループ子会社を介する等の形態で禁止されている共同資材調達に 	<p>■ 当社は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTとNTTドコモは共同資材調達を行わない(移動体通信業務分離時の公正有効競争条件) ・ 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わない(再編成時の公正競争要件) ・ 電気通信設備の製造事業者に対する不当な規律、又は干渉を行わない(電気通信事業法第30条第3項第3号) <p>を遵守しており、公正競争上の問題が生じていないことから、新たな規制を追加する必要はないと考</p>	<p>■ 「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(5)及び「NTTの承継に関する基本方針」(四)に関連し、引き続き競争セーフガード制度の検証を通じて検討を行っていく。</p>

<p>実質的に等しい行為を行っている可能性も考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、移動体部門分離時の公正競争要件(5)、NTT再編時の公正競争要件(4)において禁止されているNTT持株殿・NTT東西殿のNTTコミュニケーションズ殿、NTTドコモ殿との間での共同資材調達の有無はもちろんのこと、子会社を通じた共同資材調達行為の有無について検証することが必要です。 ・ その上で、以下の追加措置の実施について検討すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 公正競争要件に定める共同資材調達の禁止のみならず、各事業会社における個別の資材調達について全て公開入札を実施することとする等透明性を確保すること ② 特定のNTTグループ子会社を通じた実質的な共同資材調達行為の禁止 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社は、移動体通信業務分離時の公正競争要件(5)、再編時の公正競争要件(4)、電気通信事業法第30条第3項第3号(電気通信設備の製造事業者に対する不当な規律、又は干渉を行わない)を遵守しており、公正競争上の問題が生じていないことから、ご指摘のような措置は必要ないと考えます。</p> <p>なお、本意見については、「共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性」、「共同資材調達に実質的に等しい行為を行っている可能性」といった、具体的な根拠のない、ソフトバンク殿の推測に基づく意見であることから、検証対象とするべきではないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 弊社はNTT持株、NTT東日本・西日本、NTTドコモとは共同の資材調達を行っておらず、個別に調達を行っております。何の根拠もなく、「共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性がある」というご意見は、そのような事実があるかのような誤解を広く一般に招きかねず、弊社の正当な事業運営を阻害する恐れがあります。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p> <p>■ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」(平成4年4月)に基づきNTTとの共同資材調達を行っておらず、また、電気通信事業法第30条第3項第3号の電気通信設備の製造事業者に対する不当な規律又は干渉を行っていないことから、公正競争上の問題は生じておらず、新たな規制を追加する必要</p>	
---	---	--

	はないと考えます。 (NTTドコモ)	
意見55 NTTグループの法人営業の集約により、NTT東西とNTTコミュニケーションズが共同で営業活動を行っているように見え、また、実際にNTTグループ内の共同営業やサービスのバンドル提供等が行われている。	再意見55	考え方55
<p>■ 地域会社と長距離会社の営業業務集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西殿の法人営業のNTTコミュニケーションズ殿への集約に関し、昨年度の検証結果として、NTTコミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者提供される顧客情報と同一であれば問題ないとする判断がなされていますが、このような考え方は、本件の問題点を矮小化しているものと考えます。 ・ すなわち、NTT東西殿の法人営業をNTTコミュニケーションズ殿に集約することにより、ユーザからは、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿が共同で営業活動を行っているように見えるという問題が生じており、現実問題として、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿の営業が共に顧客訪問を実施したり、NTTコミュニケーションズ殿がNTT東西殿のサービスを紹介したりするケースまたその逆のケースが散見されています。 ・ 加えて、両社のサービスを組み合わせたバンドルサービスやバンドル割引を提示する等の事例も散見され、実態としてNTTグループ体の営業が行われている状況に他ならず、NTT再編時公正競争要件(八)に抵触しているものと考えられます。なお、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿によるバンドルサービス及びバンドル割引の事例としては、次のようなものが挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> － 市内/市外/国際のバンドル割引 	<p>■ 【地域会社と長距離会社の営業業務集約】</p> <p>弊社意見書(平成20年8月25日)ではNTT東西殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ殿」という。)との営業業務集約の事例として、① 市内/市外/国際のバンドル割引、② NTT東西殿加入電話とNTTコミュニケーションズ殿フリーダイヤルのセット提供及び③ イーサーサービスバンドル提供の3点を例示しましたが、それぞれの事例について、以下に具体的内容を示します。</p> <p>① 市内/市外/国際のバンドル割引について</p> <ul style="list-style-type: none"> － 市内/市外/国際の全通話区分において高割引率を提示した、NTT東日本殿とNTTコミュニケーションズ殿のマイラインサービスのバンドル割引。 － 市内通話区分については、競争事業者において同様な割引を実施することは困難であり、実質的に排他的なバンドル割引となっている。 <p>② NTT東西殿加入電話とNTTコミュニケーションズ殿フリーダイヤルのセット提供</p> <ul style="list-style-type: none"> － NTT東日本殿の加入電話サービスとNTTコミュニケーションズ殿のフリーダイヤルサービスを一体とした実質的に排他的なセット販売。 － NTTコミュニケーションズ殿よりフリーダイヤルサービス単体での契約では割引適用を行わないとの条件提示により、加入電話サービス部 	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT東西は、両社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、NTTコミュニケーションズに提供される顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同様であるとしている。</p> <p>当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触するおそれがあることから、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。</p> <p>■ また、NTT東西は、ソフトバンクBB等が指摘する「NTT東西とNTTコミュニケーションズによるバンドルサービス及びバンドル割引」の事例については、いずれも事実の誤認である等としている。</p> <p>NTT東西及びNTTコミュニケーションズの営業の実態如何によっては、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)に抵触するおそれがあることから、引き続き注視していく。</p>

<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西殿加入電話とNTT コミュニケーションズ殿フリーダイヤルのセット提供 - イーササービスバンドル提供 <p>従って、これらの問題事例が生じていることから、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の間での共同営業行為については、注視を行うだけではなく、早急に是正措置を取ることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>分と一体でのサービス提供を実施。</p> <p>③ イーササービスバンドル提供</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT コミュニケーションズ殿の e-VLAN サービスにおいて、NTT 東西殿のビジネスイーササービスを接続して組み合わせ、e-VLAN サービスとして一体的に提供した実質的に排他的なバンドルサービス。 - 一体的に提供されたビジネスイーサ部分を契約約款価格で調達した場合、競争事業者が同等の形態及び価格で提供することができないような品目が NTT コミュニケーションズの商品に存在する。 <p>以上のように NTT コミュニケーションズ殿への営業業務集約により行われている営業活動は実質的に排他的なセット販売や割引であり、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に照らして問題がある可能性が極めて高いものと考えられるため、早急に是正措置を取ることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 電気通信役務の提供に関する取引条件、当社が NTT コミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社が NTT コミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はないものと考えます。</p> <p>ソフトバンク殿の指摘する「市内/市外/国際のバンドル割引」、「NTT 東西殿加入電話とNTT コミュニケーションズ殿フリーダイヤルのセット提供」、「イーササービスバンドル提供」は、いずれも全くの事実無根であり、あたかも当社及びNTT コミュニケーションズが不公正な営業を行っているかのような印象を与えるような主張はそもそも意見として取り上げ</p>	
---	--	--

	<p>るべきではないと考えます。</p> <p>なお、他事業者が市内から国際までシームレスなサービス提供を行っている中で、お客様のご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ お客様から要望があった場合、当社の営業担当者とNTTコミュニケーションズ殿の営業担当者が同行することがありますが、その場合においても、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はないものと考えます。</p> <p>「NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿によるバンドルサービス及びバンドル割引の事例」については、いずれも事実の誤認、あるいは他社も同等に実施できるものであり、公正競争上の問題はないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 法人営業については、お客様の利便性向上の観点から、弊社が有する大規模／グローバルICTソリューションのノウハウを活かしてお客様に対応するよう実施したものであり、弊社はNTT東日本・西日本とは引続き独立して営業活動を実施しており、再編成の主旨に反するものではありません。</p> <p>■ 弊社は関係法令及びNTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守し、サービス提供を行っております。このようなご意見は、弊社と NTT 東日本・西日本との一体営業が行われているかのような誤解を招きかねず、弊社の正当な営業活動を阻害する恐</p>	
--	--	--

	れがあります。 (NTTコミュニケーションズ)	
意見56 NTTコミュニケーションズはNTT再編時に取得したすべての加入者情報を現在でも活用しているが、マイライン制度導入の経緯等を考えると不適切であり、当該情報の営業活動利用の禁止が必要。	再意見56	考え方56
<p>■ NTTコミュニケーションズによる NTT 東西顧客情報の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> NTTコミュニケーションズ殿は、NTT 再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報の全てを承継し、再編当初の長距離電話サービス提供に利用してきました。この加入者情報のNTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿との間での承継はNTT 再編当初の加入電話サービス提供上、利用者利便性維持のため必要な措置であったことは理解出来ますが、その後、マイライン制度の導入により中継電話サービスについてNTT コミュニケーションズ殿を一切利用しないことを選択したユーザも存在するはずであるにもかかわらず、このようにして再編時に承継した顧客情報を、現在でもNTT コミュニケーションズ殿がプラチナライン等の自社のその他サービスのアウトバウンド営業等に活用しているといった事例が存在していることは問題であると考えます。 すなわち、当該加入者情報には、競争事業者が利用できない加入者情報(電話帳非掲載のもの)も含まれており、NTT コミュニケーションズ殿と競争事業者間で情報の非対称性に基づく、営業活動上の優位性が存在しています。 仮にNTT 再編時のこれらの顧客情報の授受が利用者利便の観点から、不可欠な措置であったとしても、NTT 再編時の公正競争要件(九)に照 	<p>■ 当社は、再編成実施計画に記載したとおり、「地域会社は、地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報を他事業者の間のもので同一」としており、NTTコミュニケーションズと競争事業者との間に情報の非対称はありません。 (NTT東日本)</p> <p>■ 顧客情報の保持については、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。 (NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT東日本は、NTTコミュニケーションズと競争事業者との間に情報の非対称性はないとしている。また、NTTコミュニケーションズは、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本とNTTコミュニケーションズとの間のルールを遵守しているとしている。</p> <p>NTT東西・NTTコミュニケーションズ間の顧客情報システムについては、NTT再編成の実施計画において「長距離会社は、再編成後できる限り速やかに独自の顧客管理システムを構築するものとする」とされ、郵政省(当時)は、平成11年7月1日、NTT東西及びNTTコミュニケーションズに対し、顧客情報システムの共有の解消状況について報告を要請し、NTT東西及びNTTコミュニケーションズからの平成15年度報告において、データベースの分離が完了した旨の報告を受けたところであり、顧客情報システムの共有は解消されたものと承知している。</p> <p>なお、NTT再編成後の状況の報告の概要については、テレコム競争政策ポータルサイト(http://eidssystem.go.jp/)で公表しているところである(ホーム→競争政策→NTT関係→NTT再編等の際の公正競争要件→NTT再編成後の状況の報告)。</p>

<p>らずと、現在もこうした情報を保持し続け、これらの加入者情報を基に営業活動を行うことはマイライイン制度導入の経緯等を考えると不適切な行為であると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従って、総務省殿においては、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した契約者情報の利用実態について調査を行うとともに、マイライインサービスで NTT コミュニケーションズ殿を選択していないユーザの顧客情報を直ちに廃棄させる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止すべく措置を講じるべきと考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見57 NTT東西のNGNに係る活用業務の認可に伴う認可条件1が満たされているか検証が必要。また、活用業務実施状況報告の時期を早める等、競争セーフガード制度において活用業務の実施状況を十分に検証可能とする措置が必要。</p>	<p>再意見57</p>	<p>考え方57</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT 東西殿における活用業務実施状況報告 <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る活用業務(以下、「NGNに係る活用業務」という)の認可(2008年2月25日)に伴う認可条件1は、NGNに係る活用業務の認可後に整理された NGN 接続ルール答申の結果を踏まえて整備されるものであるため、NTT 東西殿が当該認可条件を満たしているか改めて検証することが必要であると考えます。 ■ そもそも、NTT 東西殿による活用業務の実施状況報告の時期が毎事業年度経過後 6 ヶ月となっているため、前年の競争セーフガードによる検証実施後に認可された活用業務については、競争セーフガードにおける検証手続に間に合わないという状況にあります。例えば、今回の競争セーフ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活用業務実施状況報告については、競争セーフガードの検証タイミングに関わらず、実施後すみやかに公表していただけることが重要であり強く要望します。 (イー・アクセス、イー・モバイル) ■ 当社は、活用業務の認可に際し付された条件については、それぞれ適切に対応しております。 (NTT東日本) ■ 当社は、次世代ネットワークを利用したサービスに係る活用業務の認可条件に従い、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方(答申)」(平成20年3月27日情報通信審議会)の内容を踏まえ、必要な措置を実施または検討しているところであ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務省では、公正競争の確保を阻害する問題が現に生じている場合には、競争セーフガード制度に基づく意見募集の時期に限らず、随時意見を受け付けている。 この点に関し、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(07年4月)では、「本制度による定期的な検証とは別に、必要に応じて公正競争確保の観点から所要の制度見直し等を実施することを妨げるものではない」としているところである。 ■ なお、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に意見の申出(電気通信事業法第172条)をすることが可能である。

<p>ガード制度による検証においては、2008年2月25日に認可されたNGNに係る活用業務の実施状況に関する実施状況が分からず、十分な検証ができない状況です。このような状況を改善するため、競争セーフガード制度の提案募集が実施される7月に間に合うよう、実施状況報告を事業年度経過後3カ月後までに行う等、競争セーフガード制度との整合性を取ることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>り、講じた措置内容を総務省に報告をすることとしております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見58 活用業務制度によりNTT東西の業務範囲が拡大し、NTT東西の一体化が進行しており、公正競争環境確保の観点からは、NTTグループの組織問題の速やかな検討が必要。</p>	<p>再意見58</p>	<p>考え方58</p>
<p>■ 活用業務制度の形骸化</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用業務制度においては、NTT再編成の趣旨が没却されることがないよう電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることを認可の要件としていますが、平成13年の活用業務制度導入以来活用業務が次々と認可され、NTT東西殿の業務範囲が本来の地域電気通信業務から拡大することにより、公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れが顕在化してきているものと考えます。 結果として、実質的に活用業務がNTT東西殿における主要な業務となることから、市場支配的な地域電気通信業務と競争的な長距離電気通信業務を分割したNTT再編成の趣旨が形骸化してきているものと考えます。 このような活用業務及びNTT再編の趣旨の形骸化については、弊社共は昨年度も意見を申し述べましたが、その意見に対して総務省殿からは、 	<p>■ 当社は活用業務の実施にあたって、NTT法、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>ソフトバンク殿の主張は、公正競争上問題となる具体的事項を例示することなく、ただ単に「公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れが顕在化してきている」としているのみであり、具体的な公正競争上の問題が生じていない以上、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> <p>なお、当社は、技術や市場の変化に対応して、お客様のより高度で多様なニーズにお応えするため、今後も現行法の下、活用業務の枠組みを積極的に利用して多様なサービスの実現を図っていく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>■ NTT法第2条第5項の規定に基づき、総務大臣は、NTT東西による地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、NTT東西が活用業務を営むことについて認可しなければならないとされている。総務省としては、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに従い、NTT東西が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを厳格に審査した上で、認可に係る判断を行うものである。</p> <p>なお、99年のNTT再編成は、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離することにより、公正な競争を確保する等の趣旨で実施されたものである。活用業務制度においては、このNTT再編成の趣旨が没却されることがないよう、電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることを認可の要件としている</p>

<p>活用業務については活用業務認可ガイドラインに基づき厳格に審査を行っており、またNTTの組織問題は、2010年の時点で検討を行いその後速やかに結論を得ることとされている、との考え方が示されたのみで、具体的な対応はなされていない状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> しかしながら、その後 NTT 東西殿の間の直接接続による NTT 東西殿相互間のサービス提供を含む NGN に係る活用業務が認可(2008年2月25日)されたことにより、現在は活用業務認可を通じた NTT 東西殿の一体化がさらに進行した状況にあり、こうした事態の進展を考慮すると、公正競争環境確保の観点からは、現状の措置のみでは不十分な状況であることがさらに明確となってきたものと考えます。 <p>従って、先に述べた活用業務実施状況報告に係る検証内容及びプロセスの改善とともに、NTTグループの組織問題については、可及的速やかに検討を実施することが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ ・我が国の情報通信市場においては、情報通信技術の革新や多種多様な事業者の積極的な市場参入によって激しい競争が繰り広げられており、当社がこれまで営んできた活用業務によって、競争を阻害するような状況にないことは明らかです。むしろ、本制度により、IPブロードバンド市場の競争がより一層促進され、世界に類を見ないダイナミックな発展に大きく寄与したものと認識しています。</p> <p>・情報通信市場は、IP化の進展により、県内／県間等の区分のないシームレスなサービスが主体となってきており、更に今後は固定／移動や通信／放送等の融合化が進展することが予測されています。こうした技術・市場環境の中で、当社がお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを提供していくためには、活用業務制度をより積極的に利用していくことが不可欠であり、また、多様な競争の創出による市場の活性化といった観点からも、当社が活用業務の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供していくことが望ましいことから、今後も、①「地域通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」こと、②「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことの2つの要件を踏まえ、活用業務を実施していく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>ものである。</p> <p>■ NTTの組織問題については、「ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」(「通信・放送の在り方に関する政府・与党合意」(06年6月20日))とされている。</p> <p>■ 「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」等に係る認可に際しては、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに基づき、2度の意見招請を踏まえて審査を行い、「NTT東日本及びNTT西日本の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る認可方針」を策定し、NTT東西の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」を着実に履行すること及び8項目の認可条件を条件として付して認可することとしたものである。</p> <p>総務省においては、NTT東西による当該措置の運用状況及び当該条件の遵守の状況について注視していく。</p>
<p>意見59 NTTグループ以外の他社の固定・携帯事業の一体的な提供等の市場環境を踏まえ、累次の公正競争要件の撤廃を含む見直しが必要。</p>	<p>再意見59</p>	<p>考え方59</p>
<p>■ 固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話－携帯電話相互間のみの通話を無</p>	<p>■ ボトルネック設備を保有するNTT東・西の優位性は、FTTHやIP電話といった新しい市場においても変わらず、IP化・ブロードバンド化の進展によって、ボトルネック性のある固定系アクセス回線の重要性はこれまで以上に大きくなっています。</p>	<p>■ 本競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有</p>

料化するなど、移動体業務の分離時やNTT再編成時から市場環境・競争環境は一変してきております。

こうした中で、お客様のご要望にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを迅速かつ柔軟に提供していくためにも、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境にそぐわなくなっているものについては、禁止行為規制を含め、早急に撤廃や抜本的な見直しを実施していただきたいと考えます。

(NTT東日本)

■ ・ドコモ分社やNTT再編成(地域・長距離分離)時に設定された公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたものですが、現在では、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、更に自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間での通話料無料サービスを提供する等、市場環境は移動体業務の分離時やNTT再編時から一変しています。

高度で多様なユーザーニーズに柔軟に対応し、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを迅速に提供していくためにも、こうした市場環境の変化を踏まえ、累次の公正競争要件について、早急に見直し(撤廃を含む)を行う必要があると考えます。

(NTT西日本)

現に、NTT東・西のFTTHやIP電話のシェアは拡大の一途であり、再び独占市場に回帰しつつあります。

NTT再編後も持株会社体制を通じたグループ一体経営によって、NTTグループの市場支配力はむしろ強化されています。したがって、禁止行為規制を含め、競争ルールをさらに徹底・充実させる必要があります。

本格的なブロードバンド化・IP化の時代を迎え、ポトルネック性を持つFTTH等のブロードバンドアクセスの重要性は更に高まっています。ポトルネック設備を持つNTT東・西がNTTグループ各社と連携することは問題であり、公正競争ルールの形骸化が深刻になっていることに鑑みれば、公正競争要件は役割を終えるどころか、一層重要性を増しています。

「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」や、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」は、NTTの在り方そのものに係る問題であり、NTTの在り方を抜本的に見直すまで、維持すべきです。

ポトルネック設備の問題、持株体制を基盤としたグループドミナンスの問題の抜本的な解決に向け、NTTの在り方の検討に速やかに着手すべきです。

上記の問題を解決しないまま、レイヤーを跨るNTT東・西の事業領域の拡大やNTTグループ内連携(ISP、FMC、放送等のサービス)を容認すべきではありません。

なお、NTTグループの一体運営や、NTTブランド力の問題の事例は、以下のとおり。

■ NTTグループの一体運営について

NTTグループ内で、以下のような会社間を跨いだ人材交流・システム連携・サービス開発等を

効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証する仕組みとして運用するものである。

総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必要に応じて、指定電気通信設備の対象やNTT等に係る公正競争要件の見直し等の所要の措置を速やかに講じることとなるが、これらについては、市場実態等に応じて、従来の公正競争要件等を緩和・撤廃するだけでなく、追加的措置等を講じることもあり得るところであり、個別の事例・事案ごとに必要な措置を判断することになると考えている。

■ なお、NTT東西が自らの固定通信業務を移動通信業務と組み合わせ提供するFMCサービスについては、NTT東西が都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなる場合、当該サービスは活用業務に該当し、総務大臣の認可を受けることが必要である。

NTT東西が活用業務に該当するFMCサービスを提供する場合には、総務省は、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン別紙2において示した基本的な考え方を踏まえ審査を行う。

具体的には、NTT東西がNTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合において、NTT東西はNTTドコモ以外の電気通信事業者との連携が実質的に不可能となる態様での連携によるサービス提供を行わないこと及び移動体分離の際の公正競争要件に反しないこと等が担保されているかどうか、具体的な申請事案に基づいて審査を行う。

	<p>行う動きがあります。これらはNTTグループ会社間での競争を目指したNTT再編成の趣旨に反し、人材・情報・設備等を共用するものであるため、認められるべきではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTデータのグループ横断型組織(人材の招集を含む)による携帯電話・情報家電への組み込みソフトの開発(2008年9月2日 日本経済新聞記事より) ・ NTTぷららによるひかりTV加入時のNTT東・西ひかり電話のセット販売 ・ NTTグループ会社間の経理業務システムの統合(2008年5月11日 日本経済新聞記事より) <p>■ NTTブランドカの問題</p> <p>「NTT」ブランドは、公社時代の電話サービス提供における信頼性等を背景にした強みを持つものであり、本来、その用途は、NTT法第8条(商号の使用制限)に定める「日本電信電話株式会社」等と同様に、持株会社及びNTT東・西のみに使用が制限されるべきものです。しかしながら、実際には、NTTは、グループ企業各社に対して、広く「NTT」を冠しており、そのブランドが持つ効力によって、各会社の信頼性等が高く評価され、競争上優位に立っています。</p> <p>特に、多くのお客様が、NTT東・西の県域等子会社をNTT東・西本体と同一視している等、「NTT」ブランドの広範囲な使用は、NTT法に定める商号の使用制限の趣旨を形骸化させています。</p> <p>NTTグループ各社による「NTT」ブランドの広範囲な使用が、お客様のサービス選択に大きな影響を及ぼし、グループドミナンス強化の大きな要因になっていることは、企業ブランドに関する調査(株式会社シード・プランニング実施:平成20年9月17日公表)が裏付けています。</p>	
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・「NTT」ブランドは、競争下でゼロから培ったものではなく、その使用に制限を持たせるべきです。 ⇒ お客様は、NTTグループに関して「信頼性」を上位にイメージしていますが、同調査によれば、その理由として「昔からサービスを利用している」、「国営（電電公社）だったので、サービスを安心して使える」等、独占時代からの提供に関連付けた回答が大半を占めており、現時点でのサービス提供を理由とした回答は僅かです。 また、「固定電話サービス」については、「NTT」、「NTT東日本」、「NTT西日本」、「NTTコミュニケーションズ」を大半のお客様が想起しており、「NTT」によって一体的に提供されていると認識していることを示しています。 ・ NTT法の趣旨に鑑み、「NTT」は持株会社、NTT東・西のみが使用できるよう制限すべきです。 ⇒ 同調査によれば、「NTT〇〇」というように、「NTT」が加わることにより利用意向が高まると答えたお客様は5割超となっています。お客様のサービス選択において、「NTT」ブランドがNTTグループ各社に対して有利に働いていることを示すものです。 ・ 「NTT」を冠する持株会社、NTT東・西の子会社は、親会社と同じく公正競争ルールの対象とすべきです。 ⇒ 同調査によれば、「NTT東日本-〇〇」という会社名について、（実際には子会社であるが）NTT東日本やNTT西日本の支店として誤認しているお客様が多いことを示しています。これは、名実共にNTT東・西と一体性を持つ会社に対しては、NTT東・西と同じ公正競争ルールを適用する必要性を裏付けるもので 	
--	---	--

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供会社が判然としない「NTT」を前面に出したグループ体的な営業手法は禁止されるべきです。 <p>⇒ 同調査によれば、個別サービスである「フレッツ」や「OCN」の提供会社を正確に認識しているお客様は、それぞれ5割未満、約3割となっており、「NTT」として一体的にイメージされていることを示しています。</p> <p>■ その他</p> <p>地上デジタル放送の視聴を謳う「フレッツテレビ」の提供主体(株式会社オプティキャスト)を正確に理解しているお客様は殆どいません(株式会社シード・プランニングの調査によれば、約0.1割)。放送事業への進出を禁止されているNTT東・西自身が放送サービスを提供していると誤認させるような宣伝・広告は適切ではありません。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見60 ニーズに応じたスピーディーなサービス提供、競争創出による市場活性化のため、活用業務認可制度を迅速かつ柔軟に運用すべき。</p>	<p>再意見60</p>	<p>考え方60</p>
<p>■ 活用業務認可制度については、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくため、さらには多様な競争の創出による市場の活性化のためにも、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ ・ 活用業務認可制度については、お客様のより高速で快適、安心・安全、いつでもどこでも何でもつながるといふご要望に積極的にお応えし、多</p>	<p>■ 【活用業務認可制度について】</p> <p>現状では NTT 東西殿の業務範囲規制が形骸化していることに加え、NTT 東西殿の実質的な一体化が進行しており、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)が脱法的に運用されることによって、もともと不十分であった NTT 再編成時の趣旨すら没却されている状況にあります。</p> <p>従って、少なくとも現行の活用業務認可制度に係る規制については例えば、以下のような運用が必要と考えます。(詳細は「東・西NTTの業務範囲</p>	<p>■ 東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインでは、活用業務の認可の申請を受けた後、認可の可否を決するまでの標準処理期間として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 軽微と認められる事案 については、パブリック・コメントを招請せず、1か月以内 ② パブリック・コメントを1回招請する場合には、3か月以内 ③ 特に慎重な検討が必要と認められるため、パブリック・コメントを複数回招請する場合には、4か月以内 <p>と規定しており、また、「パブリック・コメントを招請す</p>

<p>彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくため、さらには多様な競争の創出による市場の活性化のためにも、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。 (NTT西日本)</p>	<p>拡大に係る公正競争ガイドライン」の改正案に対する意見募集」に対する弊社意見書(平成19年7月3日)を参照願います。)</p> <p>① NTT 東西によって申請された活用業務が、県間通信に係る業務と県内通信に係る業務とが一体不可分な業務である場合、NTT 法第 2 条第 5 項に定める「おそれ」の有無を判断する際に、これらの業務全体での影響を検証すること</p> <p>② 認可済みの活用業務について、実施状況報告に基づき、再審査及び再認可の手続きを行う等、見直しの充実化を図ること</p> <p>なお、NGN に基づく IP サービスや、FMC サービスが主要サービスとなる IP 時代に向けて公正競争環境を確保するためには、アクセス網の機能分離等の抜本的な対処が必要不可欠であり、そのためにも NTT 組織問題に係る議論の開始時期を可能な限り前倒しし、早急に検討に着手すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 活用業務の認可に際しては、迅速さのみを重視するのではなく、接続事業者が少なくともNTT東西殿と同様の時期でサービスを開始できるよう、接続までの手続き、期間、接続料金などの接続条件について公平性を担保したうえで認可していただけるよう強く要望します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>る場合には、迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分配慮する」としているところである。</p>
---	---	---

3 その他

意見	再意見	考え方
意見61 昨年度の本制度に基づく指摘事項について、NTT東西の自己申告に頼らず、客観的に検	再意見61	考え方61

証できる仕組み等の実効的な措置が必要。		
<p>【平成19年度指摘事項について】</p> <p>■ NTT東・西に防止策の周知徹底、履行状況の報告が求められた問題</p> <p>平成19年度の本制度に基づく検証結果において、以下についてNTT東・西に措置を講じるよう要請が行われたことは適切と考えます。</p> <p>◆NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用</p> <p>◆県域等子会社におけるOCNの優遇</p> <p>◆県域等子会社における、NTT東・西とNTTドコモそれぞれからの受託業務に係る情報の目的外利用及び内部相互補助</p> <p>◆NTT東・西の役員と県域等子会社役員の兼務</p> <p>しかし、防止策の周知徹底、履行状況の報告は、NTT東・西の自己申告でしかありません。</p> <p>NTT東・西の自己申告に頼らず、客観的に(第三者がNTT東・西の内部から)検証できる仕組みが必要と考えます。(例:英国のOpenreachの検証組織“EAB”)</p> <p>※EAB(Equality of Access Board)</p> <p>BTのアクセス部門である Openreach がBT社内のリテール部門と競争事業者とを公平に扱っているかどうかを監査する組織。EABは 5 名で構成(BT社内から非常勤取締役 1 名、上級管理職 1 名、社外から 3 名)されており、さらにEABの活動を、BT組織内のEAO(Equality of Access Office; アクセス同等性事務局)が補佐(EABに代わって内部調査し、EABに報告)している。</p> <p>■ 「引き続き注視する」とどまった問題</p> <p>平成19年度の本制度に基づく検証結果において、以下の懸念事項が「引き続き注視」とされましたが、注視だけでは実効性がなく、懸念は解消されず、事態の悪化を招きかねないため問題であると</p>	<p>■ 【本制度における検証プロセス】</p> <p>禁止行為規制に係る検証プロセスにおいて、NTT東西殿の自己申告に頼らない客観的な検証をすべきとする、KDDI 殿の意見に賛同します。特に、以下の 3 点に留意し、検証プロセスの精緻化を図ることが必要と考えます。</p> <p>① さらなる情報収集等の実施による調査内容の充実化</p> <p>② 検証時の判断基準の明確化</p> <p>③ 検証過程におけるさらなる透明性の確保</p> <p>本件に関連し、NTT 東西殿からは、他事業者の具体的な立証のない意見に基づく検証を行うべきではないといった主旨の意見が提出されていますが、仮に「おそれ」や「懸念」、「可能性」というレベルにとどまった申告であっても、十分な検証が行われるべきであり、あわせて、NTT東西殿に対する報告の徹底の要請がなされる等、所要の措置が出されることについても当然ながら認められるべきです。むしろ、具体的な立証が存在する案件のみしか検証できない、または措置を講じることができないとした場合、公正競争に係る検証という本制度の役割に比して、極めて不十分な制度運用であると言わざるを得ません。</p> <p>また、そもそも競争事業者に対して、具体的な立証責任を全て負わせること自体、運用上、無理があることから、事業者からの「おそれ」や「懸念」、「可能性」に係る意見をもとにして、総務省殿にてより徹底的な調査を行って頂く必要があるものと考えます。例えば、事業法第 166 条(報告及び検査)の規定を活用する等、総務省殿が調査権を発動し、NTT 東西殿やグループ会社、代理店等を含め、充実した調査を行うことで、より制度の趣旨に合致した検証が可能になるものと考えます。</p>	<p>(考え方42に同じ。)</p>

考えます。現に、FTTH市場におけるNTT東・西のシェアは5年間で約1.5倍(平成15年3月:47.3%、平成20年3月72.2% 出典;総務省公表資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表 平成19年度第4四半期(3月末)」と拡大を続けており、またISP市場においてもNTTコミュニケーションズのOCNのシェアが前年比2.0%上昇し、20.0%(出典;日経産業新聞 平成20年7月24日)と拡大しております。公正競争担保のため、NTT東・西に以下の措置を講じることが必要です。

- ◆ 下記 a.~f.の禁止。NTT東・西が不当な優遇等をしていないことを第三者が内部から検証するための検証体制の構築。
 - ◆ 下記 g.の競争事業者とNTT東・西との同等性確保。
 - ◆ 下記 h.の顧客情報管理体制(運用)の検証を可能とするための仕組み(第三者による内部からの検証体制の構築)。
- a. NTT東・西の法人営業のNTTコミュニケーションズへの集約等によるNTTグループ内での顧客情報の共有
 - b. NTT東・西による「プロバイダパック」の対象となるISPの優遇
 - c. 家電量販店等(販売代理店)におけるNTTコミュニケーションズのOCNの優遇
 - d. NTT東・西の県域子会社による「NTT東日本○○」等の社名の使用
 - e. NTTドコモショップ(販売代理店)における携帯電話端末とNTT東・西のフレッツサービスのセット販売
 - f. NTTファイナンス(クレジット会社)によるNTTグループ各社のサービスの実質的なセット割引の実施
 - g. NTT東・西の局舎へのコロケーション及び管路・

■ 【ドコモショップにおけるBフレッツ販売】

弊社意見書(平成20年8月25日)で述べたとおり、ドコモショップは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿の一部とみなし、NTTドコモ殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要がありますと考えます。

その際、現行のルール上ではドコモショップを運営する代理店が禁止行為規制の対象外であることを考慮すれば、上記を実現するための一つの手法として、ドコモショップに対して自社商品の取扱いをNTT東西殿が求めることを禁止する等、NTT東西殿に対して規制を課すことが考えられます。

加えて、当面の措置として、KDDI殿がご指摘のとおり、ドコモショップにおけるセット販売に関しNTT東西殿が不当な優遇等をしていないことを、第三者による内部検証を可能とするための体制を構築すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 「NTT東・西の自己申告に頼らず、客観的に(第三者がNTT東・西の内部から)検証できる仕組みが必要」との指摘については、本競争セーフガードスキームの実効性を高める上で重要な観点であり、賛成します。

前回弊社意見書においても記載したとおり、本報告内容については定性的な報告内容に留まっております。平成19年度に各社より指摘された懸念は未だ払拭するには至っていないと考え、以下の通りの追加の措置が必要と考えます。

※参照

弊社平成20年8月25日提出意見書 1、(3)、3-2)

■ 特定関係事業者の指定の拡大

■ 特定関係事業者の指定要件の整備

<p>電柱等の利用手続きの同等性</p> <p>h. NTT東・西が加入電話の顧客情報をフレッツサービス等の営業に活用していることへの懸念 (KDDI)</p> <p>■ 指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件等に照らして、問題と考える事象が解消されないことを踏まえると、NTT東西が活用業務の認可申請時に講ずるとした措置や本年の総務省による要請に対する措置において、NTT東西が挙げている「社内周知による遵守徹底」といった措置等が、真に実効性のあるものなのか甚だ疑問であります。</p> <p>このため、NTTグループ内における責任所在やペナルティ制度を対外的に明示させ、その責任体制のもと徹底的な措置を講じさせることが、内部統制やコンプライアンスの観点から重要であり、また不適切行為の発生抑止にも資すると考えますので、さらなる措置要請を行うべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>～略～</p> <p>「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)に対するNTT東西殿による措置の状況」(平成20年7月 総務省殿公表)については、以下の追加措置が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実際に業務に携わる社員への周知方法が WEB 開示のみで周知方法が不十分と思われ、会議・説明会を通じての直接的な周知対応(本意見書2(1)でも指摘しているように公正競争の遵守が実際に業務に携わる担当にまで浸透していない虞がある。) ✓ 周知時に利用された遵守マニュアルの総務省殿によるチェック ✓ 役員の兼務状況については、兼務会社別の定量的なデータの開示 <p>～略～</p> <p>■ 事前規制から事後規制へ移行するなどともない、現在の公正競争要件に係る行政施策では対応しきれない事例が増えるのであれば、2010年のNTT組織問題の検討において、有効的な規制の枠組みについても重点的に検討する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」(2008年2月18日総務省)により総務省から要請された事項は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の目的外利用等における措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触されるおそれがある ・ NTT東西が販売促進のために作成・使用するツール等におけるBフレッツ等に対応するプロバイダーの表記において、OCNとその他のプロバイダ 	
---	--	--

	<p>一の取扱いについて実質的な同等性が確保されない等、運用の実態如何によっては、電気通信事業法第30条第3項2号、同法第31条第2項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)を潜脱するおそれがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県域等子会社においてNTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務について、当該受託業務間の内部相互補助が行われるとすれば、公正競争が確保されない可能性がある ・ NTT東西から県域等子会社への業務委託については、県域等子会社の役員をNTT東西の役員等が兼務する場合、NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となるおそれがある <p>など、いずれも「おそれ」や「可能性」を以って、当社に公正競争遵守の再確認をしたものと認識しております。昨年度の検証結果において、当社が指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令に違反した事実はなく、KDDI殿が主張する当社の周知徹底、履行状況を「客観的に検証できる仕組み」は不要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果においては、公正競争確保の観点から明らかに問題であると認められるものはなかったと認識しており、「『競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」(2008年2月18日総務省)についても、当社に公正競争遵守を改めて要請したものであったと考えております。</p> <p>このように、具体的な不適正事例がないにもかかわらず、更なる措置等を求めるとする意見は、「公正競争確保のための措置が必要かつ十分でない」と認められる場合に所要の措置を講じる」とする「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライ</p>	
--	--	--

	<p>ン」の趣旨を逸脱するものであり、極めて問題であると考えます。 (NTT西日本)</p> <p>■ 弊社はNTT東日本・西日本とは個別に家電量販店と代理店契約を締結しており、家電量販店を通じた営業活動についても独立して実施しております。弊社インターネット接続サービス(OCN)の販売促進について、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>さらに、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(2008年2月18日総務省)においても、NTT東西によるOCNの取扱いについて「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は十分ではない」とされております。</p> <p>このように公正競争上の問題が確認されていないにもかかわらず、新たな規制を導入することは、理由を欠くのみならず結果として弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。 (NTTコミュニケーションズ)</p> <p>■ ドコモショップを運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施していることから、公正競争上問題ないと考えます。 (NTTドコモ)</p>	
<p>意見62 NTT東西がフレッツ光の単独設置を条件として棟内光ファイバを無償で提供する営業活動を行うことは、公正競争の排除につながるため問題である。</p>	<p>再意見62</p>	<p>考え方62</p>
<p>■ マンション棟内光ファイバの排他的提供条件</p>	<p>■ ボトルネック設備である加入光ファイバと一体的</p>	<p>■ FTTH市場は、拡大傾向にある市場であり事業</p>

<p>NTT東・西が敷設する屋内光ファイバは、戸建て住宅・集合住宅向けのいずれについてもボトルネック設備である加入者回線(加入ダーク)と一体で設置され、お客様に提供されるものです。</p> <p>仮に、集合住宅向けFTTH市場において支配的地位にあるNTT東・西が、競争事業者の事業機会を奪う「NTT東・西のBフレッツ等の単独設置」を条件として、ボトルネック設備と一体で使用する棟内光ファイバを無償で提供する営業活動を行うとすれば、さらに市場独占を強化する行為であり、公正な競争の排除につながるため問題であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>に設置されるマンション棟内光ファイバについて、「NTT 東・西のBフレッツ等の単独設置」を条件として提供する営業活動は、競争事業者の事業機会を奪うだけでなく、利用者のサービス選択機会を奪うものでもあり、利用者利便性の観点からも問題があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 屋内光ファイバはお客様が自ら設置するか、あるいは当社がお客様に有償で提供しているものであり、指摘のように「NTT東・西のBフレッツ等の単独設置」を条件として無償で提供している事実はありません。</p> <p>KDDI殿の主張は、当社が不適切な営業を行っているという具体的な立証がなく、憶測に基づくものであり、そもそも意見として取り上げるべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 「仮に、(略)行うとすれば、(略)、公正な競争の排除につながるため問題である」というKDDI殿の主張は、単なる憶測に基づくものであり、そもそも意見として取り上げるべきではないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>者間競争が活発に行われている状況にあるため、一般的には、先行投資的な営業活動を行うこと自体が直ちに問題とまでは言えないと考えられる。</p> <p>この点、本件営業活動は、FTTHの屋内(棟内)配線に係るものであるが、事業者変更に伴い、既存配線の撤去・新規配線の敷設が必要になることで、既存事業者による顧客のロックイン効果が大きくなる場合には、公正競争確保の観点から問題となる可能性はあるが、この判断に際しては、例えば、屋内配線の転用を円滑に行うことができない状況が存在しているかなど、FTTH市場における競争環境の状況を考慮することが必要になると考えられる。</p> <p>なお、屋内配線工事については、考え方17に示したとおり、現在、NTT東西と接続事業者との間で協議が行われているところであり、08年末までのNTT東西からの報告等を踏まえ、必要に応じてルール化の要否を検討する考えである</p>
<p>意見63 NTT東日本の「フレッツ・テレビ」サービスは、放送参入が制限されているNTTの実質的な放送参入である。また、NTT東日本自身が放送サービスを提供し、月額数百円のみで地デジ視聴が可能という誤解を与えかねない広告を行っている等、公正競争確保の観点から様々な問題がある。</p>	<p>再意見63</p>	<p>考え方63</p>
<p>■ 1. NTTの実質的な放送参入について 通信事業者であるNTT東日本は、NTT法により</p>	<p>■ 【NTTブランドを用いた放送サービス営業活動】 KDDI 殿、ジャパンケーブルネット株式会社殿が</p>	<p>■ 「フレッツ・テレビ」については、NTT東日本は、NTT東日本が提供しているのは電気通信サービス「フ</p>

放送事業への参入が制限されており、それは現状においても同様であると考える。

しかしながら、NTT東日本は、従来より電気通信役務利用放送事業者であるオプティキャストの営業宣伝、さらには、自らとオプティキャストとの共同出資による代理販売事業者オプティキャストマーケティングにより、一般国民には、あたかもNTT東日本がケーブルテレビ事業者（及び役務利用放送事業者）と同様に放送を行っているかのごとき広告を行い、実質的に放送事業者と誤認されうる業務を継続的に行っている。

今年7月より開始された「フレッツ・テレビ」のサービスは、「地デジ対策」を前面に押し出し、NTT東日本のロゴを冠した広告をテレビ、鉄道、新聞等で広範囲かつ大々的に展開し、かつ、NTT東日本が自ら行なっていると外形的に捉えることができる内容となっている。当該サービスは、放送事業者（オプティキャスト）及び代理販売業務を行う事業者（オプティキャスト・マーケティング）を用い、NTT東日本がその販売・取次等を受託し、料金回収も合わせて行うこととなっており、放送サービスを外形的にも、実質的にもNTT東日本が提供することとなら変わらない形を実現させているとも考えられる。

NTTにおいては、「・・・NTT東西の地域通信網における独占的地位を用いて放送に対して不当な影響力が行使されないことを確保する必要があること・・・」とされており、NTTブランドを利用することによる公正競争上の問題があるほか、広告費に対する収入の効果が明らかではないにもかかわらず、オプティキャストという役務利用放送事業者のみに多大と見られる広告宣伝費用をかけていることは、類似受託業務である他のISP事業者との取扱いの差異を疑わせるものである。

これらは、明確な会計開示が義務付けられていない現状では、上記による受託業務間が、相互補

ご指摘のとおり、フレッツ・テレビの利用にあたってはNTT東日本殿と株式会社オプティキャスト殿と両社との契約が必要でありながら、同サービスの販売促進においては、NTT東日本殿が前面に出てフレッツ・テレビを提供しているように見せる営業手法がとられています。加えて、同サービスはNTT東日本殿の窓口にてワンストップで契約完了が可能となっている等、利用者からすればNTT東日本殿が単独でサービスを提供しているようにしか見えない状況です（フレッツ・テレビの申し込みフローについては、<http://flets.com/ftv/flow.html> を参照願います）。NTT東西殿本体による放送サービス提供が禁止されていることに鑑みれば、上記のような利用者の誤認を招くような営業活動は公正競争確保の観点から問題であると考えます。

また、日本ケーブルテレビ連盟殿がご指摘のとおり、株式会社オプティキャスト殿・株式会社オプティキャスト・マーケティング殿の株主構成は、両社がNTT東西殿の支配下にあると想定されるものであり、そもそも現行のフレッツ・テレビの提供形態自体が、NTT東西殿が地域通信網における独占的地位を有すること等を踏まえてなされた行政指導の趣旨（NTT東西殿の放送事業への出資を3%以下に制限等）に反しているとも考えられます。

従って、総務省殿におかれては、両社とNTT東西殿との間の事業上での関係等を調査の上、上記行政指導の趣旨の確保に必要な措置を講ずるべきであり、少なくともNTT東西殿が「フレッツ」といった自社商品ブランドを用いて放送サービスの訴求を行う等、NTT東西殿が前面に出る形での営業活動を禁止する等の措置がなされるべきと考えます。（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ 「今後、NTTグループ各社間の連携が強化される

フレッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービス「スカパー！光」の提供は行っておらず、放送サービス「スカパー！光」は(株)オプティキャストにより提供されているものであるとしている。

さらに、NTT東日本からは、自らの電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」と、(株)オプティキャスト・マーケティングから販売委託を受けた放送サービス「スカパー！光」を組み合わせ、「フレッツ・テレビ」として販売を行っているとの説明を受けているところである。

NTT東日本が「電気通信事業者以外の会社の情報通信関連商品の販売・取次等」を行うことについては、目的達成業務（NTT法第2条第4項第1号）として、郵政大臣（当時）の認可を受けており（平成11年7月）、NTT東日本による放送サービス「スカパー！光」の販売受託は当該「情報通信関連商品の販売・取次等」に該当するものである。

したがって、NTT東日本は自らの電気通信サービス「フレッツテレビ伝送サービス」の提供はもとより、放送サービス「スカパー！光」の販売・取次を行うことが認められている。

しかしながら、現行のNTT法においてはNTT東日本が放送事業を営むことは認められておらず、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東日本は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じる必要がある。

この点につき、NTT東日本は、広告記載において、放送サービスの提供主体について誤解が生じないように努めているとしているが、民間調査会社の調査においては、「フレッツ・テレビ」のサービス提

助に値するのではないかとの疑義も否定できないものである。

従って、当該行為実態を総務省において検証・公表するとともに、適切な行政指導を行なうことを要望する。

2. 目的達成業務の認可に関する透明性の確保について

上記記載の状況に至った要因のひとつとして、目的達成業務の認可に関する内容開示およびその基準の透明性が不十分であったと考える。

このため、以下の整理を要望する。

- ・ 目的達成業務の認可基準のガイドライン等の作成及び公表
- ・ 認可申請内容の公表による透明性の確保
- ・ 既認可内容の検証・公表

3. 有利誤認を与える広告表示について

「フレッツ・テレビ」のサービスはフレッツに加入した上で提供されるものであり、かつ設備及び他費用が必要であるにもかかわらず、これらに関する表記が見えにくく、あたかも月額数百円のみで地デジ視聴が可能となるような誤解を与える広告がなされた。

NTT東日本の提供するひかり電話の広告表示に対しては、平成20年7月15日に公正取引委員会から排除命令、総務省から指導が行なわれ、NTT東日本は対策実施を表明しているにもかかわらず、前後する時期に同様の広告を行っていることとなる。

さらにNTT東西の優越的な地位を利用した広告営業がNTT東西の子会社等を通じて行なわれる場合も含め、適用法の趣旨により適切な指導を行うことを要望する。

なお、国策である地上デジタル放送の普及に関しては、先日の情報通信審議会の中間答申におい

に伴い、ブランド力が相乗的に機能し、競争環境に影響を及ぼす度合いが増すもの」との意見について賛成致します。

NTTドコモや県域子会社などの社名におけるNTTブランドの利用に留まらず、フレッツテレビやひかりTVにみられるようにアクセス以外のサービスにおけるブランド力の利用についても、利用者側から見ればNTTから提供されていると誤認を与えることとなり、そのNTTブランド利用について今後新たな公正競争要件の検討が必要であると考えます。

現に、以下に公表されているアンケートにおいては

- 一般消費者は「NTT 東日本－〇〇」という社名が、NTT 東日本やNTT 西日本の支店、もしくは子会社として認知している。
- 一般消費者は「NTT〇〇」というように、「NTT」が加わることにより利用意向が高まる
- フレッツテレビが実際の提供事業者であるオペティキャストではなく、NTTによって提供されていると認識している一般消費者が多数を占めている

と指摘されており、NTTブランド力の影響力を定量的に示しているものとなっています

※参照

株式会社シードプランニング殿 平成20年9月17日プレスリリース「企業ブランド調査を実施」
(<http://www.seedplanning.co.jp/press/2008/0917.html>)

～略～

消費者は「NTT〇〇」というように、「NTT」が加わることにより利用意向が高まるが、5割超となっている。

～略～

消費者は「NTT 東日本－〇〇」という社名が、NTT

供主体に係る利用者の認識が十分ではないとの結果が公表されている。

このため、NTT法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について、NTT東日本に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省へ報告を求めるとともに、NTT 東日本による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。

- 「フレッツ・テレビ」のサービスを利用するためには、「フレッツ光」の月額使用料、「スカパー！光」の施設利用料及び契約料や工事費等の初期投資が必要である。

NTT東日本及びその代理店が作成する広告について確認した限りにおいては、「フレッツ光」の月額使用料及び「スカパー！光」施設利用料が必要となる旨の表示、「フレッツ・テレビ伝送サービス」の工事費、「フレッツ光」の契約料及び工事費並びに「スカパー！光」の加入料及び工事費が必要となる旨の表示はなされてはいたものの、その適正性については、引き続き注視していく。

<p>ても、既加入者のみならず加入を検討している視聴者への情報提供等を適切に行うよう求められているところであり、関係者の一人で重要な役割を担うことが期待されるNTT東西においても、同答申を遵守すべきと考える。</p>	<p>東日本や NTT 西日本の支店、もしくは子会社として認知している。 ～略～ 個別サービスである「フレッツ」や「OCN」、「フレッツテレビ」の提供会社を正確に認識している人は、それぞれ 5 割未満、約 3 割、約 0.1 割となっており、「NTT」として一体的にイメージされている。 ～略～</p>	
<p>(ジュピターテレコム)</p>		
<p>■ NTT東・西フレッツ光とNTTグループ各社映像系サービス(ひかりTV・フレッツTV等)の一体的提供</p>	<p>～略～ (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>NTT東・西のフレッツ光を利用した映像サービスは、NTTぷららを中心とするNTTグループ連携により提供されていますが、お客様から見るとフレッツ光のサービスとして、NTT東・西自身が放送サービス(地上デジタル放送、多チャンネル放送)を提供しているかのような宣伝・広告活動を行っています。</p>	<p>■ 「フレッツ・テレビ」において、当社が提供しているのは、電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」(472.5円(税込)/月)であり、放送サービスの提供は行っておりません。</p>	
<p>本来、アクセスサービスのみ提供する立場にあるNTT東・西が前面に出てコンテンツサービスを提供しているように見せる営業手法は、NTTブランドを利用したグループ市場支配力の濫用であり、このような目的達成業務の範囲を超えたグループ一体営業は、公正競争上問題です。</p>	<p>また、当社は「フレッツ・テレビ」等の提供において、以下の内容を広告に記載し、指摘のような誤解が生じないように努めているところです。</p>	
<p>特にNTT東・西は本体で放送サービスを提供することを禁じられていることに鑑みれば、ブロードバンド放送・VOD等は提供主体である子会社・関連会社等が自ら宣伝・広告、営業活動を行うべきであり、NTT東・西が前面に出る形でフレッツサービスの販売戦略の中で放送サービスを訴求すべきではありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「フレッツ・テレビ」は、NTT東日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「スカパー！光(ホームタイプワイド)」の契約によりご利用いただけます。 ・ フレッツ・テレビ 682.5円(税込)／月(スカパー！光施設利用料210円(税込)／月を含む) ・ 別途、「フレッツ・テレビ伝送サービス」の工事費、「フレッツ光」の契約料・工事費・月額利用料がかかります。 ・ 別途、「スカパー！光」の加入料・工事費(テレビ接続工事費)がかかります。 	
<p>(KDDI)</p>		
<p>■ フレッツ・テレビ ・ NTT東西殿がBフレッツ上で提供する「フレッツ・テレビ」サービスは、株式会社オプティキャスト</p>	<p>近年、お客様ニーズはインターネットのみならず、映像サービスなどますます多様化してきており、当社としては、電気通信サービスである「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、これらのニーズに応えていく考えです。また、このような取り組みは、地デジ対策にお困りのお客様への解決</p>	

<p>(以下、「オプティキャスト」という。) 殿が提供する放送サービス「スカパー！光(ホームタイプワイド)」とNTT 東西殿が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の組み合わせではあるものの、利用者から見ればNTT 東西殿が放送サービスを提供しているようにしか見えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 結果として、NTT 東西殿が地域通信網における独占的地位を有すること等を踏まえてなされた行政指導(NTT 東西殿の放送事業への出資を3%以下に制限等)の趣旨が形骸化されています。 まして、以前から競争事業者が要望している分岐端末回線単位での接続が認められない等、NTT 東西殿における光アクセス回線の開放が不十分な状況下において、このようなサービスの提供を認めることは、NTT 東西殿がFTTH市場で70%以上のシェアを有しかつシェアを伸長する中、NTT 東西殿の独占の度合いをさらに強めることとなり、公正競争環境確保の観点から望ましくありません。 <p>従って、NTT 東西殿の「フレッツ・テレビ」サービス提供が、FTTH市場における競争促進を阻害しないように何らかの措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ②フレッツ・テレビ、ひかりTVの提供について</p> <p>「フレッツ・テレビ」あるいは「ひかりTV」は、NTT東西の提供サービスではないにも関わらず、「フレッツ光」や「ひかり電話」と容易に結びつくサービス名称であり、サービスラインナップとして一体感を生んでおります。</p> <p>また、NTT東日本は、自社CMにおいて「フレッツ・テレビ」の広告を行う等、さらに一体的なサービ</p>	<p>の一助になるものと考えております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイを志向するマーケットの状況に対応すべく、様々な事業者が自らの経営資源を活用しつつ、映像サービスやIP電話サービスなどにおける他社とのアライアンス等により激しい競争を展開しています。</p> <p>当社もインターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・魅力として、「スカパー！光」「GyaO NEXT」「ひかりTV」などフレッツ光とともに提供される各種映像サービスをご紹介しているところですが、広告物等においては、映像サービスの提供主体を明示するなど、当社が放送サービスを提供しているとの誤認をお客様に与えないよう留意しております。</p> <p>また、ご紹介にあたっては、専門チャンネル、地デジ、VODなどの利用シーンに対応して各種映像サービスを記載するなど、特定の事業者を優遇する等の事実はなく、今後も、多様な事業者と連携し、フレッツ光の魅力を訴求していく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
---	--	--

ス展開を志向しているように見受けられます。

このような行為は、放送事業への参入を許されるべきでないNTT東西が、放送事業を展開しているかのような誤認を与えるものであり、そもそも問題ではありますが、加えて自己の関係事業者と一体となった排他的な業務等にも該当すると考えられますので、早期に是正措置を講じる必要があります。

■ **③NTT東西と放送事業者の連携について**

東日本エリアにて提供されている「フレッツ・テレビ」の提供料金：682.5円(月額・税込)は、他の同様のサービスと比較して、あまりに安い料金設定ではないかと考えます。

このため、当該サービス提供に係るコスト構造を明らかにし、NTT東日本から自己の関係する放送事業者等に対し当該料金設定を可能とする不当なコスト補てんがなされていないか、ひいては自己の関係事業者と一体となった排他的な業務等に該当しないかについて検証すべきであると考えます。

また、フレッツ光上で展開されようとしている放送系のサービスは、それぞれの市場で独占的な支配力を持つNTTグループとスカイパーフェクトコミュニケーションズとが、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないかについても、公正競争要件等に照らして検証すべきであります。

(ケイ・オプティコム)

■ 東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」)のフレッツサービスを利用した放送サービス(フレッツ TV、ひかり TV)は、実際には NTT 東西とは異なる別の事業者が提供主体となっているにもかかわらず、NTT 東西が前面に出た広告宣伝活動が行われております。

当該活動はお客様に対して、“NTT 東西が放送サービスを提供している”といった誤解を招く恐れがあり、実質的には NTT 東西が放送事業に参入しているに等しいことから、NTT ブランドを使用した放送サービスの営業活動を厳格に禁止すべきと考えます。

(ジャパンケーブルネット)

■ NTTの実質的放送事業参入に対する懸念について(提供するサービスの表現の件)

一般ユーザー(テレビ広告やチラシ広告を見る層)に「NTT が提供するサービス」との印象を抱かせ、法律や契約行為とは無関係に、あたかも NTT が提供する放送サービスと誤認させるものと思料します。

このような状況は、制度的には規制している NTT の放送サービス参入を、結果として黙認しているが如き状況です。抜本的改善を求めます。

■ 各種ちらしにおける、不当表示について

サービス提供内容と契約主体の関係が、利用者には誤解を招く表現が散見されています。また、提供するサービスが、あたかもそれぞれ単独で提供できるような、誤った理解を利用者がしてしまう表現が見られます。

過去から同様のことが繰り返されていますので、抜本的改善を強く求めます。

(イツツ・コミュニケーションズ)

■ NTTの実質的放送事業参入に対する懸念について

1. NTT東は本年7月より「地デジ対策」と称して、NTT東が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「スカパー！光(ホームタイプワイド)」の契約により、682.5円

<p>／月で地上デジタル放送が視聴できると、大々的に広告宣伝を行っています。利用料につきましては、放送サービス「スカパー光」の利用料も含めてNTT東が直接回収を行なっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信役務利用放送事業者であるオプティキャストの経営に重大な影響を及ぼすマーケティング会社(オプティキャストマーケティング)の株式を49%保有していることは、実質的にオプティキャストの経営に対し、一定の影響力・支配力を有していると考えられます。 ・以上の様なこと等から、本サービスは適用法で規定されているNTT東の業務範囲を逸脱している可能性・懸念が大であると考えます。 ・オプティキャスト、オプティキャストマーケティングも含めて、当該事業の実態を検証し、公表すべきと考えます。 <p>2. テレビサービスの宣伝広告において、度々“不当表示”が行なわれています。指摘の都度改善はされますが、一定期間が過ぎるとまた同様のことが繰り返されていますので、抜本的改善を強く求めます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>		
<p>意見64 NTTドコモの放送事業者への出資条件は、「実質的な支配」の有無だけでなく、出資による社会的影響の度合いや弊害が生じる蓋然性等を総合的に判断すべき。</p>	<p>再意見64</p>	<p>考え方64</p>
<p>■【当社の放送事業者への出資について】</p> <p>現在、当社が放送事業者に出資する場合、1社への出資であっても「出資対象となる放送会社との間における業務の関連性を踏まえつつ、実質的な支配とはならないよう、個々の事例において具体的に制約」することとされております。</p> <p>今後、放送と通信の融合が急速に進展することが</p>	<p>■ 総務省「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(2008年7月)は、「制度の在り方／出資規律」の項で、「マルチメディア放送はあくまでも新たな『放送』として制度化するものであり、通信による情報配信サービスとは異なる役割を期待されることから、携帯電話事業者による出資について特段の制限を設ける必要</p>	<p>■ 携帯端末向けマルチメディア放送については、現在、制度整備の途上であり、当該放送に係る免許方針は平成21年以降において必要な手続を経て策定することとなっており、NTTドコモの出資については、これまでの整理も踏まえつつ、携帯端末向けマルチメディア放送の健全な発達を図る観点から、総合的に判断することとなる。</p>

<p>想定され、携帯電話事業が持つ放送事業との親和性が期待される中、当社のみが携帯端末向けマルチメディア放送サービスを他の携帯電話事業者と同等に展開できない場合、競争対抗上多大な支障が生じる恐れが高くなります。</p> <p>さらに、新たな放送の普及促進を図ることで産業の振興、国際競争力の強化等が期待される中で、国民のニーズに応えつつ、事業の立ち上げの早期化・安定化を確保するためには、機動的かつ柔軟な出資が必要となると考えます。</p> <p>以上により、当社が出資する場合の条件として「実質的な支配」の有無だけで判断するのではなく、出資による社会的影響度合いや弊害が生じる蓋然性等を総合的に踏まえたうえで、個別具体的に判断する必要があると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>はないと考えられる」と述べている。当連盟としては、マルチメディア放送に対する出資規律について、同報告書で示された方向性に異論はない。</p> <p>なお、意見提出者(株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ)の該当部分の「放送事業者」は「携帯端末向けマルチメディア放送」に限定されたものとする。その上で、基幹放送たる地上放送や準基幹放送たるBSデジタル放送に対するNTTグループ各社の出資に関しては、1999年12月のBSデジタル委託放送事業者の認定時における行政の判断を踏まえた、一定の規制の堅持が適切であるとする。</p> <p>(日本民間放送連盟)</p> <p>■ 【放送に出資する場合の条件】</p> <p>NTT 東西殿は加入電話市場において90%弱、NTT ドコモ殿は携帯電話市場においてシェアの過半を有しているように、市場支配力の存在等、NTTグループ各社の放送進出について一定の制約を課している前提の条件は変わらない状況です。</p> <p>従って、NTTグループ各社の放送進出に関するルールについて、NTTドコモ殿が指摘しているような見直しを行う必要はなく、むしろフレッツ・テレビに見られるような、本来の行政指導の趣旨に照らして問題と考えられる行為を規制するための見直しが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTTドコモ殿から指摘されている放送事業に対する出資制約の考え方の見直しについては、NTTグループを実質的に牽引するNTTドコモ殿の現状を十分に勘案する必要があり、例えば、2010年に予定されているNTT組織問題の検討の中でNTTドコモ殿の分社を要件とする等、NTTグループの問題として捉え議論する必要があると考えます。</p>	
---	--	--

	(イー・アクセス、イー・モバイル) ■ NTTグループが、実質的な放送事業への参入を企図した事業展開を行っている現状では、NTTドコモによる放送事業者への出資自体を禁止すべきであると考えます。 (ケイ・オプティコム)	
意見65 第二種指定電気通信設備における接続約款届出における透明性を確保すべき。	再意見65	考え方65
■ 第二種指定電気通信設備における接続約款届出における透明性の向上 【問題点】 ・第二種指定電気通信設備における接続約款は届出制となっていますが、接続事業者にとっては、「届出による変更等がいつ行われたか」、「変更等が行われた趣旨と経緯、具体的にどのような内容で変更が行われたか」が、オープンになっていない場合があり、届出制とはいえども本来有すべき手続きの透明性は、確保されていないと考えます。 【必要な措置】 MVNO 接続の促進など第二種指定電気通信設備における接続制度の重要性がより高まっている背景から、この手続きの透明性の確保について、競争セーフガード制度の中で検証をおこない措置を講ずるべきと考えます。 たとえば、接続約款の変更届出時には、接続事業者への通知、及び内容の説明(NTT 東西殿においては実施)がオープンに行われる対応などが必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	■ 第二種指定電気通信設備制度は、移動体設備が不可欠設備に該当しないことを前提に、市場支配力を有すると認定された事業者について「各事業者の円滑なサービス提供を確保するためには、こういった市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルールの整備が必要」(『接続ルールの見直しについて』第一次答申(平成12年12月21日)P13)とされ導入されたものと認識しております。 当社は第二種指定電気通信設備に関わる法令を遵守するとともに、その趣旨を踏まえ、接続約款変更に伴う更新情報をホームページに公開し、また、相互接続ガイドブックを作成・公開する等、透明性の確保に取り組んでいるところです。 以上により、現状、相互接続に関し当社が課せられている規制をさらに強化する必要性・合理性はないと考えます。 (参考)相互接続情報を記載しているURL http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/interconnection/index.html (NTTドコモ)	■ 第二種指定電気通信設備における接続約款の変更については、その実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより公表することとされており、現状において接続事業者が必要な情報を入手することが可能である。 接続料の更新等に係る考え方については、考え方28のとおり。
意見66 NTT東西が116窓口で競争事業者では	再意見66	考え方66

<p>実現し得ない顧客獲得機会を有していることを考慮すると、「1XY番号を新規サービスの受付番号として広告を行わない」という措置は、公正競争条件を確保するための措置としては不十分である。</p>		
<p>■ 116でのフレッツ営業</p> <ul style="list-style-type: none"> 弊社調べによると、NTT東西殿における116窓口において、NTT東西殿側からのフレッツ勧誘や利用ADSL事業者案内(接続に関して知りえた情報の目的外利用を除く)といった行為が依然としてなされている状況にあり、顧客利便性の観点からこうした行為が一定程度認められるべきという考えはあるものの、競争事業者においては実現し得ない顧客獲得機会をNTT東西殿が有することは、やはり問題があると考えます。 このような状況を考慮すると、平成18年6月16日に総務省殿より公表された「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書」においてNTT東西殿に対して求めた「1XY番号を新規サービス(加入電話及びISDNサービス以外のサービス)の受付番号として広告を行わないとともに、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いる」という措置は、公正競争条件を確保するための措置としては不十分である可能性があります。 従って、まずはNTT東西殿が上記措置とともに求められた「1XY番号による問い合わせの現状(1XY番号による問い合わせの受付件数及び代表的な新規サービスの申込みの受付件数を含む。)」の報告及びその検証結果を公表の上、公正競争条件確保のための追加的措置を早急に検討・実施すべきです。 具体的には、116窓口において、フレッツに係る申し込み・問い合わせを受け付けない、116窓口と着信課金用番号窓口の物理的な分割等の措 	<p>■ 当社は、「接続で知り得た情報の目的外利用の禁止」については、県域等子会社との業務委託契約に規定するとともに、当社及び県域等子会社社員向けの公正競争マニュアルの整備及び研修の徹底などにより、当該行為を厳格に禁じております。</p> <p>また、当社は平成18年5月から固定電話サービスは「116」、フレッツサービスは「0120-116116」を受付番号として周知徹底しておりますが、ソフトバンク殿の意見が「116へフレッツサービスに関するお問い合わせいただいたお客様は、0120-116116にかけ直すべき」という趣旨だとすれば、利用者利便を無視した意見であると考えます。(NTT東日本)</p> <p>■ 当社はフレッツサービス等の営業活動において加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図っています。</p> <p>「116窓口において、フレッツに係る申し込み・問い合わせを受け付けない」とのご意見については、固定電話に関する問合せと新規サービスに関する問合せを共に行うケースにおいてワンストップでの対応ができなくなるなど、お客様にご不便を強いることになり、不相当であると考えます。</p> <p>また、フレッツサービス等の受付センタと116センタを同一とするか否かは当社の業務運営の問題であり、そもそも、競争セーフガード制度での検証対象ではないと考えます。</p>	<p>■ 総務省は、「IP時代に於ける電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書」において、新規サービス受付への1XY番号の使用に関して公正競争条件を確保するための措置が必要である旨結論付けられたことを踏まえ、平成18年7月20日、NTT東西に対し、Bフレッツを含む新規サービス(加入電話及びISDNサービス以外のサービス)について、116番号を含む1XY番号を受付番号として広告を行わず、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金番号等を用いる措置の運用を徹底するよう指導を行った。</p> <p>さらに、このような措置によってもなお競争条件の同等性が損なわれていると認められるか否かを検証するため、実態の把握を行う観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> 「116センタ」における完了呼の件数 「116センタ」におけるBフレッツの申込みに係る受注件数 (2)のうち、116番号により発信された呼によるもの <p>について四半期毎に集計した数値を各事業年度終了後3月以内に報告することを求め、本年6月に平成19年度分の数値の報告を受けた。</p> <p>当該報告を通じて、十分な実態の把握が行える程度のデータが蓄積された段階で、新規サービス受付への1XY番号の使用に関し、公正競争条件を確保するために更なる措置が必要かどうか等について検討を行う。</p>

<p>置を講ずるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見67 加入電話の移行をてこにしたフレッツ光への切替えの奨励は、NTT東西の加入電話での独占的地位を利用した営業行為であり、公正競争上問題である。</p>	<p>再意見67</p>	<p>考え方67</p>
<p>■ <u>加入電話を梶子にしたBフレッツ(ひかり電話)への切替えの奨励</u> 【検証が必要な事象】 NTT 東西殿や県域等子会社において、加入電話の切替えを梶子にBフレッツ(ひかり電話)への切替えを奨励する販売施策が行われていないか。 (たとえば、販促物の作成等営業ツールにおいて) 【問題点】 ・加入電話の移行を梶子にしてBフレッツサービスへの切替えを奨励する販売行為は、NTT 東西殿が圧倒的なシェアを有する加入電話における独占的な地位を利用した営業形態の1類型であり、公正競争上、非常に問題であると考えます。 ・また、それが、県域等子会社による販売施策であった場合は、ユーザの立場からすると、NTT 東西殿本体と県域等子会社の区別は実質的につくものではないため、県域等子会社に対して、直接的、間接的を問わず公正競争要件が及ばないのであれば、実態と乖離している可能性があると考えます。 【必要な措置】 ・加入電話の移行を梶子にした販売実態、及びBフレッツへの移行が必須であるといったユーザに誤認をあたえる販売行為について、競争セーフガード制度の中で改めて検証をおこない措置を講ずるべきと考えます。</p>	<p>■ 当社は、「他事業者が利用できない固定電話情報のフレッツサービス等の営業への活用の禁止」については、県域等子会社との業務委託契約に規定するとともに、当社及び県域等子会社社員向けの公正競争マニュアルの整備及び研修の徹底などにより、当該行為を厳格に禁じております。 (NTT東日本) ■ 当社はフレッツサービス等の営業活動において他事業者の利用することのできない加入電話の顧客情報を用いないこと等について、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じるとともに、社外からの指摘・ご意見を踏まえ、お客様の誤解を生むような不適切な販売ツールの作成等を行わないよう、支店及び県域等子会社の社員等に適宜指導を行っております。 また、本年6月に本社に設置した審査組織において、全ての広告物の事前チェックを行うなど、広告物の適正化を推進しております。 (NTT西日本)</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案に関しては、NTT西日本のある県の県域等子会社において、「現行の電話回線サービスに代わる、新しい光回線サービスを2010年までに国内2000万回線提供すべく整備工事を進めている」こと、「2011年までに県内全域光回線網をカバーする構想が県知事より公表されたこと」を併記した上で、「現在、加入者が契約している電話回線・ADSL回線サービスを光回線サービスへ移行する」ことを求める「お知らせ」が配付される事案が発生している。 当該事案は、加入電話からNTT西日本のひかり電話への移行が公的施策であるかのような誤解を招きかねない広告物が配布されているものであり、不適切なものと認められる。 ■ NTT東西は08年6月に設置した広告物の審査組織において、すべての広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している等としており、NTT東西の宣伝・広告手法の適正化の状況について引き続き注視していく。</p>

<p>・また、県域等子会社に対して特定関係事業者の範囲を拡大する検討とあわせて、公正競争要件が、直接的に県域等会社に及ぼすことができる措置の導入が検討されるべきと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見68 ADSLサービスの未解除状態におけるBフレッツへの屋内配線切替えなど、独占的な地位を利用した営業実態について、改めて検証をおこなうべき。</p>	<p>再意見68</p>	<p>考え方68</p>
<p>■ <u>ADSLサービスの未解除状態におけるBフレッツへの屋内配線切替えの奨励について</u> 【検証が必要な事象】 集合住宅の契約者回線型(電話重畳なし)ADSL利用中のユーザに対して、Bフレッツ工事の際に、ユーザがADSLサービスの解約申込をする以前に、現にADSLにて使用している屋内配線をBフレッツに切替えるような対応の実施を(その結果、ADSLサービスは利用できず、解約と同等の状態となる。)奨励していないか。 【問題点】 ・この事象のような他社ADSLサービスが現用している屋内配線切替えを伴ったBフレッツ回線工事は、メタル線と光ファイバのアクセス回線を独占的に有し、両方の開通工事を自らの出資会社等関連会社が行っているNTT東西殿でしか実現できない行為であり、公正競争に及ぼす影響は非常に大きいと考えます。 ・また、NTT東西殿とADSL事業者間で確認されている解約申込処理フローは、ユーザからまずISP事業者(もしくはADSL事業者)を通じて行われることになっているにもかかわらず、例えばユーザの意思を確認した上であってもNTT東西殿の都合を優先して、屋内配線区間部分がBフレッツに</p>	<p>■ 【ADSL解約前の屋内配線切り替え】 仮にイー・アクセス殿が主張しているようなADSL解約前の屋内配線切替という事例がNTT東西殿により行われているとしたら、これは公正競争上極めて問題のある行為であると考えます。NTT東西殿の営業実態は我々では検証できないことから、総務省殿においては本件について、詳細な調査を行ったうえ、NTT東西殿と接続事業者とで屋内配線を公平に設置・利用できるよう必要なルール整備を行うべきと考えます。 このようなルール整備は、お客様及び接続事業者の選択肢を拡大し、FTTHサービス市場の競争促進の一助になるものと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 集合住宅におけるBフレッツ工事時に、お客様宅のメタルの屋内配線がADSL等で既に利用されていることが判明した際には、お客様が強く要望された場合に限り、その屋内配線を利用したBフレッツへの切替工事を実施することとしており、お客様のご意向がないにもかかわらず「ADSLにて使用している屋内配線をBフレッツに切替えるような対応を奨励」している事実はありません。なお、お客様の</p>	<p>■ イー・アクセスからは、NTT東西が、集合住宅における非重畳型ADSLに利用している屋内配線について、ユーザがADSLサービスの解約申込をする以前に、Bフレッツに切替えるような対応をしているおそれが指摘された。 これに対してNTT東西からは、ユーザから切替え意向があった場合に、ユーザにてADSLサービスの解約申込を実施されることを確認した上で工事を実施しているとの回答があった。 屋内配線の切替工事のフローについては、ユーザ意向を踏まえた事業者間での合意に基づき行うことが望ましいが、当該合意に反するような形で工事が行われているのであれば、事業者間で協議を行った上で必要な見直しを行うことが適当である。</p>

<p>切替えられた場合、ADSL 事業者は、NTT 東西殿から ADSL に係る接続料を請求され続けることとなり、この点も大きな問題点と考えます。</p> <p>【必要な措置】</p> <p>アクセス回線における独占的な地位を利用した営業実態について、競争セーフガード制度の中で改めて検証をおこない、措置を講ずるべきと考えます。</p> <p>■ 各項目の蓋然性が認められる具体的な状況については、必要に応じて、別途提示します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>ご要望に基づき切替工事を実施する場合においても、お客様においてADSLサービスの解約申込を実施いただける旨を確認することとしております。 (NTT東日本)</p> <p>■ 集合住宅において B フレッツの工事を行う際に、お客様宅の屋内配線が ADSL サービス等で既に利用されていることが判明した場合は、原則として、お客様に確認の上、新たにBフレッツに用いる屋内配線を敷設するか、B フレッツの工事を延期することとしています。</p> <p>ただし、お客様から要望された場合には、ADSL サービス等の解約申込みをお客様にて実施頂ける旨を確認した上で、お客様の要望に沿って屋内配線の切替を実施することがあります。</p> <p>こうした集合住宅における屋内配線の切替については、VDSL サービスを提供されている他事業者からも、他サービスで既に利用されている屋内配線をお客様の要望に沿って円滑に切り替えて利用できるようにすべきとの意見を頂いているところ です。 (NTT西日本)</p>	
<p>意見69 NTT西日本では「光ぐっと割引」が恒常的に提供されているが、恒常的な地域ごとの料金設定に問題はないのか、適正コストを下回る料金設定になっていないか等検証が必要。</p>	<p>再意見69</p>	<p>考え方69</p>
<p>■ (2)ー2: 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)</p> <p>NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した「光ぐっと割引(※)」が、実質的に3年以上継続して実施されており、恒常的な料金メニューとなっております。</p> <p>これは、恒常的な料金メニューにおいて、地域毎</p>	<p>■ 【B フレッツへの内部補助】</p> <p>ケイ・オプティコム殿がご指摘のような恒常的な割引料金設定の問題に加え、競争事業者より従前から指摘の多額の販売奨励金の問題等、NTT 東西殿における FTTH サービスの積極的な販売促進の背景には、固定電話を中心とした独占市場からの不当な内部相互補助が存在するのではないかと</p>	<p>■ 共同ガイドラインにおいては、電気通信事業法上問題となる行為として、独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定することや、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定することが掲げられているところである。</p> <p>累次の活用業務認可に係る運用においても、活</p>

<p>に料金格差を設けていることに他ならず、電気通信事業法第6条に定める利用の公平の観点から問題であると考えます。</p> <p>また、「光ぐっと割引」適用後のNTT西日本のFTTH利用者料金は、NTT東日本のFTTH利用者料金より安い料金設定となる一方、本年実施された加入光ファイバの接続料改定におけるNTT西日本の接続料は、NTT東日本の接続料より高い接続料が設定されており、利用者料金とそのコストたる接続料について東西間で逆転現象が生じております。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、そもそも地域毎の料金設定が恒常的に行われていることに問題ないのか、活用業務制度を利用して提供されているフレッツ光やひかり電話の利用者料金が、適正コストを下回る競争阻害的な料金設定になっていないか等を改めて検証する必要があります。</p> <p>※ フレッツ光プレミアムが最初の1年間：3,000円／月、大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・静岡県・広島県・福岡県を対象に地域限定で実施 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>いう疑いが拭いきれません。</p> <p>従って、総務省殿におかれては、FTTH サービスに係る公正競争環境の確保を目的とし、ケイ・オプティコム殿指摘の内容に関する詳細な検証の上、弊社意見書(平成20年8月25日)にて要望したFTTH サービスに係る費用の詳細化を行っていただきたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び小売コストの合計額を下回る等、競争阻害的な料金で提供されていないことを検証するため認可申請に当たって収支の見込み等の提出を求めてきたところである。</p> <p>競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していく。</p>
<p>意見70 FTTHアクセスサービス区分における営業費のうち、「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」に該当する費用の明確化を行うことが必要。</p>	<p>再意見70</p>	<p>考え方70</p>
<p>■ Bフレッツへの内部補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の本制度の検証において、競争事業者から、NTT東西殿におけるBフレッツに関する内部相互補助検証の必要性が指摘されていたところですが、これに対してその後、電気通信事業会計規則に定める指定電気通信役務損益明細表における役務区分の追加等の措置がなされました。 	<p>■ 第一種指定電気通信設備制度に係る接続料は、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(08年2月改定。以下「スタックテストガイドライン」という。)において、具体的な実施方法について規定されているところであり、事業法及スタックテストガイドラインに照らし、当該接続料金規制の運用状況について検証を行うことが必要と考えます。</p>	<p>■ 指定電気通信役務明細表は、独占的なサービスである指定電気通信役務について、市場ごとの収支を明らかにさせることにより、指定電気通信役務相互間、また、指定電気通信役務から競争的なサービスへの不当な内部相互補助を牽制・抑止し、もって利用者料金算定を適正化することを目的としている。</p> <p>したがって、一義的には、市場ごとに利益又は損</p>

<p>しかしながら、これらの措置のみでは内部相互補助の検証が難しいことについて弊社共は以前より指摘しているところであり、検証可能性を高めるためにもより踏み込んだ措置が必要と考えます。具体的には、FTTH アクセスサービス区分における営業費のうち、「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」に該当する費用の明確化を行うことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>さらに、キャンペーン費用については、ストックテスの「営業費」に含まれないため、独占分野からの内部相互補助がないかどうかなどの検証が非常に難しく、接続会計でのサービスごとの事業収支によるチェックもあわせて行うべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 当社はFTTHアクセスサービスについて、平成 21 年度から電気通信事業会計規則に基づく適切な収支算定を行い、これを開示することとしております。</p> <p>(NTT東日本及び NTT 西日本)</p>	<p>失のいずれが生じているかを検証することが適当であり、指定電気通信役務損益明細表において、必ずしもその費用の内訳の一部を示す必要はないものと考えられる。</p>
<p>意見71 不当な内部相互補助抑止のため、NTT東西と子会社の取引状況の公表の継続や、受託業務の効率化効果について行政による適切な検証が必要。</p>	<p>再意見71</p>	<p>考え方71</p>
<p>■ 不当な内部相互補助の抑止</p> <p>不当な内部相互補助の抑止について、会計制度の在り方に関する研究会報告書に基づき、NTT東・西本体と県域等子会社の取引状況が公表されるようになったことは適切と考えます。年度毎の実績が比較できるよう、今後も継続して公表されるべきです。</p> <p>また、非公表の「(NTT東・西子会社等における)受託業務の効率化効果」については、行政で適切に検証される必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 「不当な内部相互補助の抑止について、NTT 東・西本体と県域等子会社の取引状況を今後も継続して公表されるべき」との意見について賛成します。また、「非公表の(NTT 東・西子会社等における)受託業務の効率化効果について行政で適切に検証される必要があります」との意見については、検証を実施したことについて公表していただけるようあわせて要望します。参考資料のように、NTTグループ内における会計処理については会計検査院から過去に処理の不備を指摘されているところもあり、適切な会計処理を行っているかどうかについても詳細に検証して頂く必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 県域等子会社との取引については、会社法・税法等の一般ルールのもとで、独立の第三者間の取引と同様、適法・適正な委託費等により実施しており、今年度より主要な県域等子会社との委託費取</p>	<p>■ 子会社との取引については、接続料原価算定の適正化を図る観点から、接続会計報告書においてその取引額の記載を求めており、今後も継続して公表されるもの。</p> <p>また、子会社等の業務効率化による費用削減効果を NTT 東西の会計に反映させるため、子会社等への業務委託費と子会社等における当該業務に要した費用等について報告を求めているところであり、総務省において両者を比較・検証することとしている。</p>

	引額を開示しております。 (NTT東日本及びNTT西日本)	
意見72 NTT東西の作業単金は、一般的な水準に比して高くなっており、その適正性についても、本制度を通じて検証すべき。	再意見72	考え方72
<p>■ 作業単金の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に係る弊社共意見書(平成20年2月14日)でも述べたとおり、NTT東西殿の接続料として定められている作業単金は、一般的な水準に比して高くなっています。例えば、平成20年3月27日に情報通信審議会より答申された「実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定」における作業単金は、NTT東日本:6,280円/時間、NTT西日本:6,214円/時間とされていますが、一方で、一般的な通信工事技術者の作業単金は約3,600円/時間※となっており、1時間単位で比較すると約2,600円もの差があります。この意見に対し、NTT東西殿は再意見において、「作業単金については、労務費単金のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでいるものであり、現場管理費及び一般管理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退職金等)を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と当社の作業単金の水準を比較されている点については、内容が異なる」との意見をされていますが、弊社共はこの一般的な通信工事技術者の作業単金は作業者の待機時間や管理費・共通費等を加味したものとなっていることから、NTT東西殿の作業単金と原価範囲はほぼ同等であり比較は妥当であるものと考えます。 <p>※「建設物価」2008・1月号 通信工事技術者賃金実態調査より、関東地区の監督</p>	<p>■ 当社の作業単金と、「建設物価」上の通信工事技術者賃金の水準については、通信工事技術者賃金の対象は給与・賞与等の直接人件費のみであり、当社の作業単金に含まれる物件費、管理費等が含まれていないことから、内容が異なるものを比較することは不適切であると考えます。</p> <p>当社の作業単金については、当社決算値を基にアウトソーシング等による労務費等の削減効果を既に織り込んで算定しており、当社の業務実態と効率化効果を反映した適切な料金であると考えております。</p> <p>なお、当社としては、今後とも、一層の経営の効率化に取り組む所存です。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 労務費のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含む当社の作業単金と、現場管理費及び一般管理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退職金等)が含まれていない、「建設物価」上の通信工事技術者賃金の水準を比較することは、内容が異なるものの比較となるため、適当でないと考えます。</p> <p>作業単金については、当社決算値を基にアウトソーシング等による労務費等の削減効果を既に織り込んで算定しており、当社の業務実態と効率化効果を反映した適切な料金であると考えます。</p> <p>なお、当社としては、今後とも、一層の経営の効率化に取り組んでいく考えです。</p>	<p>■ NTT東西における作業単金については、アウトソーシング等による労務費・管理共通費等の削減効果が反映されているところであり、当該単金が、著しく妥当性を損なっているとは認められない。</p> <p>なお、NTT東西においては、引き続きの業務の一層の効率化に努めることが適当である。</p>

<p>又は主任の賃金平均額によると、一般的な通信工事技術者の作業単金は 28,500 円/日(8 時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> こうした通常より高水準と考えられる作業単金を元に NTT 東西殿から各県域子会社等への業務委託が行われることにより、NTT として本来達成すべき効率化が実現されず、資金のグループ内留保等が可能になるものと考えます。 <p>このような状況は、第一種指定電気通信設備との接続を行う事業者との競争環境に影響を及ぼしうるものであり、総務省殿においては、NTT 東西殿が子会社へ業務を委託する際の作業単金の適正性についても、接続料認可プロセスに加え、本制度を通じて検証すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	(NTT西日本)	
<p>意見73 公正競争環境確保のため、NTTグループ各社のブランド使用に関して早急にルール整備が必要であり、ブランド効果の分析・検証に着手すべき。</p>	再意見73	考え方73
<p>■ NTT ブランドの優位性</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省殿より公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価 2006」において、「NTT 東西を使い続ける利用者には、料金面以外に、NTT 東西のいわゆる「ブランド力」その他の効果が影響していると考えられ、何らかの「ロックイン」が存在している可能性がある」と記載されているとおり、NTT グループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に影響を及ぼしています。 また、昨年度の「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」における総務省殿の考え方 35 において、「NTT 東西及びNTTドコモが共同営業を行う場合、両者のブランド力が相乗 	<p>■ 【NTT ブランドの優位性】</p> <p>NTT グループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に影響を及ぼしているものと考えます。さらに、今後、FMC 等の展開により NTT グループ各社間の連携が強化されるに伴い、ブランド力が相乗的に機能し、競争環境に影響を及ぼす度合いが増すものと考えられるため、公正競争環境確保を目的として、NTT グループ各社におけるブランド使用に関してルール整備を実施することが早急に必要と考えます。</p> <p>なお、「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング 2008 年 9 月 17 日 公表</p>	<p>■ 「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」(07年7月総務省公表)においては、戦略的評価として「隣接市場間の相互関係に関する分析」を行ったところであるが、この中において、以下のように分析を行っているところであり、総務省としては、NTTのブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく考えである。</p> <p>「隣接市場間における事業者選択の一定の相関関係は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した結果と考えられ、競争政策上直ちに問題となる事象とは必ずしも言えない。</p> <p>ただし、事業者選択理由について分析を行った</p>

<p>的に機能すること等により、公正競争が阻害される可能性がある」と記載されているとおり、今後、NTTグループ各社間の連携が強化されるに伴い、ブランド力が相乗的に機能し、競争環境に影響を及ぼす度合いが増すものと考えられます。</p> <p>従って、公正競争環境確保を目的とし、NTTグループ各社におけるブランド使用に関して何らかのルール整備が早急に必要と考えられ、まずは具体的なルール策定にあたり、現状におけるNTTブランドの効果の詳細な分析・具体的検証に直ちに着手すべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>(http://www.seedplanning.co.jp/press/2008/0917.html)の結果においては、消費者にとっての「NTT」ブランドの優位性やNTTグループの一体性が見受けられる結果が導き出されており、今後本件について詳細検討を進める上での参考として下記に概要を記載させていただきます。</p> <p><「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」概要等></p> <p>① 「NTT」ブランドの認知度及び影響力</p> <p>1) 「NTT」ブランドの認知度は圧倒的</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「『NTT』のみを知っている」(38.7%)、「『日本電信電話株式会社』と『NTT』のどちらとも知っている」(61.3%)との結果から、消費者のほぼ全て(99.9%)が「NTT」を認知している。 <p>2) 「NTT」ブランドは消費者のサービス購入時に影響</p> <ul style="list-style-type: none"> - サービスや商品購入の際に社名に「NTT」を冠することで、56.2%の消費者が利用意向が増すと回答。 <p>3) 消費者はサービスブランドでなく、NTTブランドでサービスを選択</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「『NTT』という企業ブランドの方が印象、及び記憶が強い」(70.9%)が7割超を占めている。 <p>② NTTグループの一体性について</p> <p>1) NTTグループ各社が個別の事業運営を行っているとの認識は少数に留まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT東西殿とNTTコミュニケーションズとが「一体的に事業運営しているとみている」(30.1%)及び「よくわからない」(34.9%)の合計が6割超。 - NTT東西殿とNTTドコモ殿とが「一体的に事業運営しているとみている」(22.0%)及び「よくわからない」(32.5%)の合計が5割超。 <p>2) NTT東西殿と県域等子会社を別会社と認識</p>	<p>結果、NTTグループのサービスの選択者はブランド力を重視し、その他の事業者のサービスの選択者は料金の安さを重視する傾向にあることが示唆されている。</p> <p>このような傾向については、単にボトルネック設備の有無にとどまらず、NTTグループとしての歴史や総合的事業能力をどう考えるべきかという点にもつながりうるものであるが、この点については、豊富なデータに基づく緻密な分析を行った上で十分な議論を行うことが必要となろう。競争評価としては、引き続き利用者の需要動向の変化をフォローした上で、異なる市場間における事業者選択に相関が生じる理由について、競争政策的観点から問題となるものとならないものを峻別した上で、より詳細に分析を行っていく必要がある。」</p> <p>■ 07年7月に改正した「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」において、NTT東西がNTTドコモと連携して活用業務に該当するFMCサービスを提供する場合において、NTTドコモと共同営業を行うとすれば、NTT東西とNTTドコモのブランド力が相乗的に機能する等により、公正競争が阻害されることが懸念されることから、NTT東西は上記連携によるFMCサービスの提供に当たってNTTドコモの提供するサービスと同一の名称によるサービスの提供を行わないことを条件として掲げたところである。</p> <p>■ 「NTT東日本一〇〇」等の県域等子会社の社名については法制上特段の制約はないものの、NTT東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視する。</p>
---	--	--

	<p>している消費者は少数。</p> <p>- 「NTT 東日本-〇〇」や「NTT 西日本-〇〇」という社名を、「NTT 東日本や NTT 西日本の子会社」と捉えている消費者が 26.8%に対し、「NTT 東日本や NTT 西日本の支店」と捉えている消費者は 36.3%と多数を占める。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 「今後、NTT グループ各社間の連携が強化されるに伴い、ブランド力が相乗的に機能し、競争環境に影響を及ぼす度合いが増すもの」との意見について賛成致します。</p> <p>NTTドコモや県域子会社などの社名におけるNTTブランドの利用に留まらず、フレッツテレビやひかり TV にみられるようにアクセス以外のサービスにおけるブランド力の利用についても、利用者側から見ればNTTから提供されていると誤認を与えることともなり、そのNTTブランド利用について今後新たな公正競争要件の検討が必要であると考えます。</p> <p>現に、以下に公表されているアンケートにおいては</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般消費者は「NTT 東日本-〇〇」という社名が、NTT 東日本や NTT 西日本の支店、もしくは子会社として認知している。 ➤ 一般消費者は「NTT〇〇」というように、「NTT」が加わることにより利用意向が高まる ➤ フレッツテレビが実際の提供事業者であるオペティキャストではなく、NTTによって提供されていると認識している一般消費者が多数を占めている <p>と指摘されており、NTT ブランド力の影響力を定量的に示しているものとなっています</p> <p>※参照</p>	
--	--	--

	<p>株式会社シードプランニング殿 平成 20 年 9 月 17 日プレスリリース「企業ブランド調査を実施」 (http://www.seedplanning.co.jp/press/2008/0917.html)</p> <p>～略～</p> <p>消費者は「NTT〇〇」というように、「NTT」が加わることにより利用意向が高まるが、5 割超となっている。</p> <p>～略～</p> <p>消費者は「NTT 東日本ー〇〇」という社名が、NTT 東日本や NTT 西日本の支店、もしくは子会社として認知している。</p> <p>～略～</p> <p>個別サービスである「フレッツ」や「OCN」、「フレッツテレビ」の提供会社を正確に認識している人は、それぞれ 5 割未満、約 3 割、約 0.1 割となっており、「NTT」として一体的にイメージされている。</p> <p>～略～</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(平成 9 年 12 月 4 日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されておらず、ブランドや信頼性は企業としての経営努力の結果として獲得されるものであり、公正競争の観点から問題となるものではありません。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見74 ソフトバンク社やKDDI社は、最近、自社固定電話を含め「自社ユーザ間は無料」とする一方、「他社ユーザへは割高」或いは「他社ユーザからは割高」という、極端な通話料金を導入している。これらの料金は、高い(独占的な)接続料を使って、「本来自社ユーザが負担すべきコストまで接</p>	<p>再意見74</p>	<p>考え方74</p>

<p>続料に上乗せして他社の携帯・固定ユーザに負担させ、そうして得た利益で自社ユーザを優遇する」反競争的な行為である疑いが強い。接続料の適正性及び公平性について調査すべき。</p>		
<p>■ ソフトバンク社やKDDI社は、最近、自社固定電話を含め「自社ユーザ間は無料」とする一方、「他社ユーザへは割高」或いは「他社ユーザからは割高」という、極端な通話料金を導入している。これは違法に利用者を差別する料金にあたるのではないかと。例えば米国には、「市内かけ放題」、「州内かけ放題」、「国内かけ放題」といった定額料金制があるが、通話先が自社ユーザか否かで、差別する料金は存在しないと思う。</p> <p>また、これらの料金は、高い(独占的な)接続料を使って、「本来自社ユーザが負担すべきコストまで接続料に上乗せして他社の携帯・固定ユーザに負担させ、そうして得た利益で自社ユーザを優遇する」反競争的な行為である疑いが強い。</p> <p>総務省殿におかれては、接続料の適正性及び公平性について調査を実施され、こうした差別的な料金の改善を求めていただきたいと考える。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 現在、小売市場において資本関係のある事業者間もしくは複数の小売市場を持つ事業者内において、携帯電話と固定電話の通話料を無料とする小売料金を設定しております。また、一部の携帯電話事業者からは「自社内通話や自社グループ間通話の利用料金を無料にする一方で自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことが出来る」(2008年3月期ソフトバンク社中間決算説明会)とのコメントが出されており、通話料無料のコストを接続料に転嫁し、回収しているという可能性が考えられます。</p> <p>以上のように、携帯電話市場の市場支配力を固定電話市場で行使していると懸念があることから、携帯電話と固定電話間に係る卸売市場における分析が必要と考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p> <p>■ NTT 東日本・再意見28に同じ</p>	<p>(考え方28に同じ。)</p>
<p>意見75 固定電話と携帯電話の無料通話を提供している事業者については、自社内通話や自社グループ間の通話の赤字を接続事業者が支払う接続料で補填している懸念があることから、当該事業者のグループ内等における接続料の検証が必要。</p>	<p>再意見75</p>	<p>考え方75</p>
<p>■ 固定電話市場においては、自社の携帯電話との無料通話を梃子に、固定電話ユーザの獲得をめざし、自社内や自社グループ内の固定電話-携帯電話相互間の通話を無料にするといったバンドルサービスが登場してきています(KDDI殿:au まとめト</p>	<p>■ 【携帯-固定の通話料無料化、他事業者の営業活動の検証等】</p> <p>そもそも本制度は、事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確</p>	<p>(考え方28に同じ。)</p>

ーク、ソフトバンク殿:ホワイトコール24)。

一般的に固定電話より高い水準の接続料(固定電話の接続料の約5倍の接続料)を携帯事業者が設定していることに鑑みれば、固定発着携帯着の通話無料サービスを提供することは困難であり、

- ・ 自グループ内への通話だけを無料としているが、自グループと他社に適用する接続料の差に合理的な理由があるか、
 - ・ 仮に無料とした通話料に接続料の負担がないとすれば、当該通話の接続料を他社の接続料に転嫁している可能性があるのではないか、
- といった懸念があることから、電気通信市場における公正な競争確保を図るという競争セーフガード制度の趣旨に鑑み、当該事業者グループ内における接続料の検証が必要であると考えます。

(NTT東日本)

■ 【固定電話と携帯電話の無料通話について】

- ・ 現在、固定電話市場においては、自社又は自社グループの携帯電話との無料通話を梃子に固定電話ユーザの獲得を目指し、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスが登場していますが、当社の場合は、携帯電話事業者殿が当社に対して設定される接続料が高止まりしているため、当社が当該携帯電話事業者殿との間の利用者料金を同様に無料とするサービスを提供することは困難な状況にあります。
- ・ 当社が携帯電話事業者殿との間の利用者料金を無料とするサービスを提供するにあたっては、当該携帯電話事業者殿が当社に対して設定されている接続料の低廉化を図って頂く必要があると考えます。その点、ある携帯電話事業者殿の公式ホームページにおいて、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂け

保することが目的であり、NTT 東西殿より指摘された各案件については、検証対象ではありません。

このような意見がNTT 東西殿より出されること自体、NTT 東西殿が自身の行為から目を逸らさせるべく、いたずらに議論を拡散させるものであり、極めて問題であると考えます。従って、総務省殿はこのような意見をまともに取り扱うべきではないと考えます。

なお、NTT 東西殿より意見提出されている「携帯一固定の通話料無料化」及び「ひかり電話接続料」に係る弊社共意見については、「電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する再意見募集に関する再意見書(平成20年6月10日)」を参照願います。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- モバイル市場は、契約者数が1億を超え、利用者の需要も固定サービスからシフトしており、それに対応して利用者の利便性に与える影響、それに伴って競争施策が有する意義は、固定サービスと比較しても相対的に大きくなっていると考えられるため、更に競争を促進し利用者利便性の向上を図る取組みとして、今後、第二種指定電気通信設備制度の接続料のあり方を含む見直しの検討が行われる時期にきていると考えます。

※参照

弊社平成20年8月25日提出意見書 1、(2)、ア

■ 第二種指定電気通信設備の指定要件の見直し
～略～

【必要な措置】

- ・ モバイル市場の状況に応じて、適宜、制度の運用の見直しを行う必要があると考えますので、競争セーフガード制度の中で検証をおこない、届出

<p>るので利益を出すことができる。」と記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料で補填されている懸念があることから、当該携帯電話事業者殿グループ内等における接続料の取引実態等を検証して頂きたいと考えます。→別添5(省略)</p> <p>【他社 0AB～J/050 電話サービスに係る接続料について】</p> <p>・従来は、ひかり電話の接続料を交渉する過程において、他社接続料の低廉化に向けた働きかけを行うことが可能であったため、他社 0AB～J/050 電話サービスに係る接続料は、ひかり電話の接続料と同水準となるよう設定されてきたところですが、今後、ひかり電話の接続料が接続約款に規定されるようになれば、こうした働きかけを行うことが困難になると想定されます。他社接続料の高止まりによって、事業者間の公平性が損なわれる事態が生じないよう、その低廉化に向けた対処策を検討しておく必要があると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>制の場合であっても接続条件の適正性を確保するために意見書の招集などでステークホルダーからの検証が事前に可能なフロー等を導入すべきと考えます。</p> <p>・また、今後の第二種指定電気通信設備に対するドミナント規制の在り方についても、引き続き検討される必要があると考えており、現在の指定基準(25%)の在り方、第一種指定電気通信設備と同等の接続条件の適正性を確保する方策としての接続約款の認可制への移行、並びに接続会計の適用等の検討が行われるべき対象になると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見76 公正競争確保に加え、消費者保護の観点からも、NTTグループだけでなく、他事業者の営業活動の適正化について検証の対象とすべき。</p>	<p>再意見76</p>	<p>考え方76</p>
<p>■ 他事業者が、「NTTの〇〇です。基本料がお安くなります」、「NTTから委託を受けてお電話しております」、「今月中にNTTから〇〇〇へ変更しないと電話が使えなくなります」、「NTTと提携したため、電話料金がお安くなります」のように当社または当社関係者を装う、当社から業務の委託を受けていると虚偽の説明を行うなど、他事業者の不正な営業活動に関する苦情が当社のお客様から寄せられており、個別にお客様及び事業者対応を行っております。</p>	<p>■ソフトバンク・再意見75に同じ</p>	<p>■ 競争セーフガード制度は、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を定期的に検証することが目的である。</p> <p>なお、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に意見の申出(電気通信事業法第172条)をすることが可能である。</p>

<p>競争セーフガード制度の検証にあたっては、公正競争確保に加え、消費者保護の観点からも、NTTグループだけではなく、他事業者の営業活動の適正化についても検証の対象とする必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>		
--	--	--